

稲沢市地域強靱化計画

令和3年2月

稲 沢 市

目 次

第1章 計画の策定趣旨、位置づけ	1
1 計画の策定趣旨.....	1
2 計画の位置づけ.....	2
3 計画期間.....	2
第2章 本市の地域特性等	3
1 本市の地域特性.....	3
1.1 位置・地形・交通.....	3
1.2 人口動向.....	8
1.3 社会資本の老朽化.....	10
1.4 産業の特色.....	11
1.5 住環境整備.....	12
2 本市に影響を及ぼす大規模自然災害.....	17
2.1 想定するリスクの考え方.....	17
2.2 地震により想定される被害.....	17
2.3 豪雨・台風による過去の被害と想定される被害.....	27
第3章 本市の強靱化の基本的な考え方	35
1 本市の強靱化の基本目標.....	35
2 地域強靱化と地域活性化の取り組みとの調和.....	35
3 本市の強靱化を進める上での留意事項.....	35
第4章 本市の強靱化の現状と課題（脆弱性評価）	37
1 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定.....	37
2 施策分野（個別施策分野と横断的分野）の設定.....	39
3 脆弱性評価の実施手順.....	39
第5章 推進すべき施策	40
1 リスクシナリオごとの強靱化施策の推進方針.....	40
2 施策分野ごとの強靱化施策の推進方針.....	82
第6章 計画推進の方策	109
1 計画の推進体制.....	109
2 施策の重点化.....	109
3 計画の進捗管理.....	110
4 計画の見直し.....	110
【附属資料】 脆弱性評価結果	111
【用語集】	146

第 1 章 計画の策定趣旨、位置づけ

1 計画の策定趣旨

わが国では「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が、平成 25(2013)年 12 月、公布・施行され、国土強靱化に関する施策を推進することとなった。基本法では、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりに関して、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、総合的かつ計画的に推進するとしている。

平成 30(2018)年 12 月 14 日に閣議決定された国の国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）は、その理念の中で、自然災害により甚大な被害を受けた際に、都度、長期間にわたる復旧・復興を図るといった「事後対策」を繰り返してきた反省をふまえて、人命を守ることを最優先とし、また、経済社会への被害が致命的なものにならず迅速に回復する、「強さとしなやかさ」を備えた国土、経済社会システムを平時から構築するという事前防災及び減災、その他迅速な復旧復興、国際競争力の向上といった発想に基づき、総合的かつ継続的に強靱化に取り組んでいくことが重要であるとしている。

このため、基本計画では、いかなる災害等が発生しようとも、

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

を国土強靱化の基本目標として、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた「国土強靱化」（ナショナル・レジリエンス）を推進することが求められるとともに、基本計画において、国土強靱化の理念を踏まえた、国土強靱化を推進する上での基本的な方針が定められている。

愛知県では、このような国の動きに合わせて、平成 28(2016)年 3 月には、愛知県地域強靱化計画（以下「県地域強靱化計画」という。）が策定され、令和 2(2020)年 3 月に改訂がなされている。本市においても、南海トラフ巨大地震による甚大な被害の発生が危惧される中、国の基本計画や県地域強靱化計画との調和を図りつつ、本市の強靱化を推進していく必要があるため、地域特性や想定される被害を踏まえ、強靱化の基本目標や強靱化を進めるにあたり留意すべき事項等をはじめとした基本的な考え方や、それに対する現状と課題、そして推進すべき施策を明確にし、本市の強靱化の指針となる稲沢市地域強靱化計画（以下「市地域強靱化計画」という。）を策定するものとする。

■本市の強靱化の基本目標

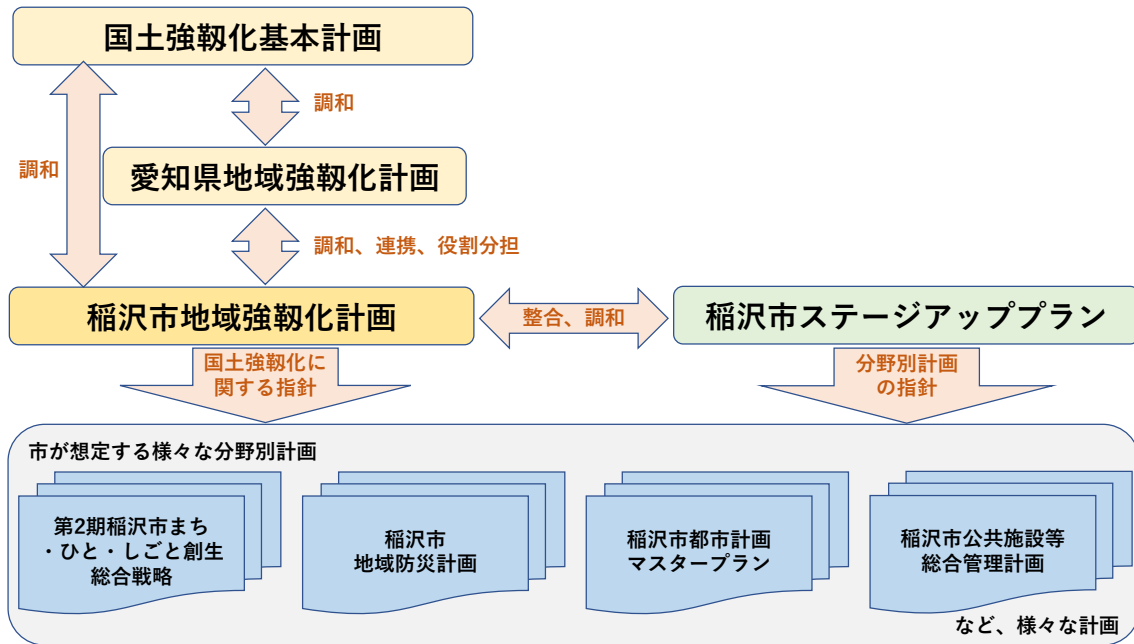
- (1) 市民の生命を最大限守る。
- (2) 地域及び社会の重要な機能を維持する。
- (3) 市民の財産及び公共施設、産業・経済活動に係る被害をできる限り軽減する。
- (4) 迅速な復旧復興を可能とする。

2 計画の位置づけ

市地域強靱化計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであるため、基本計画との調和や県地域強靱化計画との調和、連携を図っていく必要がある。

また、市地域強靱化計画は、市政の基本方針である稲沢市ステージアッププラン（第6次稲沢市総合計画）（以下「稲沢市ステージアッププラン」という。）との整合を図りながら、災害対策基本法に基づく稲沢市地域防災計画ほか、本市における様々な分野の計画の指針となるよう策定する。

市地域強靱化計画の対象区域は、本市全域であることを基本とし、本市が主体となり取り組みを進める事項を中心に扱っていくものとする。



3 計画期間

市地域強靱化計画は対象とする期間を、稲沢市ステージアッププランの終期と合わせ、令和3(2021)年度から令和9(2027)年度までの7年間とする。ただし、計画期間中においても、社会情勢の変化や災害の教訓を踏まえながら、必要に応じた見直しを行う。

第2章 本市の地域特性等

1 本市の地域特性

1.1 位置・地形・交通

本市は愛知県西部、濃尾平野のほぼ中央、名古屋市の北西約13kmに位置し、北は一宮市、東は清須市に、西は木曾川を挟んで岐阜県羽島市、岐阜県海津市に、南は愛西市、あま市にそれぞれ接している。

地形は東西14.6km、南北9.2km、面積79.35km²で東西に長い長方形状をしている。土地の標高は南西部の平和町、目比町付近の約0mから、北東部に位置する赤池町付近の約7.0mの範囲にあり、北から南にかけて緩やかに傾斜している。市域全域はほとんど起伏のない平坦地であり、自然堤防だけがわずかに高くなっている。

河川については、西端には木曾川が、東端には青木川、五条川が市域に接するように流れている。また、市内には領内川、日光川、三宅川、福田川等の河川が市域を縦断するかたちで南下している。

濃尾平野の地形を大きく扇状地地帯、氾濫平野、三角州地帯に三分すると、本市は氾濫平野に属しており、その地盤はかつての河道周辺に形成された自然堤防、自然堤防状微高地とその後背湿地により構成されている。



図 稲沢市の位置

(出典：稲沢市ホームページ)

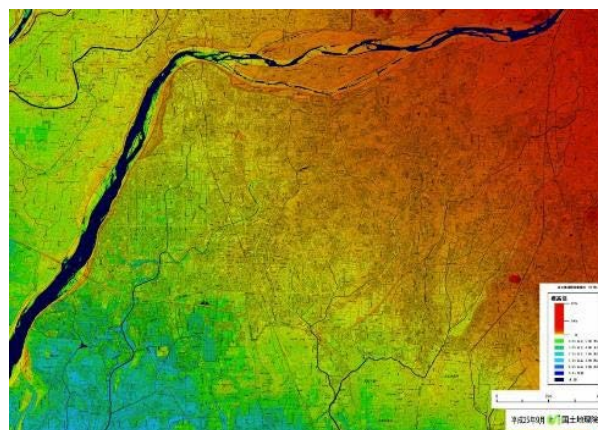


図 愛知県稲沢市周辺標高図

(出典：国土地理院デジタル標高図 愛知【技術資料 D1 - No. 824】)

地質的には、沖積層で地味肥沃であり、地下地質は、およそ 20mまでが砂層で、その下位に礫層が存在している。砂層の中には、ところどころ厚さ5～10m程度のシルト層や粘土層が含まれている。シルト層や粘土層は縄文海進期の海成粘土が主体で、上部の砂層は縄文海進期以降、木曾三川が埋め立てた氾濫平野の堆積物である。そして、下位の礫層は、氷河時代の海面低下期に運搬力の増した川が運んだ扇状地性の堆積物と考えられる。

中部地方は活断層の分布密度が世界的にみても特に高い地域であるが、本市域は完新世の地層（濃尾平野の沖積層）に覆われていることから、このほかにも未知の伏在活断層が存在する可能性がある。

沖積平野では、地震による揺れが増幅され強い震度となるとともに、液状化の危険度が高くなる傾向がある。河川についても、堤防の決壊による洪水等により、広範囲が浸水するとともに、長期的に湛水することが危惧される。

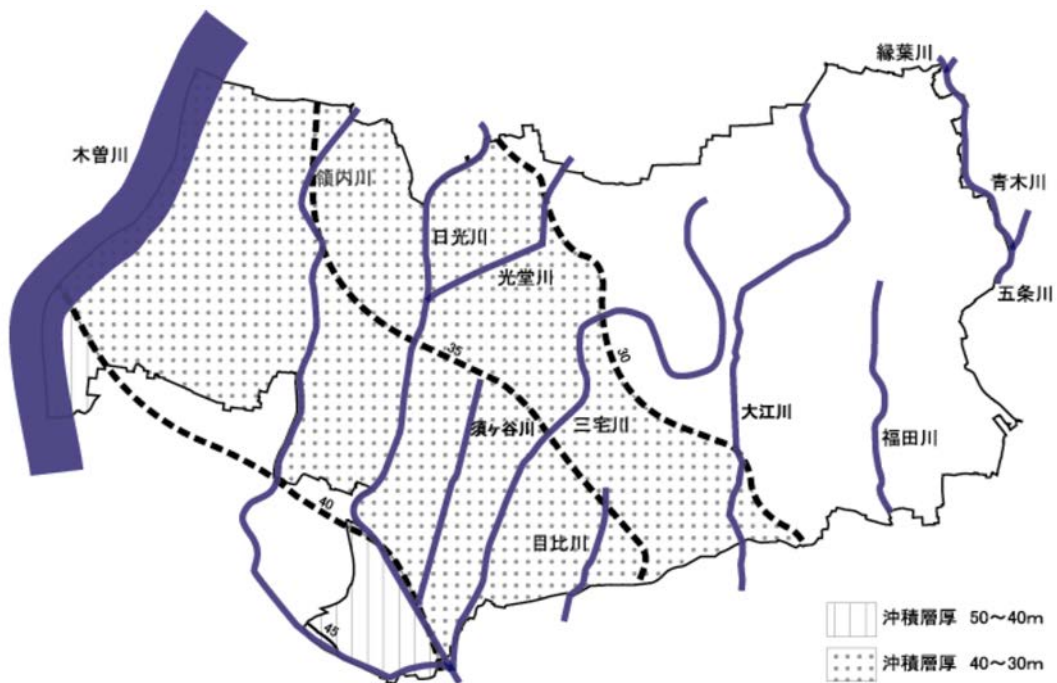


図 本市の地質図（出典：愛知県の地質・地盤その1）

本市における主要幹線道路は、県の道路体系の骨格を形成するもので、県内通過交通や県内各都市間交通を担っている。都市内におけるまとまった交通を受け持つとともに、都市の骨格を形成する幹線街路は、隣接都市を繋ぐ道路や自動車専用道路へのアクセス道路等、都市の軸となる道路であり、市内の円滑な交通処理や地域間の連携強化のため重要な役割を担っている。そのため、特に名古屋方面への交通需要に対応する(都)名古屋岐阜線については、未整備区間の整備が必要である。

本市では、南北方向の主要幹線道路である(都)西尾張中央道、(都)一宮弥富線(国道155号)が、おおむね整備を完了しているが、(都)祖父江稲沢線、(都)稲沢西春線、(都)春日井稲沢線はいずれも鉄道交差部をはじめとして相当区間で未整備となっており、踏切等において交通渋滞が発生している。これらの路線は、主要幹線道路や名神高速道路一宮インターチェンジへ接続する広域的アクセス道路であるとともに、一体的な都市構造の構築に寄与する道路でもあり、災害時の緊急輸送路としての機能も期待されるため、立体交差化を含め、その整備が急務となっている。

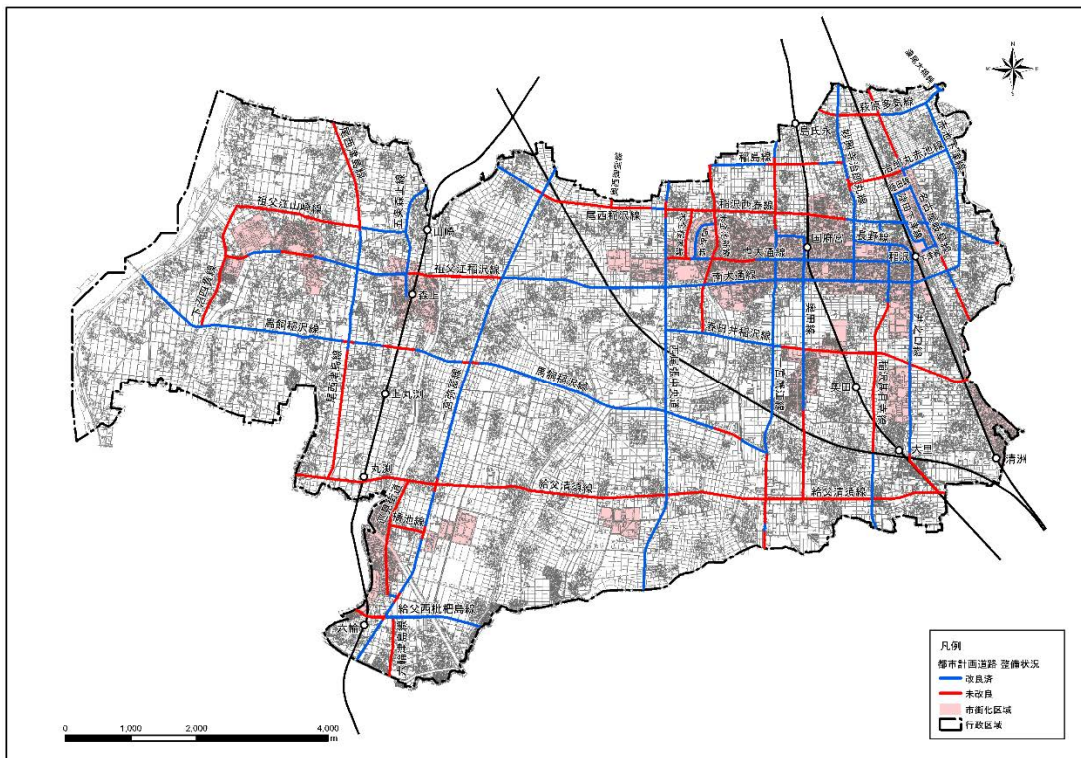


図 都市計画道路の整備状況 (出典：稲沢市都市計画図)

表 現在事業中の都市計画道路

施行者	整備路線・区間
稲沢市	(都) 木全桜木線 (木全・西町地区)
	(都) 木全池部線 (重本・西町地区)
	(都) 井之口線 (日下部・増田地区)
愛知県	(都) 祖父江稲沢線 (片原一色地区)

本市は名古屋駅からJR、名鉄特急を利用して約10分で着くことが可能であり、通勤や通学に至便な地域となっている。市内には、鉄道駅が全部で11駅あり、そのうちJR稲沢駅と名鉄国府宮駅が都市拠点となっている。

しかし、本市は東西に長く、各地区の特性は大きく異なり、名古屋から10～15分で到着できる地区もあれば、名古屋までバスと鉄道を乗り継いで1時間も時間を必要とする地区も存在する。そのため、市内9地区における人口動態は様々で、JR稲沢駅周辺の土地区画整理事業が進められた下津地区では人口急増する一方、千代田地区や大里西地区では平成に入ってから一貫して人口減少が続いている。



図 鉄道路線の現況

(出典：稲沢市都市と緑のマスタープラン策定委員会別冊資料3 参考統計集)

交通利便性の地域差は、災害時における帰宅困難者に大きな影響を与えうるものであり、東西道路をはじめとした道路交通網の整備が早急に必要と考えられる。

現在、令和9(2027)年に予定されているリニア中央新幹線の東京-名古屋間の開業に向けた名古屋駅周辺開発が進んでおり、本市をはじめとした名古屋駅から10分圏内の他の自治体でも駅周辺整備が進められている。今後10～20年で社会経済情勢はリニアインパクトにより大きな変化を迎えることとなり、まちづくりにも大きな影響があると考えられる。



図 広域の道路計画図

(出典：稲沢市都市と緑のマスタープラン策定委員会別冊資料3 参考統計集)

1.2 人口動向

本市の人口は、平成 22(2010)年の国勢調査において、昭和 45(1970)年以降はじめて減少となった(136,442人)。平成 27(2015)年の国勢調査では 136,867人であるが、JR 稲沢駅周辺開発による社会増も収束に向かっており、今後人口減少傾向が続けば、令和 22(2040)年には昭和 45(1970)年の水準になる見通しである。

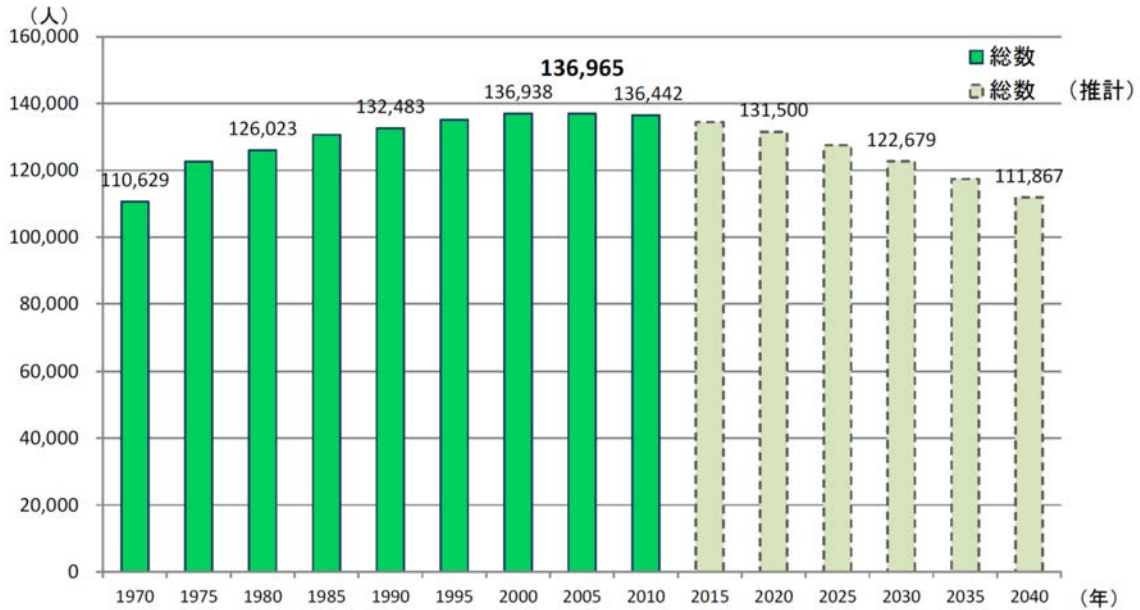


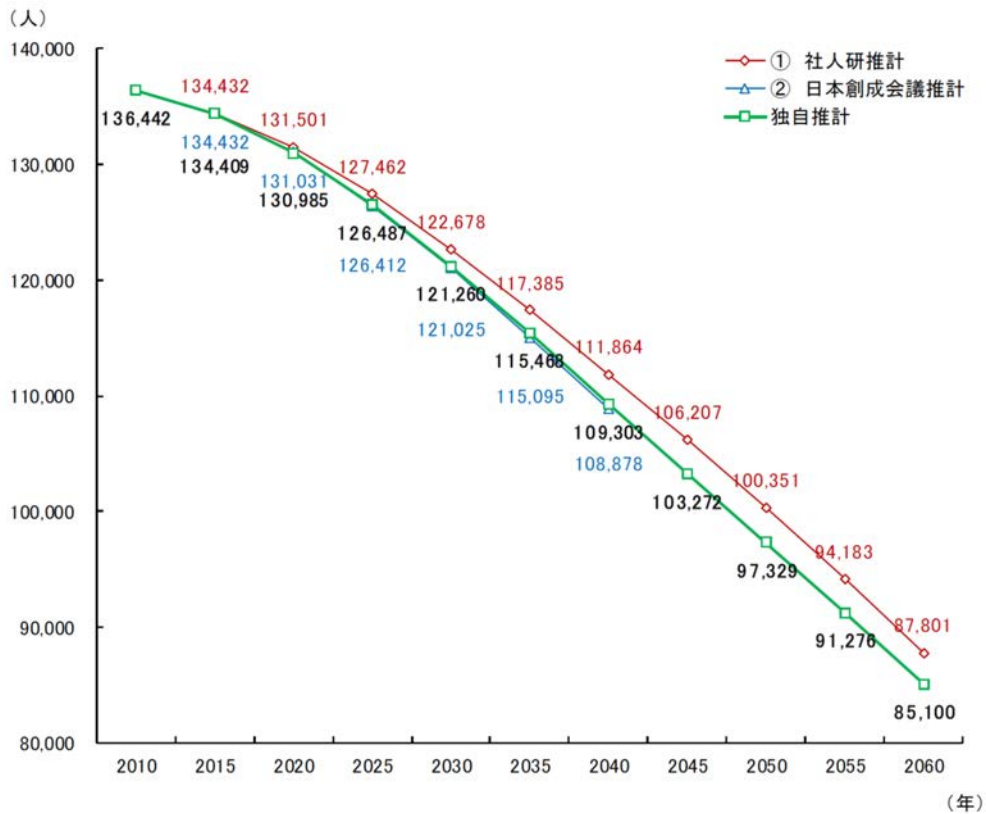
図 本市の総人口の推移及び将来推計人口 (出典：稲沢市人口ビジョン)

2010年までは「国勢調査」、2015年以降は国立社会保障・人口問題研究所
「日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)」

※1970～2000年は旧稲沢市、旧祖父江町、旧平和町を合計した数値

一方、世帯数は、現在に至っても増加しており、55,432世帯(令和2年11月1日現在：住民基本台帳に基づく世帯数)に達している。また、1世帯あたりの世帯人員は、昭和33(1958)年の5.49人から減少傾向にあり、令和2年11月1日現在では2.46人となっており核家族化ならびに高齢者の単身世帯が増加傾向にある。

年齢3区分別人口では、当面は少子高齢化が一層進む見通しにあり、特に年少人口(15歳未満)は約2万人であったものが、令和42(2060)年には半分以下の約7千人まで減少するとされている。一方、高齢者人口(65歳以上)は、令和22(2040)年に現在よりも約1万人増の約4万人をピークに、その後は緩やかに減少し、令和42(2060)年には約3万5千人となる見通しとなっている。生産年齢人口(15～64歳)も、年少人口と同様に減少し令和42(2060)年までに約4万3千人となる見通しである。



社人研推計 : 国立社会保障・人口問題研究所による推計。主に2005(平成17)年から2010(平成22)年の人口の動向を勘案し将来の人口を推計
 日本創成会議推計: 社人研推計をベースに、移動に関して異なる仮定を設定

図 本市の人口推計結果 (出典: 稲沢市人口ビジョン)

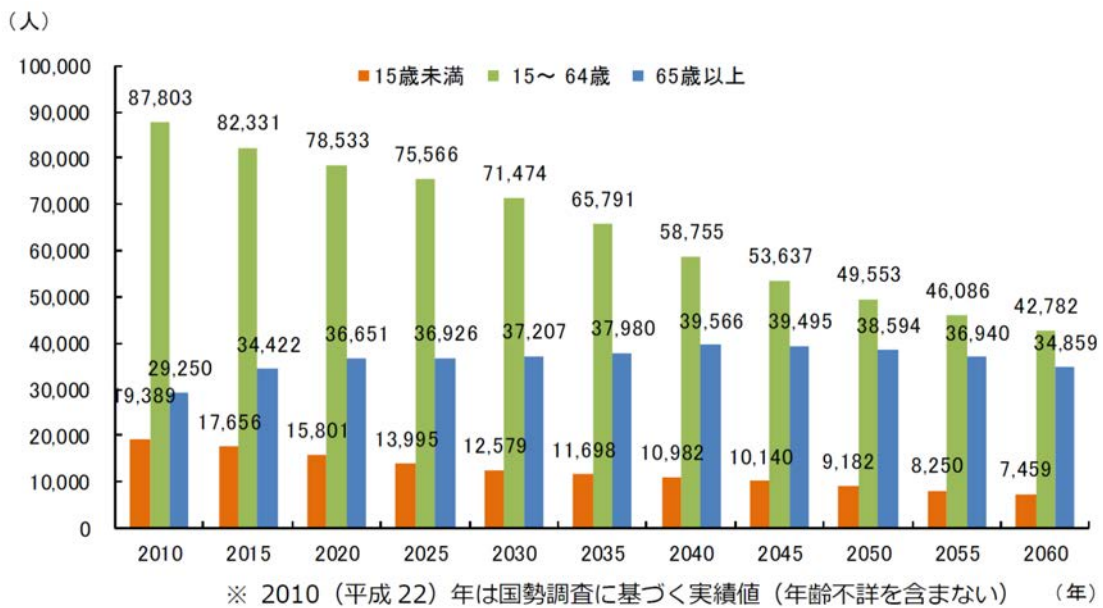


図 本市の年齢3区分別人口の見通し (出典: 稲沢市人口ビジョン)

1.3 社会資本の老朽化

本市が所有する公共施設は、経過年数別延床面積から見ると、建築後30年以上経過している建物が全体の68.4%を占め、40年以上経過している建物が全体の32.8%となっている。これらを類型別でみた場合には、庁舎等と産業系施設において建築後40年以上経過している建物が多いのに対し、その他教育施設は10年未満の建物が多くなっている。市が保有する公共施設のうち、旧耐震基準で整備された公共施設は全体の52.8%、延床面積211,521.48㎡となっている。旧耐震基準の公共施設の耐震診断の状況は93.8%が実施済み、不要が0.5%、未実施が5.7%（12,146.15㎡）となっている。

また、耐震診断が実施済みの建物における耐震補強の状況は、91.0%が耐震性確保済みだが、未実施の建物が9.0%ある。耐震診断が未実施の建物と合わせると、30,008.24㎡の建物の耐震性が確保されていない状況である。

これらの公共施設やインフラ施設は高度成長期以降に集中的に整備されたものが多く、近い将来一斉に老朽化が進行し、厳しい財政状況の中、その改修や更新、維持管理に多額の費用が必要になると見込まれている。今後の維持管理については、安全性や機能を持続的に確保するとともに、戦略的かつ計画的に推進していくことが求められている。

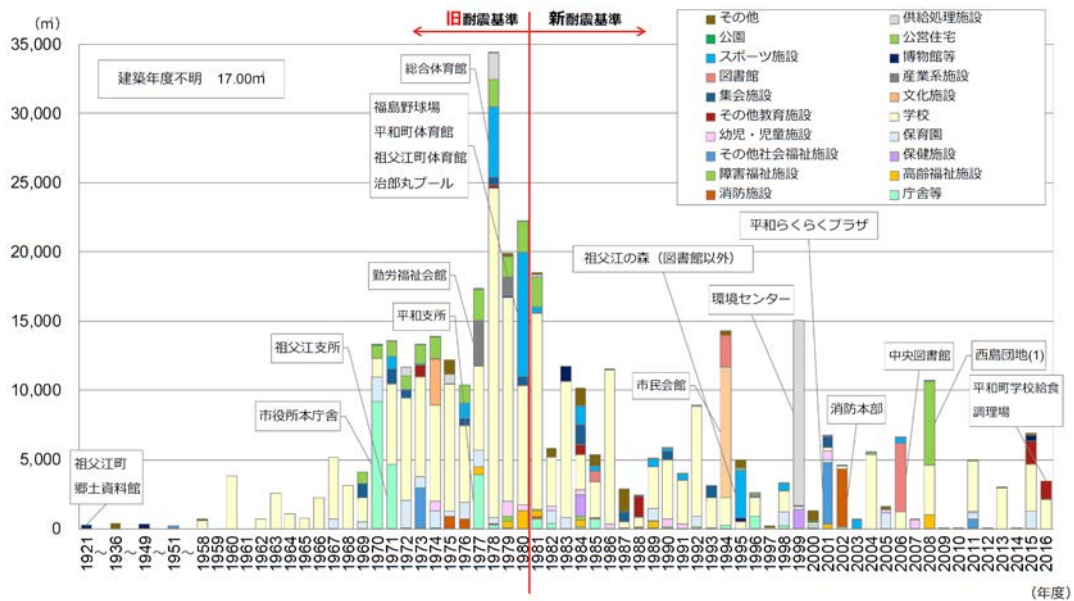


図 公共建築物年度別整備状況（出典：稲沢市公共施設等総合管理計画）

施設類型（中分類）別建設年度別の延床面積をみると、昭和45(1970)年度から昭和61(1986)年度にかけて建築された公共施設が多い。特に旧耐震基準（昭和56(1981)年5月以前）の時期に小中学校や庁舎等や体育館等、面積の大きな施設が整備されている。

1.4 産業の特色

本市の面積の約 45%は農地であり、名古屋市近郊に位置しつつも、肥沃な土壤に恵まれ、優良な農地が多いといえる。本市では従来、農業経営の合理化推進や生産性向上等を目的とする土地改良事業等の農業基盤整備が盛んであり、そのため、本市の市街化区域の割合は約 11%と、県内市町村の平均である約 36%と比べて、非常に少ない割合となっている。また、市全体で見た場合、多くの農業集落が市街化調整区域に広範囲に点在する土地利用となっている。

本市では、全国平均に比べ、第 1 次産業及び第 2 次産業就業人口の割合が高く、第 3 次産業の割合が低くなっているが、近年、第 1 次産業就業人口割合が減少するとともに、第 1 次、第 2 次産業から第 3 次産業へと就業構造が変化してきている。

農業については、種苗・苗木類、野菜、花木の生産が盛んで、農業経営耕地面積は愛知県尾張地方では、愛西市に次ぐ面積となっている（平成 27(2015)年 2 月 1 日現在）。工業については、製造品出荷額等をみると近隣の小牧市に次ぐ出荷額があり、プラスチック、はん用機械、電子部品、非鉄金属、食料品等が主力を占めている（平成 26(2014)年度）。また、商業については、近隣では、春日井市、一宮市、小牧市に次ぐ販売額となっている（平成 26 年商業統計調査（愛知県版確報））。

本市は名神高速道路一宮インターチェンジや名古屋第二環状自動車道清洲東・清洲西インターチェンジ等に近く、また、西尾張中央道を利用した名古屋港へのアクセスが良好であるため、企業立地の優位性を持っている。

そのため、企業立地・企業誘致等の調査・交渉及び新しい工業用地の開発等について、長期的かつ継続的に取り組んでおり、このうち平和工業団地（第 1 期）については分譲区画が完売し、操業が開始された。

一方、雇用面では製造業において市内の雇用が多いものの、卸売・小売業や医療・福祉業、飲食サービス業等の第 3 次産業においては雇用創出力が弱く、通勤先を市外に依存しているのが現状である。近年の若者や女性の就労ニーズを考慮した場合、そうした業種の雇用を創出していくことが課題である。特に、働く女性の多くが市外に通勤しており、保育所への送迎や子どもの緊急時のため、自宅から近い場所で働きたいとのニーズが高く、女性が市内で働けるような機会の創出が重要となる。

現在、名古屋駅周辺で超高層ビル開発が進んでおり、ビジネス拠点としての注目度が高まっている。また、令和 9（2027）年にはリニア中央新幹線の開業が予定され、東京と名古屋が 40 分で結ばれることで、企業の拠点配置が変化することが予想される。

将来、JR 稲沢駅及び名鉄国府宮駅の周辺は東京 60 分圏域となることからビジネス需要が拡大し、名古屋と比較して地価が安い本市においても、第 3 次産業を中心とした雇用創出に繋げていくことができるかどうか大きな課題となっている。

また、本市の就農者数約 3,300 人のうち、65 歳以上が約半数を占めており、10 年後

には、就農者の高齢化が進むとともに、地域農業の維持が困難になることが予想される。近年における新規就農者数(青年就農給付金の対象者)は、毎年平均1人と低調であり、就農者の確保は喫緊の課題となっている。

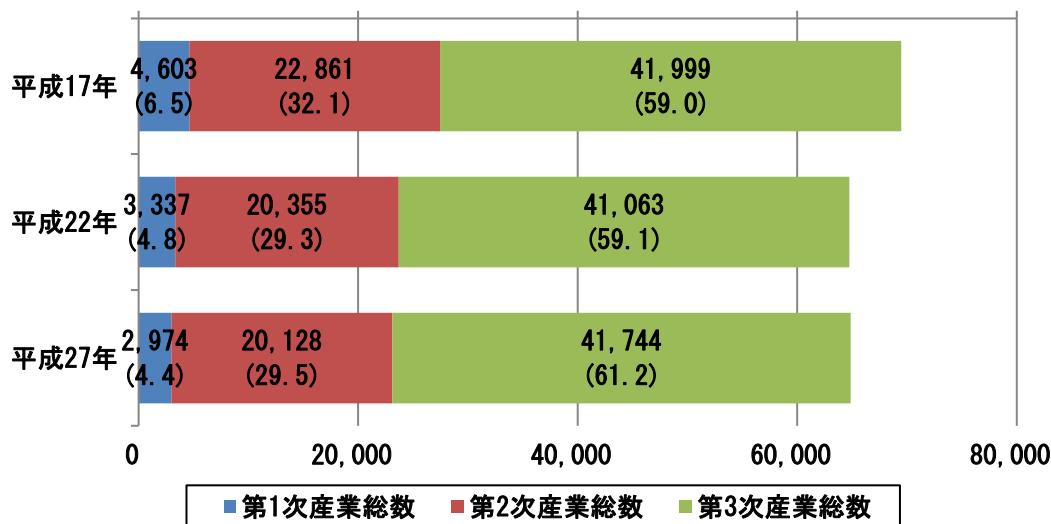


図 本市の産業別15歳以上就労者数(上段:人/下段:%) (出典:各年国勢調査)
 ※%は分類不能の産業の従事者を除いているため、和は100%にならない。

1.5 住環境整備

本市周辺では、一宮市や北名古屋市等の鉄道アクセスの利便性の高い地域において、マンション等の住宅供給が進み、主に名古屋市通勤者の居住地となっている。本市においても、平成17(2005)年までは人口増であったが、JR稲沢駅周辺開発事業完了を迎えて急激な人口増は収束している。

現在は、土地区画整理事業等によって計画的に整備されてきた住宅地においては、事業完了から長期間経過した地区もあり、今後、空き家が発生し、住環境に悪影響を及ぼすことが懸念されている。

このため、専門家団体と連携する等、稲沢市空家等対策計画に基づく空き家の発生抑制や適正管理、利活用により、良好な住環境の維持を図る必要がある。また、既成市街地において道路・公園等の基盤整備が十分でない地域がみられ、地域住民と協働しながら、道路・公園等の整備や適切な土地利用を促進し、既成市街地の住環境の改善が求められる。

本市は、市街化区域面積が市域の1割程度しかないため、新たな宅地の供給に乏しく、人口に占める転入者の割合は県内で低い水準にある。また、近隣都市から本市への通勤者は多いものの、適当な住まいが確保できないため、居住が進まない傾向にあ

る。名鉄国府宮駅及びJ R 稲沢駅周辺では、名古屋駅からのアクセス利便性が高いものの、低未利用地が多く、土地の高度利用がなされていない等、定住やビジネス、商業の場としてのポテンシャルの高さを生かしきれていない。

マンション開発が進む他自治体の駅周辺と比べても、名鉄国府宮駅周辺及びJ R 稲沢駅周辺は地理的優位性があるが、十分な宅地供給がないために人口増加の機会を逸している。

そのため、都市拠点である名鉄国府宮駅周辺及びJ R 稲沢駅周辺への都市機能の集積を進めていくには、それらを利用する人口の確保が重要となる。名鉄国府宮駅周辺の再整備に加え、J R 稲沢駅周辺の活性化を図ることにより、都市拠点である両駅周辺を本市の玄関口にふさわしい空間にするとともに、住宅やオフィス、店舗等の立地を誘導するための基盤整備を進め、若い世代を中心に転入人口の増加を図る必要がある。

一方で、既成市街地における定住人口を維持しつつ、名鉄国府宮駅周辺に位置する稲島東地区、高御堂南地区、正明寺地区、J R 稲沢駅周辺に位置する国府地区において、公共交通や生活利便性を生かしたまちなかへの居住を促進する新たな市街地整備が求められている。

住み慣れた地区での定住を促進することで、市街化調整区域における人口流出を抑制し、コミュニティの維持につなげていくことは災害時における自主防災等にも深く結びついていく。そのため、老朽化の進む公共施設等の耐震化や都市基盤整備の見直し等、安全で安心な住環境の整備も併せて進めていく必要がある。

表 地区別人口（3階級別）

（出典：住民基本台帳（令和2（2020）年10月1日現在））

地区名	年齢別人口（人）			
	15歳未満	15～64歳	65歳以上	計
稲沢	3,491	15,941	6,314	25,746
小正	2,732	13,796	5,263	21,791
下津	2,302	7,200	2,043	11,545
明治	1,506	7,957	3,773	13,236
千代田	1,143	4,498	2,431	8,072
大里西	1,284	6,387	3,969	11,640
大里東	1,354	6,738	2,979	11,071
祖父江	2,310	11,895	6,658	20,863
平和	1,322	7,045	3,984	12,351
計	17,444	81,457	37,414	136,315



図 流出・流入人口（出典：平成27年国勢調査）

※ 出…本市からの流出 入…本市への流入

※ 地図作成には国土数値情報を使用

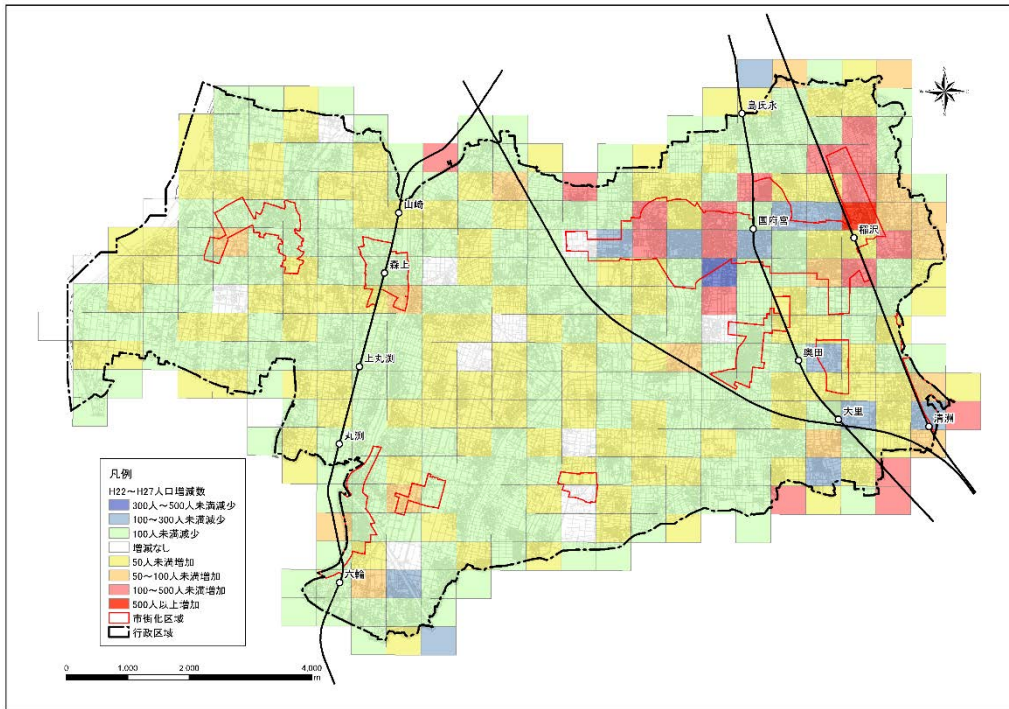


図 人口増減数の地域別推移 2010(平成22)年-2015(平成27)年
(出典：平成27年国勢調査)

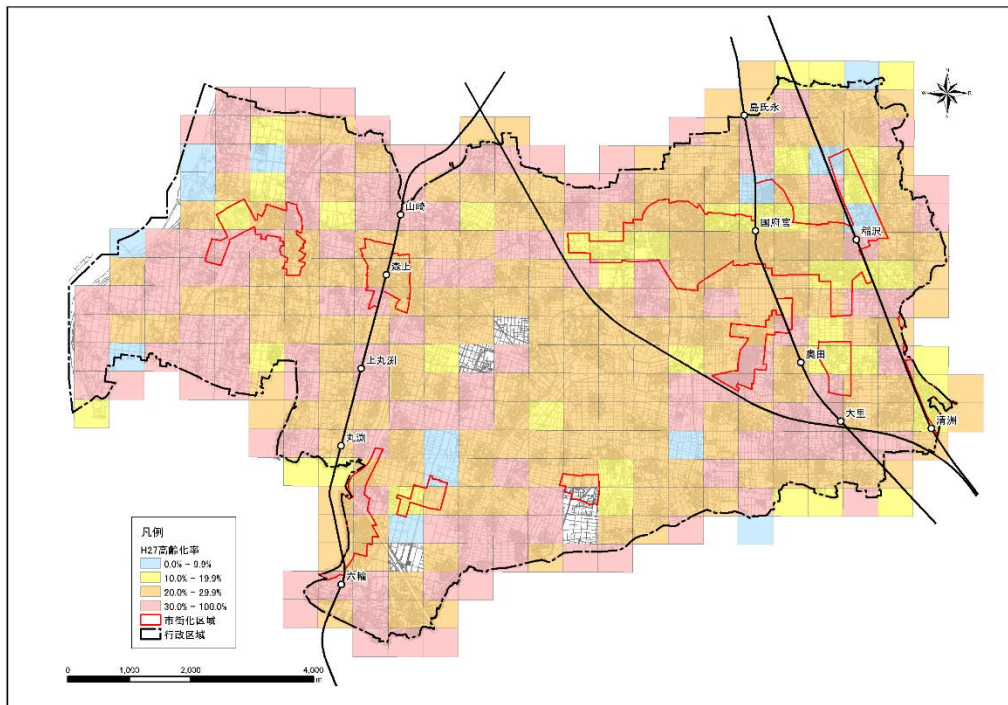


図 高齢化率 2015(平成27)年
(出典：平成27年国勢調査)

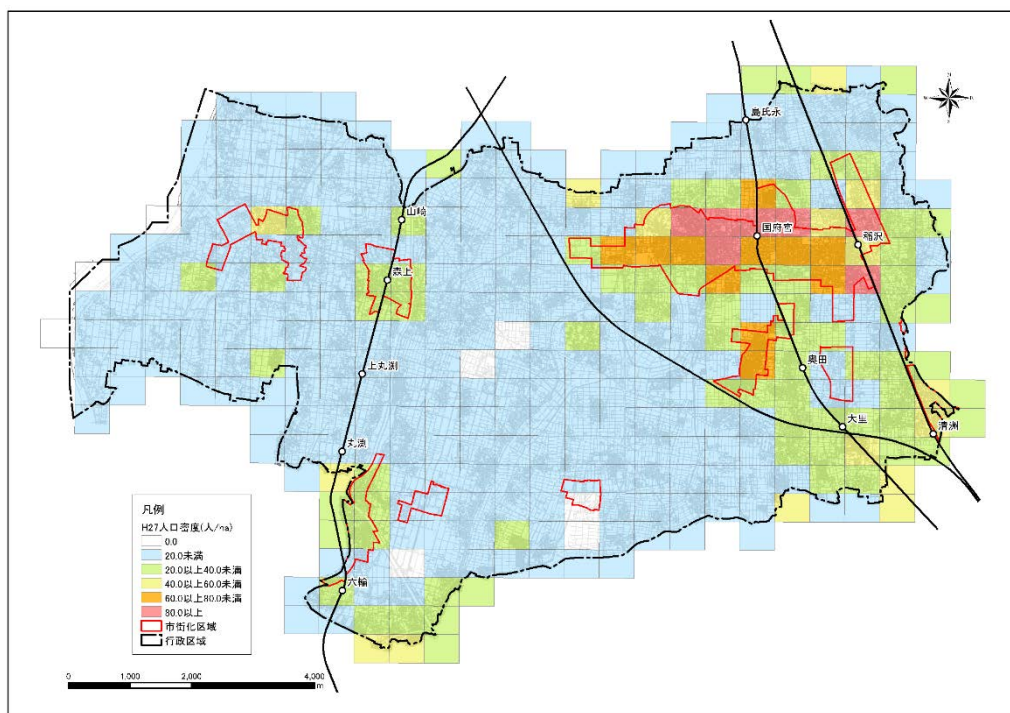


図 人口密度の分布状況 2015(平成 27)年
(出典：平成 27 年国勢調査)

2 本市に影響を及ぼす大規模自然災害

2.1 想定するリスクの考え方

市地域強靱化計画で想定するリスクは、本市に被害が生じる大規模自然災害を基本として想定するものであり、災害の規模等を限定するものではない。一方で、本市の強靱化の現状と課題を把握したうえで推進すべき施策を設定していくにあたり、地震・水害等の具体的な被害想定等を参考とした。具体的な被害想定等がない災害については、過去の災害事例等を参考とした。

また、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性についても配慮するものとする。

2.2 地震により想定される被害

南海トラフ地震は、愛知県域全体に与える影響が極めて大きく、その発生確率や被害規模から、愛知県としてまず対策を講ずべき対象として考慮する必要がある。愛知県では、これまでの地震被害予測調査を最新の知見に基づいて見直し、今後の防災・減災対策の効果的な推進に資することを目的として、被害予測調査を実施している（平成26（2014）年5月公表）。

南海トラフで発生する地震・津波には多様性があり、予測困難なものがあるが、効果的な防災・減災対策の実施に繋げていくため、愛知県の地震被害予測調査では、南海トラフで繰り返し発生している大規模な海溝型地震で過去に実際に発生したものを参考とした「過去地震最大モデル」と、主として「命を守る」という観点で、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波を想定した「理論上最大想定モデル」の2つの視点から被害を想定し被害予測調査を行っている。

この調査結果（「平成23年度～25年度愛知県東海地震・東南海地震、南海地震等被害予測調査結果」平成26年5月愛知県防災会議地震部会）による、本市で想定される南海トラフ巨大地震の被害の概要は次のとおりである。

(1) 被害予測

① 「過去地震最大モデル」

過去に発生したことが明らかで規模の大きい5つの地震（宝永地震、安政東海地震、安政南海地震、昭和東南海地震、昭和南海地震）を重ね合わせたモデル（本市の地震・津波対策を進めるうえで軸として想定し位置付けられるもの）

②「理論上最大想定モデル」

あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波を想定したモデル
(主として「命を守る」という観点で補足的に参照するもの)

【過去地震最大モデル】に基づく想定

表 <被害量の想定結果> (出典：稲沢市地域防災計画)

建物被害	揺れによる全壊	約 200棟	生活への影響	避難者数 ※4	避難所	約 20,000人
	液状化による全壊	約 1,800棟			避難所外	約 20,000人
	津波・浸水による全壊	*			合計	約 39,000人
	急傾斜地崩壊等による全壊	*		帰宅困難者数 ※5	約 9,900人～ 約 10,000人	
	地震火災による焼失	約 10棟		飲料水不足 ※6	約 557トン	
	※1 合計	約 2,100棟		食料不足 ※6	約 1万4千食	
人的被害	建物倒壊等による死者	約 10人	影響	毛布不足	0	
	浸水・津波による死者	*		入院対応不足数	20	
	急傾斜地崩壊等による死者	*		外来対応不足数	0	
	地震火災による死者	*		災害廃棄物(がれき)	約 392千トン	
※2 死者数合計	約 10人	廃棄物	津波堆積物	0トン		
ライフライン被害	上下水道(断水人口)	約 137,000人	※7 合計	約 392千トン		
	下水道(機能支障人口)	約 38,000人	直接的経済被害 (県全域) (復旧に要する費用)	約 13.86兆円		
	電力(停電件数)	約 58,000軒	間接的経済被害 (県全域) (生産額の低下)	約 3.00兆円		
	固定電話(普通回線数)	約 19,000回線				
被害	携帯電話(低派基地局率) ※3	約 80%				
	都市ガス(復旧対象戸数)	*				
	LPガス(機能支障世帯)	約 4,200世帯				

*…被害わずか

※ 端数処理のため合計が各数値の和に一致しない場合がある

※1 県全体の全壊・焼失棟数の合計が最大となる冬夕方 18 時の場合

※2 市全体の死者数の合計が最大となる冬深夜 5 時の場合

※3 発災 1 日後の想定

※4 発災 1 週間後の想定

※5 平日 12 時

※6 1～3 日目の計

※7 出典：平成 27 (2015) 年 7 月県環境部

《強い揺れ、液状化に伴う被害》

- 市内のほぼ全域で震度 6 弱の強い揺れが想定される。
- 市内のほぼ全域で液状化危険度が高い。

《浸水・津波》

- 本市に津波は到達しないとされたが、堤防等の被災を考慮した場合には、ゼロメートル地帯においては、浸水する可能性がある。
- 揺れ、液状化により堤防等が被災した場合、発災後すぐに河川から浸水が始まるところがあると想定される。

【理論上最大想定モデル】に基づく想定

表 <被害量の想定結果> (出典：稲沢市地域防災計画)

建物被害 ※1	揺れによる全壊	約 4,400 棟	人的被害 ※2	建物倒壊による死者	約 300 人
	液状化による全壊	約 1,900 棟		浸水・津波による死者	*
	津波・浸水による全壊	*		急傾斜地崩壊等による死者	*
	急傾斜地崩壊による全壊	*		地震火災による死者	約 30 人
	地震火災による焼失	約 2,200 棟		死者数合計	約 300 人
	合計	約 8,500 棟			

*…被害わずか

※ 端数処理のため合計が各数値の和に一致しない場合がある。

※1 市全体の全壊・焼失棟数の合計が最大となる冬夕方 18 時の場合
(地震：陸側ケース)

※2 市全体の死者数の合計が最大となる冬深夜 5 時の場合 (地震：陸側ケース)

《強い揺れ、液状化に伴う被害》

- 市内のほぼ全域で震度 6 弱から震度 6 強の強い揺れが想定されるほか一部では、震度 7 の非常に強い揺れが想定される。
- 市内のほぼ全域で液状化危険度が高い。

《浸水・津波》

- 本市に津波は到達しないとされているが、堤防等の被災を考慮した場合には、ゼロメートル地帯においては、浸水する可能性がある。
- 揺れ、液状化により堤防等が被災した場合、発災後すぐに河川から浸水が始まるところがあると想定される。

被害予測結果を踏まえた災害廃棄物発生量の推計（平成 27（2015）年 7 月県環境部）

- 過去地震最大モデルで想定される建物被害棟数や浸水面積を基に、建物の全壊・焼失、半壊、床上・床下浸水を考慮して災害廃棄物等の発生量を推計した。

表 <被害総量の想定結果>（出典：稲沢市地域防災計画）

廃棄物	災害廃棄物(がれき)	約 392,014 トン
	津波堆積物	約 0 トン
	合計	約 392,014 トン

(2) 減災効果

「過去地震最大モデル」と「理論上最大想定モデル」の 2 つのモデルから想定される被害予測結果において、被害の程度が大きいと想定される課題に対し、稲沢市地域防災計画では、事前に対策を講じることにより災害被害を縮小化・軽減化することをねらいとして、「建物の耐震化率 100%の達成（現状：約 85%)」、「家具等の転倒・落下防止対策実施率 100%の達成（現状：50%)」、「全員が発災後すぐに避難開始できること」の 3 点を重点的な取り組みとして減災効果の試算を行っている。

それによる減災効果(想定)は以下の通りである。

- 「過去地震最大モデル」の想定被害に対して、建物の耐震化や津波避難対策等により、揺れによる全壊棟数は約 6 割減少し、死者数は約 8 割減少すると想定される。
- 建物の耐震化や津波避難対策等により、直接的経済被害額は約 2 割減少すると想定される。

【補足】「理論上最大想定モデル」の想定被害に対して、建物の耐震化や津波避難対策等により、揺れによる全壊棟数及び死者数は約 6 割減少すると想定される。

表 <建物被害>（出典：稲沢市地域防災計画）

項目	過去地震最大モデル		理論上最大モデル	
	対策前	対策後	対策前	対策後
揺れによる全壊棟数	約 200 棟	約 80 棟 (約 6 割減)	約 4,400 棟	約 1,800 棟 (約 6 割減)

※全壊・焼失棟数のうち、減災効果を試算した揺れによる全壊棟数のみを記載

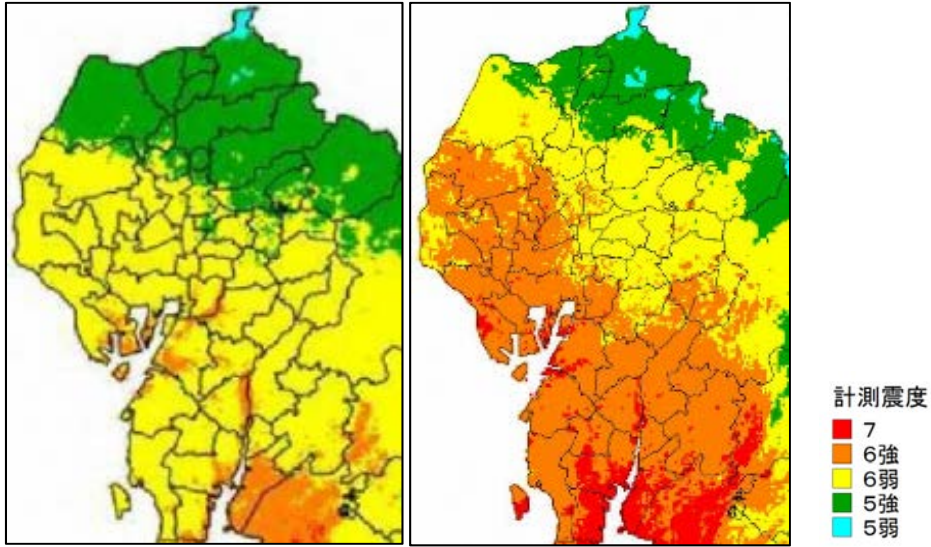
表 <人的被害> (出典：稲沢市地域防災計画)

項 目	過去地震最大モデル		理論上最大想定モデル	
	対策前	対策後	対策前	対策後
死者数	約 10 人	約 2 人 (約 8 割減)	約 300 人	約 120 人 (約 6 割減)
うち建物倒壊等 による死者	約 10 人	約 2 人 (約 8 割減)	約 300 人	約 90 人 (約 7 割減)
うち浸水・津波 による死者	*	*	*	*
自力脱出困難	*	*	*	*
津波からの 逃げ遅れ	*	*	*	*

※ 端数処理のため合計が各数値の和に一致しない場合がある。

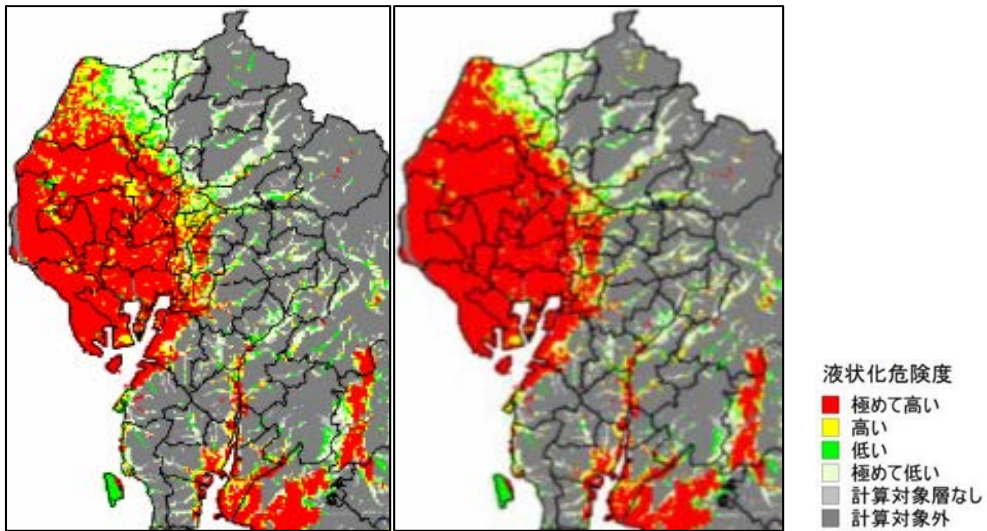
※ 対策効果を試算した項目のみ（火災等は除いている）を記載しているため、各内数の合計は、死者数全体の数値に一致しない。

●南海トラフ地震の震度分布図



「過去地震最大モデル」 「理論上最大想定モデル」(陸側ケース)
 (出典：平成 23 年度～25 年度 愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果)

●南海トラフ地震による液状化の危険度分布図



「過去地震最大モデル」 「理論上最大想定モデル」(陸側ケース)
 (出典：平成 23 年度～25 年度 愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果)

【参考】 南海トラフ地震

南海トラフ地震は、この地域に大きな被害をもたらす地震として、これまでに繰り返し発生してきたことが明らかになっている海溝型地震である。江戸時代以降は地震・津波の被害に関する記録が比較的良好に残されており、1707年宝永地震以降の5つの地震（1707年宝永地震（M8.6）、1854年安政東海地震（M8.4）・安政南海地震（M8.4）、1944年昭和東南海地震（M7.9）、1946年昭和南海地震（M8.0）については、歴史記録から発生の実事が確実なものとされている。

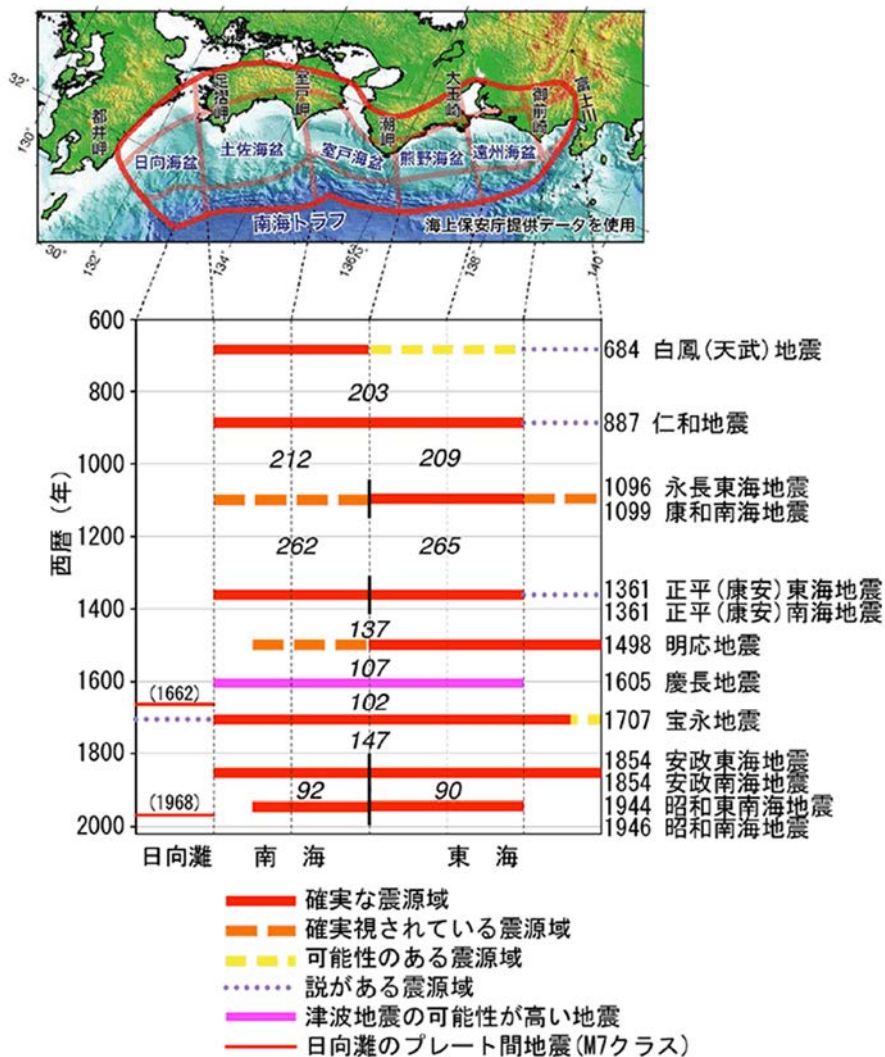


図 過去の南海トラフ地震の発生状況

(出典：地震調査研究本部)

https://www.jishin.go.jp/regional_seismicity/rs_kaiko/k_nankai/

このように、南海トラフ地震は、これまでおよそ 100～150 年前後の周期で発生しており、昭和東南海地震、昭和南海地震からすでに相当の期間が経過しているため、現時点でその発生 of 切迫性が非常に高まっていると考えられている。地震の発生パターンには多様性があり、次に発生する南海トラフ地震の規模や様相については様々な可能性があるが、周期的に繰り返し発生してきていることは歴史記録からも科学的な知見からも明らかであり、近い将来、必ずまた発生する地震であると考えられている。

昭和 19 (1944) 年の昭和東南海地震及び翌昭和 20 (1945) 年の三河地震 (活断層型地震) 以降、愛知県内では、大きな揺れを記録する地震を経験していないが、繰り返し発生してきた南海トラフ地震の歴史を鑑みながら、近い将来必ずまた発生する地震に対して、地震防災対策をより強力に推進する必要がある。

さらに、過去数百年の経験をはるかに上回る規模の地震として発生し、結果として甚大な被害をもたらすこととなった東日本大震災の教訓から、発生 of 事実が確実なものとしてされている宝永地震以降の地震に加え、想定外をなくすという観点で、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震についても念頭に置く必要がある。なお、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」の規定に基づき、県内全 54 市町村が「南海トラフ地震防災対策推進地域」に、豊橋市・田原市・南知多町が「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」に指定されている。

表 南海トラフ地震の長期評価

(出典：地盤調査研究推進本部公表の活断層及び海溝型地震の長期評価結果)

領域又は地震名	長期評価で予想した地震規模 (マグニチュード)	地震発生率 (算定基準日：2020 年 1 月 1 日)		
		10 年以内	30 年以内	50 年以内
南海トラフ	M8～M9 クラス	30%程度	70%～80%	90%程度もしくはそれ以上

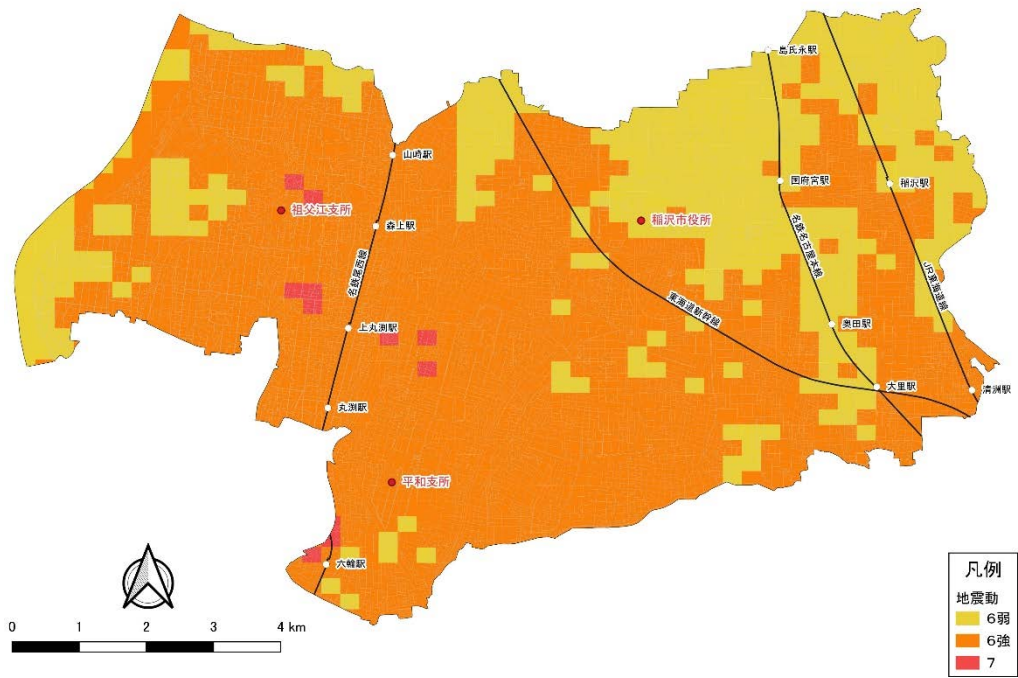


図 南海トラフ地震（陸側ケース）の地震動分布（出典：稲沢市作成）

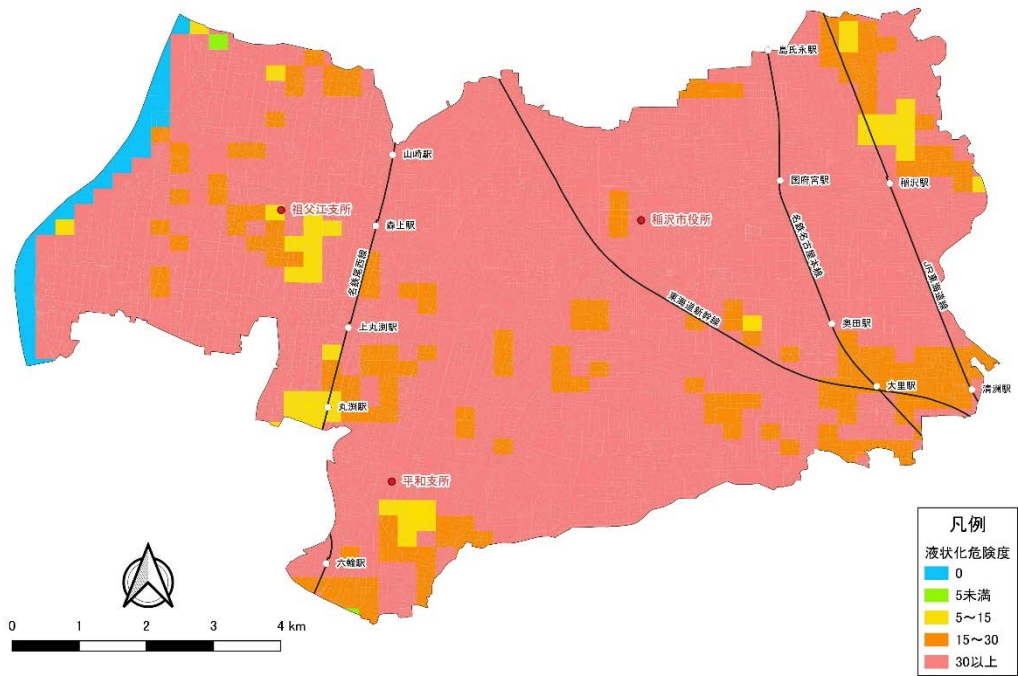


図 南海トラフ地震の液状化危険度分布（出典：稲沢市作成）

2.3 豪雨・台風による過去の被害と想定される被害

近年では、全国的に短時間豪雨の発生回数が増加傾向にあり、雨の降り方は局地化、集中化している。地球の平均気温は19世紀末と比べ、現在、既に約1℃上昇しており、大気中の水蒸気量が増えることによって、今後、さらに強い降水が頻繁に発生する可能性が非常に高い。同時に、海面水温の上昇による台風の強大化により、最盛期に近い勢力の台風が上陸することも予測される。こうした背景から、今後、風水害が頻発・激甚化することが懸念されている。

気象庁アメダスの観測データでは、1時間降水量50mm以上の非常に激しい雨の回数は、統計期間の最初の10年間（1976～1985年）の年間平均約226回から最近10年間（2010～2019年）の年間平均約327回へと、約1.4倍の増加となっている。

1時間降水量80mm以上の猛烈な雨の発生回数については、平均年間発生回数が最初の10年間では約14回であるが、最近10年間では約24回と、約1.7倍に増加しており、豪雨がより集中化している傾向が現れている。

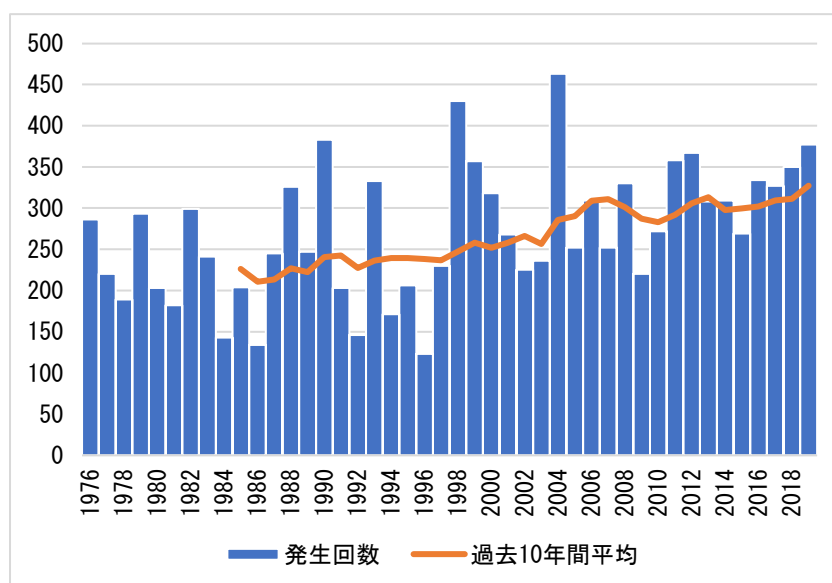


図 全国における時間降水量50mm以上の短時間豪雨発生回数
(出典：気象庁「過去の気象データ」により作成)

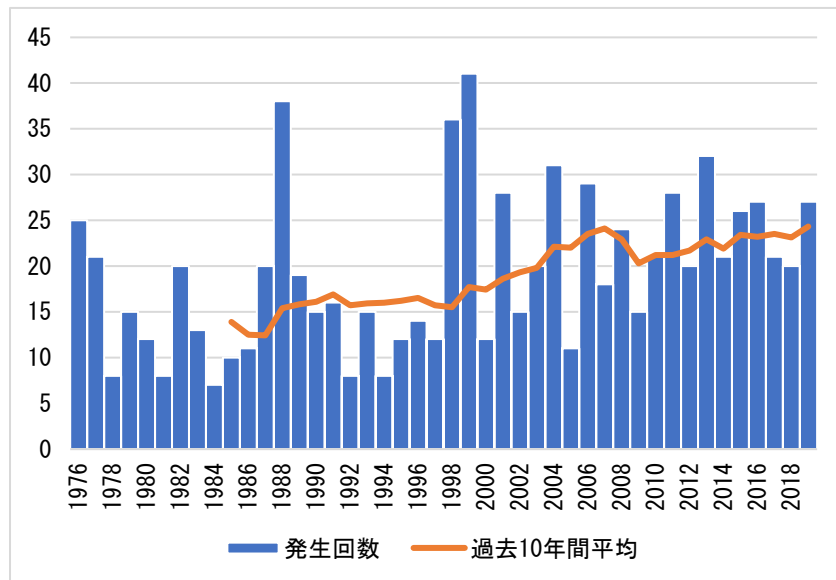


図 全国における時間降水量 80 mm以上の短時間豪雨発生回数
(出典：気象庁「過去の気象データ」により作成)

平成 12 (2000) 年 9 月の東海豪雨では、名古屋地方気象台の観測値において、時間最大雨量 93 mm、総雨量は年間降雨量の約 1/3 にあたる 567 mm を記録し、新川をはじめ県内河川の 20 箇所が破堤、319 箇所が越水し、死者 7 名、負傷者 107 名、床上・床下浸水 61,000 戸以上の被害を受けている。本市においても甚大な被害となった。

本市はほぼ全域が木曽川の浸水想定区域となっており、さらに、日光川に沿った区域においても浸水想定区域となっている。また、領内川、新川 (五条川下流)、青木川による浸水が、本市の南西部、南東部の一部で想定される。

本市は木曽川沖積平野の低地であり、高低差が少ない平坦で構成されているため、河川の氾濫による浸水被害を受けやすく、想定最大規模降雨を対象とした洪水浸水想定区域図では市内広域で浸水被害が想定されている。

各地で水害が頻発している昨今、市民の水災害への意識の高まりとともに、避難に関する問い合わせも増える傾向にあり、行政として早急な対応が必要となっている。各河川の洪水ハザードマップの作成をはじめとして、公共施設や民間施設の洪水避難ビル (指定緊急避難場所) としての指定等を含め、県、市町村をはじめとする各防災関係機関は、過去の災害から得られた教訓を踏まえ、適切な役割分担及び相互の連携協力の下、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施する必要がある。

また、それとともに、多様な主体が自発的に行う防災活動を促進し、市民や事業者、自主防災組織、ボランティア等と一体となって取り組みを進めていく必要がある。

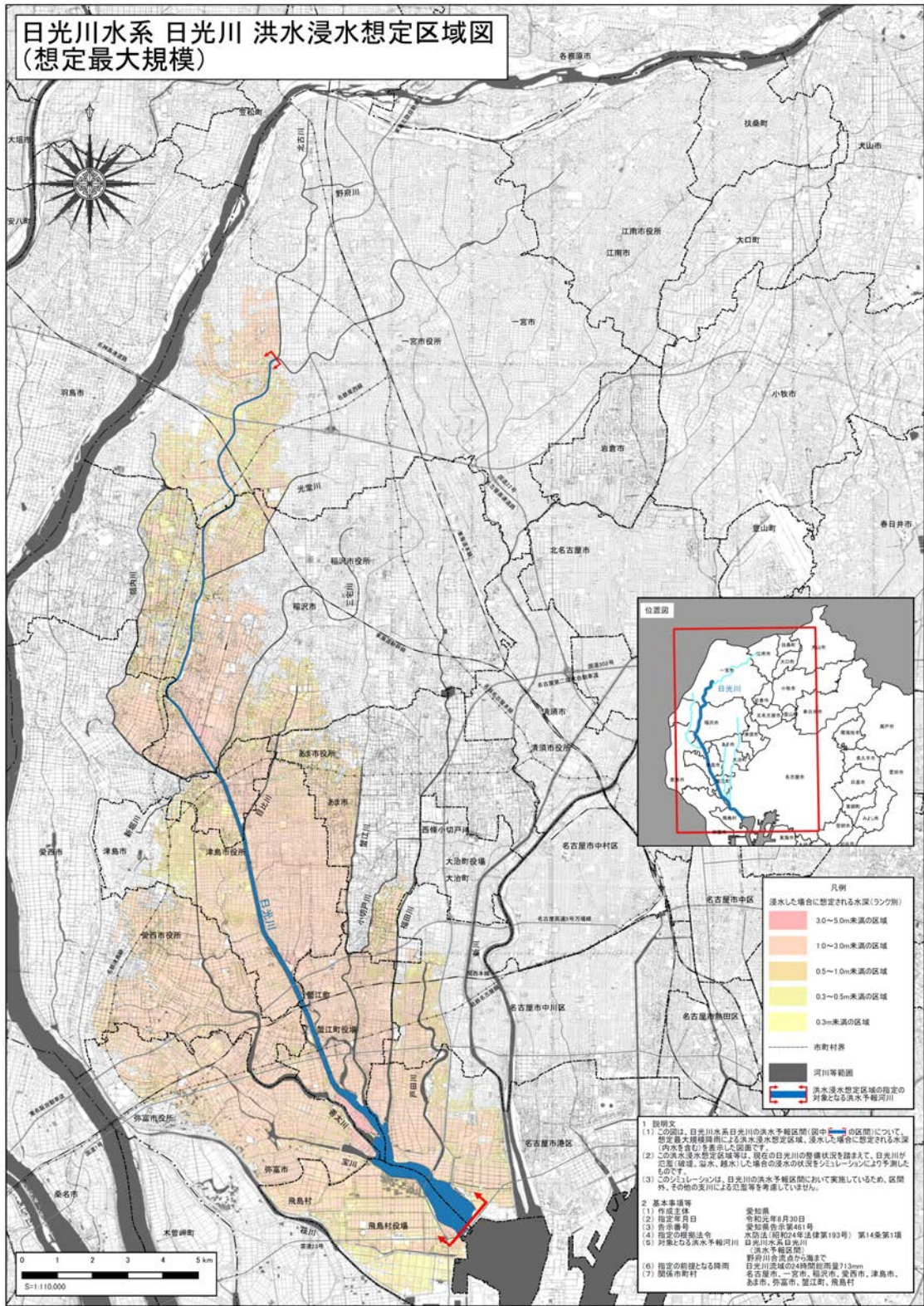


図 日光川水系 日光川 洪水浸水想定区域図(想定最大規模) (出典：愛知県)

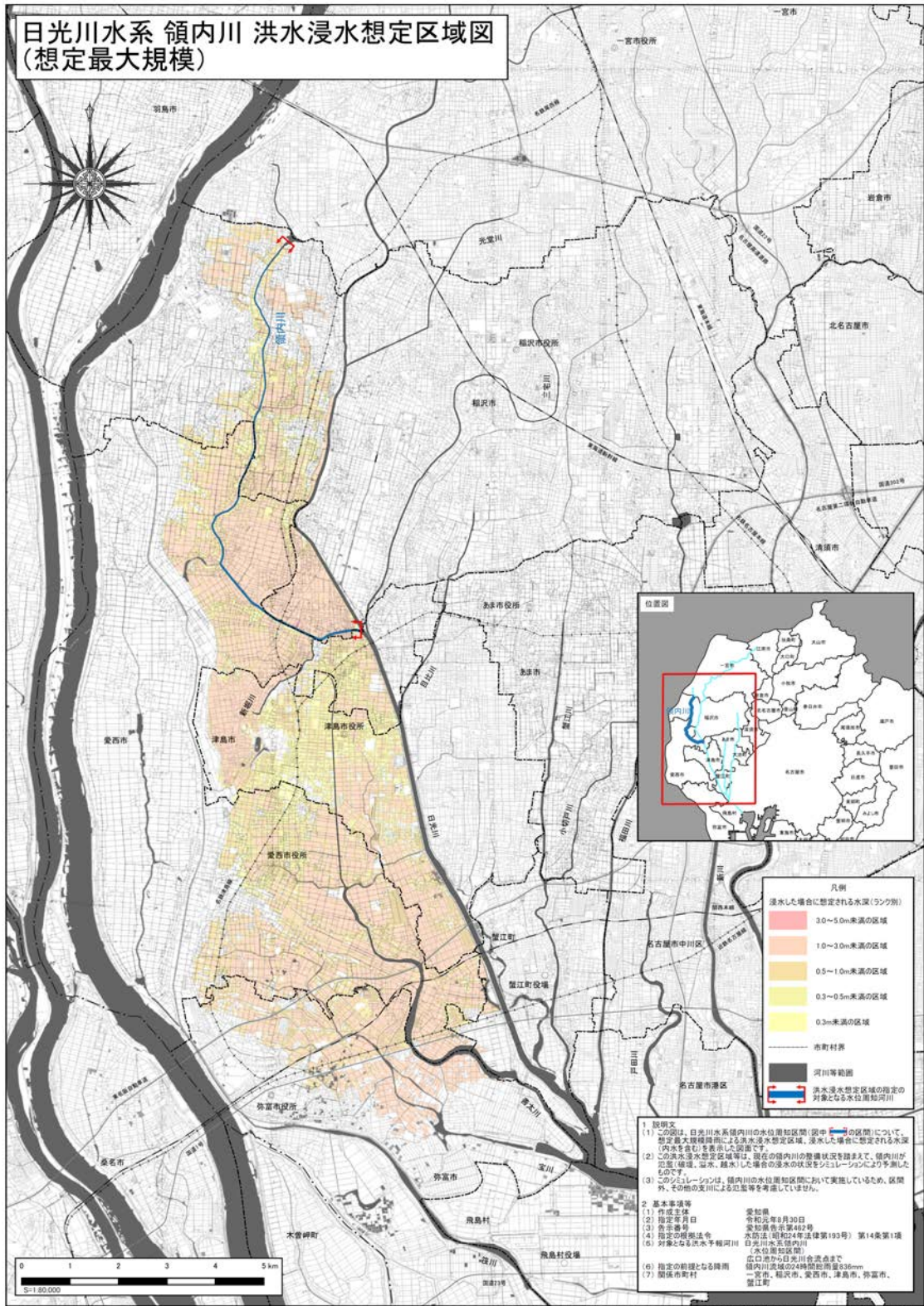


図 日光川水系 領内川 洪水浸水想定区域図(想定最大規模) (出典：愛知県)

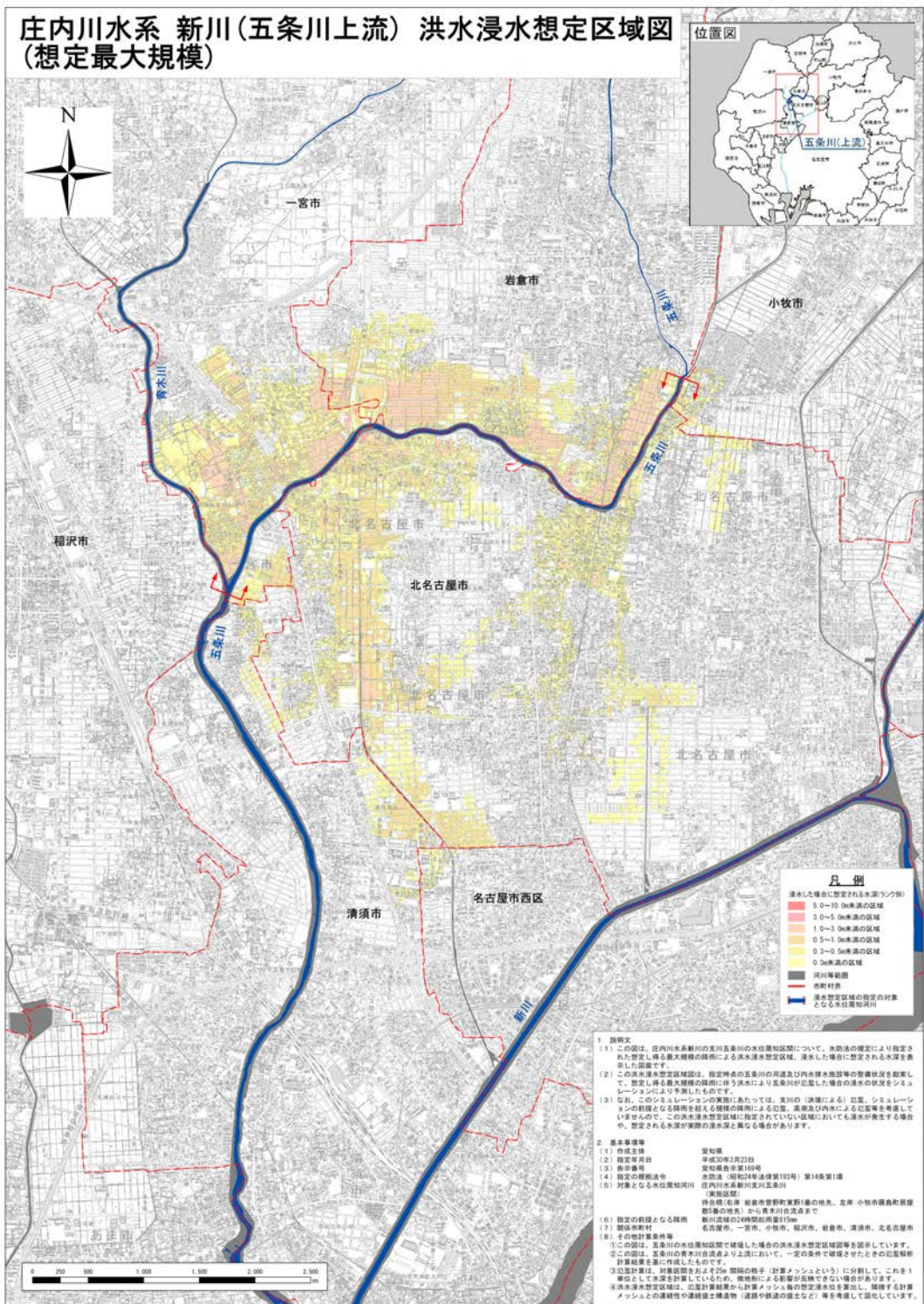


図 庄内川水系 新川(五条川上流) 洪水浸水想定区域図(想定最大規模)
(出典：愛知県)

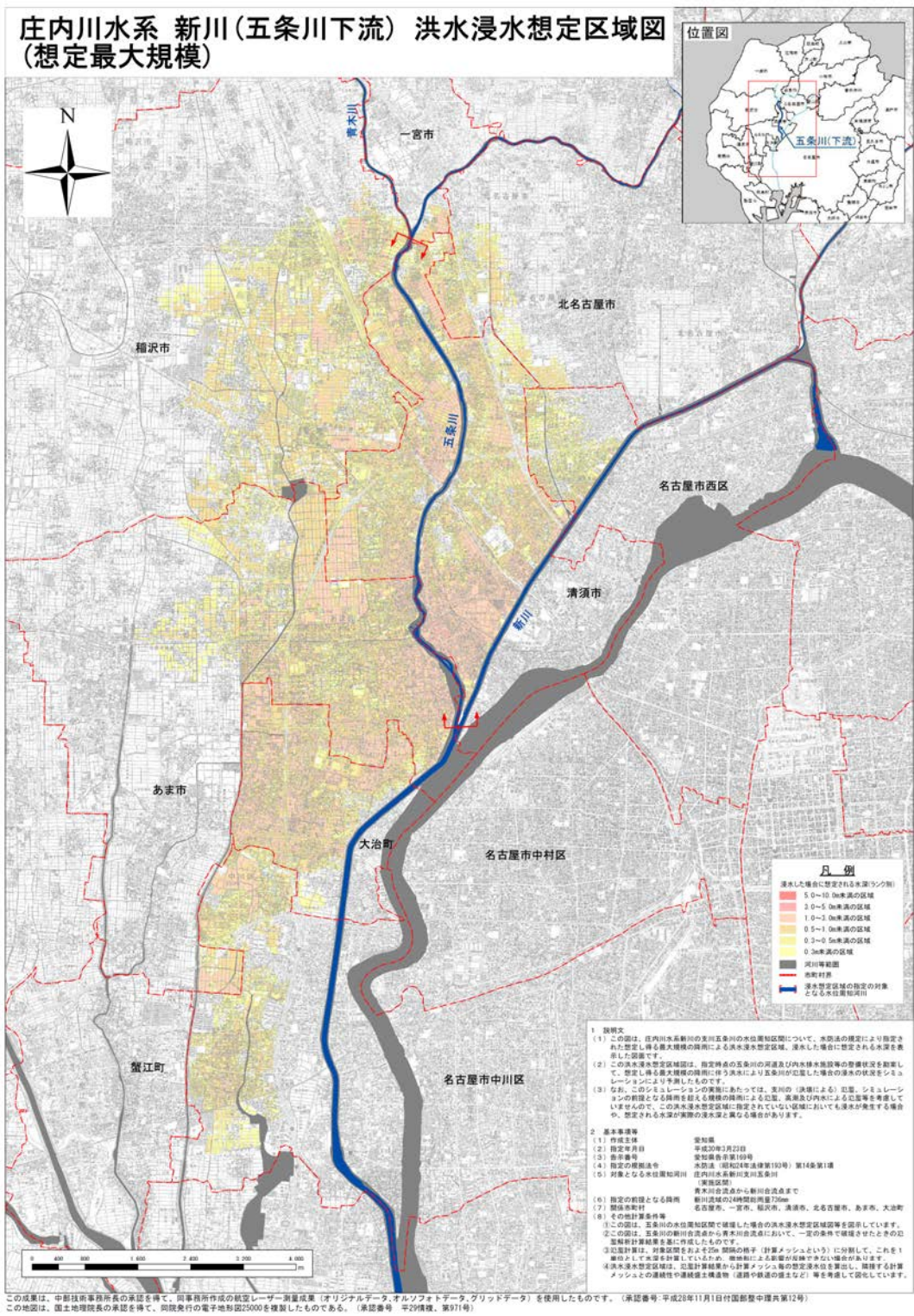


図 庄内川水系 新川(五条川下流) 洪水浸水想定区域図(想定最大規模)
(出典:愛知県)

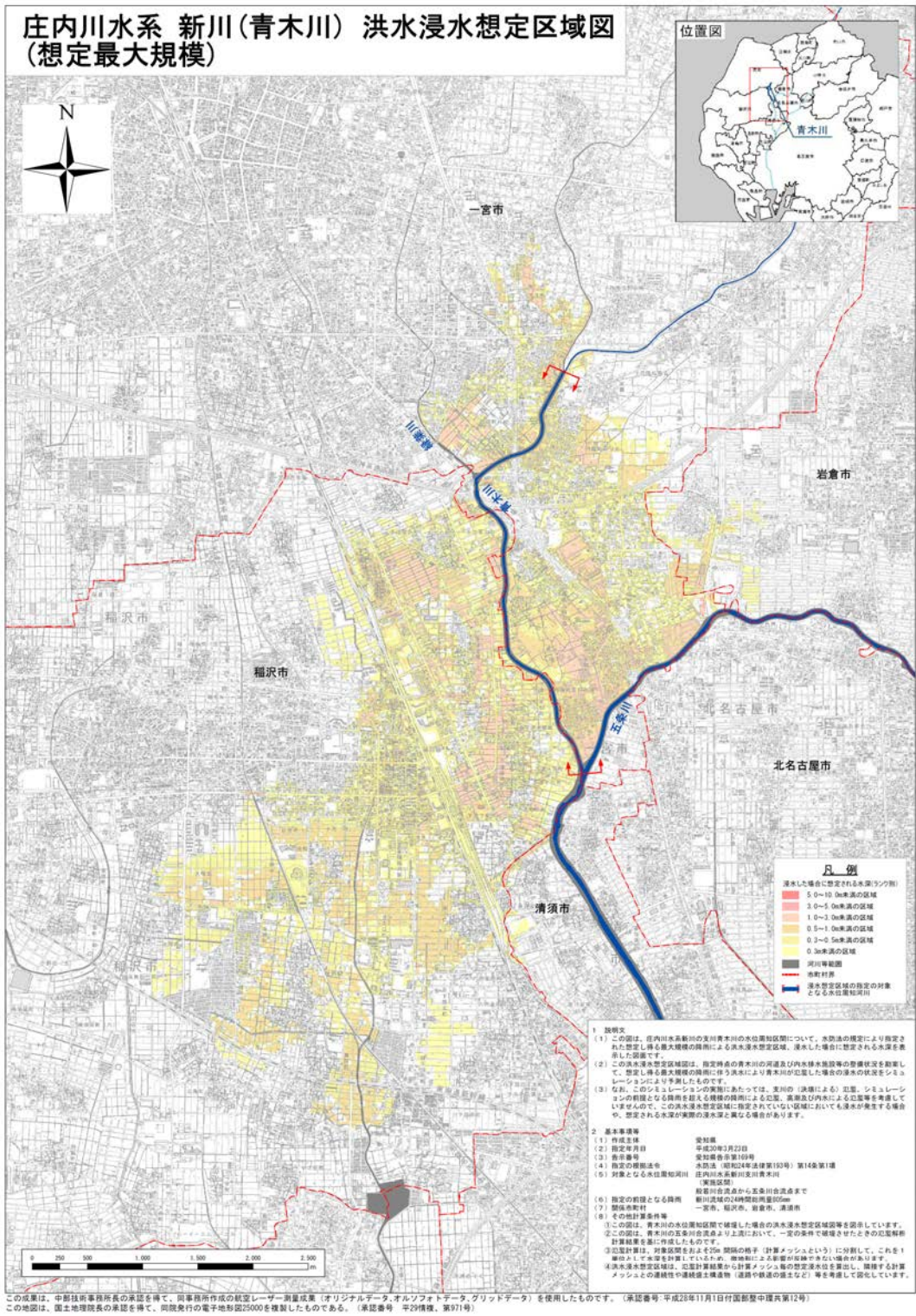


図 庄内川水系 新川(青木川) 洪水浸水想定区域図(想定最大規模) (出典:愛知県)

第3章 本市の強靱化の基本的な考え方

1 本市の強靱化の基本目標

市地域強靱化計画においては、基本計画や県地域強靱化計画の基本目標を踏まえ、次の4つを市基本目標とする。

1. 市民の生命を最大限守る。
2. 地域及び社会の重要な機能を維持する。
3. 市民の財産及び公共施設、産業・経済活動に係る被害をできる限り軽減する。
4. 迅速な復旧復興を可能とする。

2 地域強靱化と地域活性化の取り組みとの調和

地域強靱化は、大規模自然災害等の様々な変化への地域の対応力の増進を促し、地域の持続的な成長を図るものであり、地域の強靱化を進めることは地域の活性化に寄与するものとなる。すなわち、大規模自然災害への備えについて、最悪の事態を念頭に置き、平時から様々な分野での取り組みを通じ、災害に強い地域づくりを行うことは、災害等から地域住民の生命・財産を守り、産業競争力、経済成長力を守ることだけでなく、国・自治体・民間事業者それぞれに状況変化への対応力や生産性・効率性の向上を促進するものであり、中長期的に持続可能な成長を後押しするものである。

こうした観点から、地域の強靱化を進めることが、地域活性化に結びつくものであることを意識し、地域強靱化と地域活性化が連携して取り組むべき方向性を見定め、災害に強い地域づくりに向けた取り組みを進めていく。

3 本市の強靱化を進める上での留意事項

市基本目標を実現するため、基本計画に掲げる基本的な方針を踏まえ、特に以下の事項に留意し施策を進める。

(1) 社会構造の変化への対応等に係る事項

- (ア)本市の独自性を活かし、潜在力を引き出すことにより多様な地域社会を創出する
「自律・分散・協調」型の社会システムを形成する視点を持つ。
- (イ)本市の強靱化に向けて、国、県、近隣市町村、大学、関連事業者、地域団体やボラ

ンティア等の民間団体等が、常に相互の連携を意識し、それぞれの役割に取り組む体制を構築する。

- (ウ) 少子高齢化社会にともなう人口構造の変化や、急激に進行する社会資本の老朽化に迅速に対応する。
- (エ) 平時から、人と人とのつながりによる強靱な社会創生をしていくことを念頭に、人と人、人と地域、また、地域と地域のつながりによる、それぞれの再構築や、地域や目的等を同じくする様々なコミュニティとの機能向上を図る。

(2) 効果的な施策の推進に係る事項

- (ア) 災害から得られた教訓を踏まえつつ、市の強靱化の推進に係る知識を正しく理解し、実践的な行動力を習得した指導者・リーダー等の人材の育成・確保を図る。
- (イ) 情報の徹底した提供・共有及び連携（広報・普及啓発、協議会の設置等）により、民間事業者の自主的な設備投資等を促進し、P P P (Public Private Partnership) / P F I (Private Finance Initiative) 等を活用したインフラ整備や老朽化対策等を進める。また、それに対する投資を一層誘発する仕組みを具体化する。さらに大学、民間事業者、経済団体、産業団体においては、シンクタンク機能や人材の確保と活用を図るとともに、そのために必要な行政の支援を進める。
- (ウ) 想定される被害や地域の状況等に応じて、ソフトとハードの対策を効果的に組み合わせることで、総合的な取り組みを進める。
- (エ) 施策の重点化や進捗管理（P D C A (Plan-Do-Check-Action) サイクル）を通じて、市地域強靱化計画に基づく施策の推進及び見直しを行う。また、同時に市の強靱化に関わる各主体間で中長期的な方針等を共有し、短期から長期の時間管理概念を持った計画的な取り組みを進める。
- (オ) 市地域強靱化計画の施策方針を踏まえた事業の検討については、個々の施設・設備やシステムの強靱化とあわせて、可能な限り代替性・冗長性の確保についても考慮した取り組みを進める。
- (カ) 非常時の防災・減災等の効果を発揮するだけにとどまらず、その施設や取り組みが平時に持つ意味を考慮し、日頃から有効に活用される対策となるよう工夫する。
- (キ) 女性、高齢者、子ども、障がい者、外国人等に十分配慮した施策を講じる。

第4章 本市の強靱化の現状と課題（脆弱性評価）

1 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定

市基本目標を達成するとともに、本市を強靱化する意義を実現するにあたって必要な事項を明らかにするため、脆弱性評価を行い、本市の強靱化の現状と課題を示す。

脆弱性評価にあたっては、基本計画で設定されている8つの「事前に備えるべき目標」と45の「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）をもとに、本市の地域特性等を踏まえ、項目の追加や削除等の修正を行い、本市における37の「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）を設定した。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
1 直接死を最大限防ぐ	1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
	1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
	1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
	2-2 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	2-3 想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱
	2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
	2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生
	2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1 被災による警察機能の大幅な低下等による治安の悪化、社会の混乱
	3-2 職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
	4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
	4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

5 経済活動を機能不全に陥らせない	5-1 サプライチェーンの寸断等による地元企業の生産力低下
	5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
	5-3 基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
	5-4 食料等の安定供給の停滞
	5-5 用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
	6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止
	6-3 污水处理施設等の長期間にわたる機能停止
	6-4 交通インフラの長期間にわたる機能停止
	6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全
	6-6 避難所の機能不足等により避難者の生活に支障が出る事態
7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1 地震に伴う市街地の大規模火災及びその他二次災害の発生による多数の死傷者の発生
	7-2 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺
	7-3 土地改良施設等の損壊・機能不全による多数の死傷者の発生
	7-4 有害物質の大規模拡散・流出による地域の荒廃
	7-5 農地等の被害による地域の荒廃
8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
	8-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
	8-3 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
	8-4 被災者の住居確保等の遅延による生活再建の遅れ
	8-5 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
	8-6 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
	8-7 居住地の損失等により市外へ大量の人口が流出する事態

2 施策分野（個別施策分野と横断的分野）の設定

基本計画において設定されている施策分野設定（12の個別施策分野及び5の横断的分野）を基に、項目の追加や統合、表現を修正し、本市における7の個別施策分野及び4の横断的分野を設定した。

個別施策分野	横断的分野
① 行政機能／警察・消防等	① リスクコミュニケーション
② 住宅・都市	② 人材育成
③ 保健医療・福祉	③ 官民連携
④ 産業・経済・エネルギー	④ 老朽化対策
⑤ 情報通信	
⑥ 防災教育・文化	
⑦ 環境	

3 脆弱性評価の実施手順

国・県が実施した評価手法をはじめとし、国土強靱化地域計画策定ガイドライン、「県地域強靱化計画」、既に策定済みの愛知県下他市町の国土強靱化地域計画（地域強靱化計画）を参考に、本市の脆弱性評価を行う。

具体的な施策の抽出にあたっては、「稲沢市ステージアッププラン」、「稲沢市地域防災計画」、「稲沢市都市計画マスタープラン」、「稲沢市公共施設等総合管理計画」、「第2期稲沢市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を参考に行った。

加えてリスクシナリオごとの強靱化施策の推進方針の達成度・進捗の把握にあたっては、リスクシナリオとの関連性や客観性等に着目して、リスクシナリオごとに重要業績指標（KPI：Key Performance Indicator）を可能な限り選定した。

なお、重要業績指標（KPI）は「稲沢市ステージアッププラン」における参考指標とできる限り整合を図った。

第5章 推進すべき施策

1 リスクシナリオごとの強靱化施策の推進方針

市基本目標を達成するとともに、本市を強靱化するにあたり、必要な事項を明確にすることをねらいとして、実施されるべき施策の推進方針と優先的に取り組む個別の具体的施策を示す。

第4章で整理したリスクシナリオごとの脆弱性評価の結果を踏まえた推進方針は以下のとおりである。これらの強靱化施策の推進に当たっては、リスクシナリオごとの強靱化施策が分野横断的な施策群であり、いずれも複数の主体が連携して取り組みを行うことにより一層効果が発現することが期待される。これらについては、関係者間で重要業績指標（KPI）等の具体的数値指標に関係するデータを共有するほか、推進方針に掲げた目標の実現に向けて実効性・効率性が確保できるよう十分に留意しながら取り組みを進めていく。

（1）直接死を最大限防ぐ

1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

（住宅・建築物の耐震化の促進）

- 「稲沢市建築物耐震改修促進計画」に基づき、住宅・建築物の耐震診断や耐震改修等を促進することで、耐震化・減災化を図る。

（防災・減災に配慮した市街地の形成）

- 新たな市街地を形成する地域については、土地区画整理事業等の実施により、一時避難場所となる公園の適正な配置や避難路の確保、延焼を防止するための街路樹を植樹することで、防災・減災に配慮する。また、関係機関と調整しながら治水対策を行う。

（駅近辺の防災に配慮した住居系市街地整備）

- 居住ニーズの高い駅近辺において、防災に配慮した住居系市街地の整備を推進する。

（風水害等の災害における各関係機関との連携）

- 災害対策基本法の基本理念にのっとり市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を風水害等の災害から保護するため、防災の第一次的責務者として、県関係機関、指定

地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

(防災に関する研究体制の確立と効率的推進)

- 防災に関する研究は、広範多岐にわたる研究部門相互の緊密な連繋を図るとともに、各地域の特性に応じた総合的かつ一体的研究体制を確立して、その効率的推進を図る。

(道路沿いの建築物や防災拠点となる建築物等の耐震化促進)

- 住宅や学校施設及び不特定多数の者が利用する大規模建築物等や地震の際の避難等に必要道路沿いの建築物、防災拠点となる建築物の耐震化を促進する。

(公共施設の一層の耐震性の強化)

- 現在、建築物の構造上の安全性は、建築基準法を基盤に日本建築学会等の技術基準によってかなり高い水準が確保されているが、防災上重要な建物となる公共施設は、より強い地震を想定して、一層耐震性を強化して崩壊防止に努める。

(住宅等を含めた建築物の耐震化・不燃化の推進)

- 大規模かつ広域的な災害時に発生する膨大な業務量(救出・救助活動等の初動対応、道路啓開、がれき処理等の復旧活動、被災者の生活再建支援業務等)を軽減するためにも、住宅等を含めた建築物の耐震化・不燃化を一層推進するとともに、非構造部材の転倒・落下防止対策を推進する。

(合意形成と計画的な市街地の復興整備)

- 地震の発生により都市基盤が脆弱な市街地が大規模に被災した場合等に、緊急かつ円滑に市街地を復興するため、建築基準法、被災市街地復興特別措置法、都市計画法に基づく建築制限を行いながら、地域住民との合意形成を図り、計画的な市街地の整備事業を推進する。

1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
-----	--

(駅周辺の防災に配慮した住居系市街地整備) [再掲]

- 居住ニーズの高い駅周辺において、防災に配慮した住居系市街地の整備を推進する。

(災害弱者の利用する防火対象物等の強化)

- 火災の発生を未然に防ぐため、病院や介護施設等災害弱者が利用する防火対象物等への立入検査を強化し、法令遵守の指導や意識啓発を行う。

(耐震性貯水槽の設置)

- 震災時の樹木や建物等の倒壊による影響を避けるため、行政区や密集地の外周に新たに耐震性貯水槽を設置する。

(合意形成と計画的な市街地の復興整備) [再掲]

- 地震の発生により都市基盤が脆弱な市街地が大規模に被災した場合等に、緊急かつ円滑に市街地を復興するため、建築基準法、被災市街地復興特別措置法、都市計画法に基づく建築制限を行いながら、地域住民との合意形成を図り、計画的な市街地の整備事業を推進する。

1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

(河川の改修整備促進等による減災・防災)

- 河川管理者と連携して河川等の改修整備を促進し、流下能力の向上を図るとともに、雨水貯留施設の整備を検討する。
- 国・県管理の河川における治水機能の適切な維持管理について働きかけを行う。
- 浸水被害の軽減のため、河川及び流域における雨水対策として、排水路改修や雨水貯留施設等の整備に努める。
- 洪水による災害を防止するため、河川・排水路の維持修繕に努める。

(局地的集中豪雨による浸水被害の防止・軽減)

- 市街地での局地的集中豪雨による雨水排水対策や民間開発における雨水貯留・浸透施設の設置指導を行うことで、住宅への浸水被害の防止・軽減を図る。

(雨水貯留施設等浸水被害軽減等の施設の維持管理)

- 浸水被害を軽減するための施設等のインフラ資産(雨水貯留施設)について、必要に応じて関係機関と協議しながら整備を進めるとともに、定期的な点検等によりポンプ等の適切な維持管理に努める。

(防火井戸の計画的な撤去)

- 防火井戸については、計画的に撤去する。

(水路等施設の安全性の確保)

- 水路については、市が管理するものとそれ以外とで分けし、施設の異常、損傷等を早期に発見し、安全性が確保できるよう適切に対応する。

(住民の円滑な避難行動の支援)

- 住民等の円滑かつ安全な避難行動を支援するため、ハザードマップの作成、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示等に加えて必要に応じた「屋内安全確保」の指示、避難行動要支援者名簿の作成及び活用を図る。
- 水災による被害の軽減を図るため、浸水想定区域の指定等、水防法等に基づく減災対策を推進する。
- ハザードマップの作成、避難勧告等の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示等に加えて必要に応じた「屋内安全確保」の指示、避難行動要支援者名簿の作成及び活用を実施する。

(風水害等の災害における各関係機関との連携) [再掲]

- 災害対策基本法の基本理念にのっとり市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を風水害等の災害から保護するため、防災の第一次的責務者として、県関係機関、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

(水害リスクに係る情報の提供)

- 住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取り組みを行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクに係る情報を提供する。

(水災被害の拡大防止)

- 市及び各機関は、堤防の崩壊・き裂、水門、樋門等の決壊等による浸水のおそれがある場合又は浸水による水災に対し、水防上必要な警戒活動、広報活動、応急復旧活動を適切に実施し、氾濫水による被害の拡大防止に努める。

(浸水対策における水防対策)

- 浸水対策については、「愛知県水防計画」及び「愛知県尾張水害予防組合水防計画」に基づき準拠し、仕組みを構築する。

(2) 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

(緊急輸送体制の確保)

- 応急対策の実施にあたり必要な人員、物資等を迅速に輸送するため、関係各課が保有する車両等を動員するとともに、運送関係業者等の保有する車両等を調達して、緊急輸送体制を確保する体制を整える。

(被災地の実情を考慮した物資の提供)

- 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達・供給に留意し、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含める等被災地の実情を考慮し、提供する。

(孤立状態の解消と生活必需品等の供給)

- 交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給がなされるよう十分配慮する。

2-2 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

(地域の実情に即した救急需要への対応)

- 各種災害や高度化する救急需要に即応できるよう、必要な資機材の整備、地域の実情に即した消防・救急車両等設備面の充実及び救急救命士等の知識・技能の向上に努める。

(市民一体となった消防力の強化)

- 消防団をはじめとした地域における自助・共助による消防力を強化するため、災害時における救護所等の一般利用も想定した消防団詰所整備、本部支援団員の機能強化、消防団員加入促進事業等を実施する。

(防火意識の高揚と啓発)

- 防火意識の高揚・啓発を図るため、保育園や幼稚園への防火指導や少年消防クラブの県消防学校一日入校を実施する。

(住民の円滑な避難行動の支援) [再掲]

- 住民等の円滑かつ安全な避難行動を支援するため、ハザードマップの作成、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示等に加えて必要に応じた「屋内安全確保」の指示、避難行動要支援者名簿の作成及び活用を図る。
- 水災による被害の軽減を図るため、浸水想定区域の指定等、水防法等に基づく減災対策を推進する。
- ハザードマップの作成、避難勧告等の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示等に加えて必要に応じた「屋内安全確保」の指示、避難行動要支援者名簿の作成及び活用を実施する。

(災害の拡大を防止するための活動態勢の整備)

- 各防災関係機関は、災害の発生を防御して、応急的救助を行う等災害の拡大を防止するための活動態勢を構築する。

(防災ヘリコプターの活用)

- 発生直後の上空からの情報収集活動、救急救助活動、災害応急活動等を、迅速かつ円滑に行うために、防災航空隊を要請して、防災ヘリコプターを活用する体制を整える。

(放射線障害における応急措置)

- 放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合は、地域住民等を放射線から守るため、第一次的責任者である事業者のほか、防災関係機関も放射性物質災害応急対策を事前に図る。

(自主防災組織による組織的な活動)

- 平素から住民等による自主防災組織を設けて、出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難等を組織的に行う。

(防災知識の普及啓発)

- 様々な主体を通じた防災知識の普及啓発に努め、各主体が連携して防災活動に参加できるよう配慮するとともに、家庭や事業所等における安全に対する備えを促進する。

(危険物施設の自主保安体制充実強化)

- 消防力の強化、火災予防のための指導の徹底、危険物等の安全確保に努めるとともに、危険物施設の自主保安体制充実強化を指導し、地震対策と防災教育を推進する。

(市民の防災意識向上の推進)

- 地震災害を最小限に食い止めるためには、市及び防災関係機関による災害対策の推進はもとより、市民の一人ひとりが日ごろから地震災害についての認識を深め、災害から自らを守るとともに、お互いに助け合うという意識と行動が必要である。このため、防災訓練、教育、広報等を通じて防災意識の向上を促進する。

(災害対策の推進と啓発)

- 特に稀にしか発生しない大規模かつ広域的な災害に備え、市民・民間企業等が、防災・減災対策に自ら取り組むためには、動機付けやコスト等の障害があるため、自助・共助の必要性を適切に伝え、行動に結びつけるための取り組みを行う。

(防災関係機関による避難の安全確保)

- 防災関係機関は、消防機関と連携を保ちつつ、その全機能をあげて避難の安全を確保し、消防機関は重要な地域、対象物の防御と救助・救急及び地震による水災の防御等にあたり、激甚な大規模災害等から市民の生命、身体及び財産を保護する。

(各防災関係機関の役割)

- 防災関係機関は、防災対策を実施するうえで、他機関の応援等を求める必要がある場合に備えて、事前に協定その他の手続き上の措置を定めるものとする。なお、各防災関係機関が他機関の応援要請について、その具体的な内容を定める場合には、他の機関との競合に留意し、調整を行う。

2-3 想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱

(住民の円滑な避難行動の支援) [再掲]

- 住民等の円滑かつ安全な避難行動を支援するため、ハザードマップの作成、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示等に加えて必要に応じた「屋内安全確保」の指示、避難行動要支援者名簿の作成及び活用を図る。
- 水災による被害の軽減を図るため、浸水想定区域の指定等、水防法等に基づく減災対策を推進する。
- ハザードマップの作成、避難勧告等の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示等に加えて必要に応じた「屋内安全確保」の指示、避難行動要支援者名簿の作成及び活用を実施する。

(帰宅困難者に対する必要物資の確保)

- 公共交通機関の運行状況によっては、「むやみに移動(帰宅)を開始しない」という基本原則を積極的に広報することにより、帰宅困難者の集中による混乱発生の防止に努め、一斉帰宅を抑制するため、事業者等に対して従業員等を職場等に滞在させることができるよう、必要な物資の備蓄等を促す。

2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
-----	---

(地域医療機関の連携、災害時の体制整備)

- 稲沢市医師会等と連携し、地域における災害時の医療拠点や配置医師を定める等、災害時の救急医療体制の整備について検討する。
- 医療救護については、災害医療コーディネーター、一般社団法人稲沢市医師会、稲沢市歯科医師会、稲沢市薬剤師会、日本赤十字社愛知県支部、災害拠点病院、市等広範囲な協力体制を確立する。
- 稲沢市災害医療対策会議において、関係機関との連携・調整を図り、地域における災害医療が円滑に実施できる体制を確保する。

(医療体制の機能強化)

- 医療機器等設備面を充実させるとともに、脊髄末梢神経センター等の機能強化に努める。

(地域の実情に即した救急需要への対応) [再掲]

- 各種災害や高度化する救急需要に即応できるよう、必要な資機材の整備、地域の実情に即した消防・救急車両等設備面の充実及び救急救命士等の知識・技能の向上に努める。

(在宅医療と介護の一体的な推進と連携強化)

- 高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、稲沢市医師会をはじめとする関係団体が参加する稲沢市在宅医療・介護連携推進協議会を中心に、研修・啓発等を行い、在宅医療と介護の一体的な推進を行うとともに、関係者の連携を図っていく。

(介護保険施設の充足)

- 在宅生活が困難な高齢者が入所する特養等の介護保険施設の整備に補助金を交付し、介護保険施設の充足を図る。

(被災者の多様なニーズに対する適切な対応)

- 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障がい者その他の特に配慮を要する者(要配慮者)を支援する等、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する体制を整備する。

2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

(地域医療機関の連携、災害時の体制整備) [再掲]

- 稲沢市医師会等と連携し、地域における災害時の医療拠点や配置医師を定める等、災害時の救急医療体制の整備について検討する。
- 医療救護については、災害医療コーディネーター、一般社団法人稲沢市医師会、稲沢市歯科医師会、稲沢市薬剤師会、日本赤十字社愛知県支部、災害拠点病院、市等広範囲な協力体制を確立する。
- 稲沢市災害医療対策会議において、関係機関との連携・調整を図り、地域における災害医療が円滑に実施できる体制を確保する。

(災害時における防疫措置)

- 災害の発生した場合における防疫措置は、生活環境の悪化、り災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件下に行われるものであるため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)に従い迅速に実施して、感染症流行の未然防止に万全を期する。

2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

(合併処理浄化槽の設置補助による生活環境の保全)

- 下水道区域外では、合併処理浄化槽の設置補助を進めることにより、良好な生活環境の保全を図る。

(避難所の機能向上及び整備)

- 災害発生時における避難所等の機能向上及び円滑な避難誘導のため、小中学校等に備蓄倉庫、避難所応急給水栓、避難誘導灯、かまどベンチを整備する。

(避難所の物品等の拡充)

- 避難所等における簡易トイレや発電機等の資機材や食料、水の備蓄量を拡充する。

(在宅医療と介護の一体的な推進と連携強化) [再掲]

- 高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、稲沢市医師会をはじめとする関係団体が参加する稲沢市在宅医療・介護連携推進協議会を中心に、研修・啓発等を行い、在宅医療と介護の一体的な推進を行うとともに、関係者の連携を図っていく。

(被災者の多様なニーズに対する適切な対応) [再掲]

- 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障がい者その他の特に配慮を要する者(要配慮者)を支援する等、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する体制を整備する。

(適切な避難誘導のための協力体制の構築)

- 市の関連施設等の管理者は、その施設を利用するものを適切に避難誘導するため、市、地域住民、ボランティア団体等の多様な主体との協力体制を構築する。

(多様なニーズに配慮した防災訓練・教育)

- 防災訓練、教育等の実施にあたっては、要配慮者の多様なニーズに十分配慮して、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮する。

(被災地の実情を考慮した物資の提供) [再掲]

- 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達・供給に留意し、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含める等被災地の実情を考慮し、提供する。

(被災者等への的確で速やかな情報伝達)

- 被災者等への確かつ分かりやすい情報を速やかに公表・伝達するとともに、相談窓口の設置等により、住民等からの問い合わせに対応する。

(3) 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 被災による警察機能の大幅な低下等による治安の悪化、社会の混乱

(防犯灯の設置)

- 各行政区内の防犯灯の設置を進め、啓発活動等により防犯に対する市民意識の高揚を促す。

(自主的な防犯活動の推進)

- 地域の自主的な防犯活動を支援し、安心して暮らしやすいまちづくりを推進するため、公共の場所に防犯カメラを設置する行政区や商業団体に対して補助金を交付する等の対応をしていく。

(復旧・復興事業における暴力団排除活動)

- 暴力団等による復旧・復興事業への参入・介入等を防止するため、県警察や関係機関と連携して暴力団排除活動を実施する。

3-2 職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

(大規模災害時における防災拠点の確保・機能拡充)

- 巨大地震や超大型台風等の大規模災害時における復旧活動を行う防災拠点を確保し、機能の充実を図る。

(社会福祉協議会の機能強化や活動支援)

- 地域福祉の推進を図るため、稲沢市社会福祉協議会の機能強化や民生・児童委員の活動支援を行う。
- 地域福祉を推進するため、稲沢市社会福祉協議会と連携し、福祉の拠点を整備する。

(地域生活支援拠点の充実)

- 障がい者(児)の様々な状況に応じた支援を切れ目なく提供するため、障がい者施設や医療機関等関係機関との連携を強化する等、地域生活支援拠点の充実に努める。

(関連機関との連携等による災害への体制強化)

- 大規模かつ広域的な災害への対応体制を強化するため、近隣自治体や関係機関・企業等との連携を進める。

(避難行動要支援者に対する避難誘導)

- 避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有を図る。

(他の地方公共団体に対する協力要請)

- 災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国や県、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣等の協力を求める。

(防災対策を実施すべき事業所等への対応)

- 防災対策を実施すべき事業所等に対し、必要に応じそのとるべき措置について指示、要請又は勧告を行う。

(市民の防災意識向上の推進) [再掲]

- 地震災害を最小限に食い止めるためには、市及び防災関係機関による災害対策の推進はもとより、市民の一人ひとりが日ごろから地震災害についての認識を深め、災害から自らを守るとともに、お互いに助け合うという意識と行動が必要である。このため、防災訓練、教育、広報等を通じて防災意識の向上を促進する。

(災害対策の推進と啓発) [再掲]

- 特に稀にしか発生しない大規模かつ広域的な災害に備え、市民・民間企業等が、防災・減災対策に自ら取り組むためには、動機付けやコスト等の障害があるため、自助・共助の必要性を適切に伝え、行動に結びつけるための取り組みを行う。

(市職員の参集と連絡体制確保)

- 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、必要な職員の参集や連絡体制を構築する。

(各防災関係機関の役割) [再掲]

- 防災関係機関は、防災対策を実施するうえで、他機関の応援等を求める必要がある場合に備えて、事前に協定その他の手続き上の措置を定めるものとする。なお、各防災関係機関が他機関の応援要請について、その具体的な内容を定める場合には、他の機関との競合に留意し、調整を行う。

(4) 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

(減災を目的とした消防施設の強化)

- 災害による被害の軽減を図るため、耐震性を有する消防水利の整備、通信指令体制の強化等に努める。

(広報・広聴機能の強化)

- ICTの発展が著しい社会情勢を踏まえ、SNS等媒体の多様化に対応する等、広報・広聴機能の強化を図る。

(通信情報ネットワーク等の対策強化)

- 災害発生時の迅速な避難を可能とする防災行政無線(同報系)等の通信情報ネットワーク、避難施設や防災備蓄倉庫等のハードの整備を行い、大規模災害時の対策強化を図る。

(避難警戒レベルを付した情報提供)

- 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告・避難指示(緊急)及び災害発生情報等に警戒レベルを付して提供することにより、避難のタイミングや住民等がとるべき行動を明確にする。

(災害情報の一元管理と災害応急対策の実施)

- 災害情報を一元的に把握するとともに、関係機関を含めて災害に関する情報を共有することができる体制のもと、相互に連携して適切な災害応急対策を実施する。

(防災関係機関の連携による情報伝達強化)

- 市及び防災関係機関は、重要通信の疎通を確保するとともに、効果的な通信の運用を図るため、有線・無線の通常の通信手段を利用するほか、携帯電話や衛星通信施設、電話・電報施設の優先利用、放送事業者への放送の依頼等を行う。

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

(避難行動要支援者に対する避難誘導) [再掲]

- 避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、

民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有を図る。

(要配慮者への支援体制)

- 高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者への支援体制を整備する。

4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
------------	---

(減災を目的とした消防施設の強化) [再掲]

- 災害による被害の軽減を図るため、耐震性を有する消防水利の整備、通信指令体制の強化等に努める。

(避難所の機能向上及び整備) [再掲]

- 災害発生時における避難所等の機能向上及び円滑な避難誘導のため、小中学校等に備蓄倉庫、避難所応急給水栓、避難誘導灯、かまどベンチを整備する。

(広報・広聴機能の強化) [再掲]

- ICTの発展が著しい社会情勢を踏まえ、SNS等媒体の多様化に対応する等、広報・広聴機能の強化を図る。

(通信情報ネットワーク等の対策強化) [再掲]

- 災害発生時の迅速な避難を可能とする防災行政無線(同報系)等の通信情報ネットワーク、避難施設や防災備蓄倉庫等のハードの整備を行い、大規模災害時の対策強化を図る。

(自主防災会への補助金交付)

- 自主防災会が行う訓練に対して、1世帯あたり100円の補助金を交付する。また、自主防災会が設置する消防施設等設置費用に対し補助金を交付する等の対応をしていく。

(男女共同参画等を踏まえた稲沢市地域防災計画の改善)

- 女性や高齢者、障がい者等の参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れるとともに、科学的知見及び災害から得られた教訓を踏まえ絶えず稲沢市地域防災計画の改善を図る。

(発災時の情報収集・伝達体制の強化)

- 発災時における積極的な情報の収集・伝達・共有体制の強化や、県及び市町村間の相互支援体制を構築する。

(住民の円滑な避難行動の支援) [再掲]

- 住民等の円滑かつ安全な避難行動を支援するため、ハザードマップの作成、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示等に加えて必要に応じた「屋内安全確保」の指示、避難行動要支援者名簿の作成及び活用を図る。
- 水災による被害の軽減を図るため、浸水想定区域の指定等、水防法等に基づく減災対策を推進する。
- ハザードマップの作成、避難勧告等の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示等に加えて必要に応じた「屋内安全確保」の指示、避難行動要支援者名簿の作成及び活用を実施する。

(関係機関における事故・火災等の予防対策)

- 関係機関と連携し、事故・火災等に対する連絡体制の整備、必要資機材の備蓄、訓練等の予防対策を実施することにより、発災時における被害拡大防止を行う。

(多様なニーズに配慮した防災訓練・教育) [再掲]

- 防災訓練、教育等の実施にあたっては、要配慮者の多様なニーズに十分配慮して、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮する。

(避難行動要支援者等に対する迅速な避難の促進)

- 高齢者や障がい者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進する。

(災害応急対策責任者の体制強化)

- 災害応急対策責任者(災害対策基本法第 50 条)は、災害に関する情報の収集及び伝達が、迅速かつ正確になされるよう活動体制を整備するとともに、休日・夜間における体制及び通常伝達系統の災害が発生した場合における体制を構築する。

(被災者等への的確で速やかな情報伝達) [再掲]

- 被災者等への的確かつ分かりやすい情報を速やかに公表・伝達するとともに、相談窓口の設置等により、住民等からの問い合わせ対応を行う。

(防災ヘリコプターの活用) [再掲]

- 発生直後の上空からの情報収集活動、救急救助活動、災害応急活動等を、迅速かつ円滑に行うために、防災航空隊を要請して、防災ヘリコプターを活用する体制を整える。

(自主防災への取り組み)

- 公助による対応には限界があることから、被災地内でもできる限り助けを待つ「受援者」ではなく、自らの安全を確保した上で周囲を助ける「支援者」として協力する体制を構築する。

(避難勧告の積極的な実施)

- 避難勧告等は、空振りをおそれず、住民等が適切な避難行動をとれるように、発令基準を基に発令する。

(社会福祉施設への適切な避難誘導)

- 市は、社会福祉施設等の管理者ならびに地域住民やボランティア団体等の多様な主体と協力体制を構築し、その施設を利用するものを適切に避難誘導する。

(5) 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1	サプライチェーンの寸断等による地元企業の生産力低下
-----	---------------------------

(県及び市町村と企業等における連携)

- 県及び市町村と企業等との間で協定を締結する等、各主体が連携した応急体制の整備をする。

(地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ)

- 企業を地域コミュニティの一員としてとらえて、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

(事業継続計画(BCP)の策定促進)

- 市及び商工団体等は、企業防災の重要性や事業継続計画(BCP)の必要性について積極的な啓発に努め、企業が事業継続計画(BCP)を策定するにあたっては、県及び市はそれぞれが策定している被害想定やハザードマップ等を積極的に公表する。

(企業への支援体制の整備)

- 市及び商工団体等は、企業が被災した場合に速やかに相談等に対応できるよう、相談窓口・相談体制等について検討するとともに、被災企業等の事業再開に関する各種支援について、あらかじめ整理する。

5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響

(中小企業、農林水産業者に対する支援)

- 被災した中小企業、農林水産業者に対し、事業資金の融資等による支援を行うとともに、関係団体等の支援情報をとりまとめて提供することにより、早期の事業再開をするための支援を実施する。

(災害対策の推進と啓発) [再掲]

- 特に稀にしか発生しない大規模かつ広域的な災害に備え、市民・民間企業等が、防災・減災対策に自ら取り組むためには、動機付けやコスト等の障害があるため、自助・共助の必要性を適切に伝え、行動に結びつけるための取り組みを行う。

(ライフライン関係施設等の代替性の確保)

- ライフライン関係施設等について、浸水防止対策等災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

5-3 基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

(道路や橋梁等の適切な維持管理と長寿命化)

- 道路の適切な維持管理を目的として、舗装修繕計画や橋梁長寿命化計画等の見直しを適宜行い、老朽化が進む道路及び橋梁の補修や長寿命化に取り組む。
- 地域住民の生活環境の改善と市内交通の円滑化を図るため、道路の改良・改修等に努める。
- 老朽化が進む道路や橋梁については、修繕等適切な管理に努め、長寿命化を図る。

(幹線道路及び緊急輸送道路の保全整備)

- インフラ資産(道路、橋梁、上水道、下水道等)について、平成25(2013)年9月施行の改正道路法を遵守し、予防保全の観点で踏まえた点検を含む維持、修繕の実施により適

切な維持管理に努めるとともに、特に、幹線道路や緊急輸送道路については、優先的に整備する。

(橋梁等の計画的な維持管理)

- インフラ資産(橋梁)について、橋梁の安全性・信頼性を確保するため、平成 26(2014)年 7月施行の国土交通省令・告示を遵守し、5年ごとに近接目視での点検を行うとともに、「橋梁長寿命化修繕計画」(平成 29(2017)年 3月)に基づき、計画的かつ効率的な維持管理に努める。

(社会インフラの耐震性強化)

- 上下水道、道路、鉄道、河川、農業水利施設等の社会インフラの耐震性強化を図り、道路については、広域交通ネットワークのリダンダンシーを確保する観点から整備を促進する。

(交通・ライフライン関係施設等の予防措置)

- 交通・ライフライン関係施設等は、住民の日常生活及び社会・経済活動上、欠くことのできないものであり、地震が発生した後の災害復旧の根幹となるべき使命を担っているため、事前の予防措置を日頃から講じる。

5-4 食料等の安定供給の停滞

(避難所の機能向上及び整備) [再掲]

- 災害発生時における避難所等の機能向上及び円滑な避難誘導のため、小中学校等に備蓄倉庫、避難所応急給水栓、避難誘導灯、かまどベンチを整備する。

(避難所の物品等の拡充) [再掲]

- 避難所等における簡易トイレや発電機等の資機材や食料、水の備蓄量を拡充する。

(救援物資を確実に供給する仕組みづくり)

- 被災地のニーズを可能な限り把握するとともに、ニーズの把握や被災地側からの要請が困難な場合には、要請を待たずに必要な物資を送り込む等、被災地に救援物資を確実に供給する仕組みを構築する。

(交通・ライフライン関係施設等の予防措置) [再掲]

- 交通・ライフライン関係施設等は、住民の日常生活及び社会・経済活動上、欠くことの

できないものであり、地震が発生した後の災害復旧の根幹となるべき使命を担っているため、事前の予防措置を日頃から講じる。

5-5 用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

(浄水場、重要管路の耐震性確保と維持管理)

- 浄水場、重要管路については、「稲沢市水道ビジョン」に基づき、耐震性能の向上を図り、適切な機能の維持・更新を行う。

(河川の改修整備促進等による減災・防災) [再掲]

- 河川管理者と連携して河川等の改修整備を促進し、流下能力の向上を図るとともに、雨水貯留施設の整備を検討する。
- 国・県管理の河川における治水機能の適切な維持管理について働きかけを行う。
- 浸水被害の軽減のため、河川及び流域における雨水対策として、排水路改修や雨水貯留施設等の整備に努める。
- 洪水による災害を防止するため、河川・排水路の維持修繕に努める。

(水道施設の耐震化及び老朽化対策)

- 大規模地震による被害から守るため、水道施設の耐震化及び老朽化対策を計画的に推進する。

(水質汚濁の防止による生活環境の整備)

- 生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の整備を図ることを目的として、合併処理浄化槽を設置した方に対し補助金を交付する等の対応をしていく。

(上水道の計画的な維持管理)

- インフラ資産(上水道)について、基幹管路や重要主要支線管路の耐震管への布設替え、石橋第二浄水場、祖父江配水場の耐震化及び更新を優先的に進める。

(水道事業の中長期的マネジメント)

- 「安全」「持続」「強靱」の3つの観点から水道事業の将来像を具現化するため、平成30(2018)年度を開始年度とする新たな水道ビジョン及びアセットマネジメントを策定し、中長期的な視点に立った計画的、効率的な整備、更新に努める。

(農業用用水施設や排水施設の改修)

- 用水供給途絶に伴う生産活動への影響を最小限に留めるよう、農業用用水施設の改修を行う。また、土地改良施設の損壊・機能不全による影響を最小限に留めるよう、排水機場等排水施設の改修を行う。

(6) ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1 電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止

(電力の迅速な応急復旧)

- 被害復旧対策にとって必要不可欠な条件となっている電力を円滑に供給するため、災害が発生した後は被害状況を早期的確に把握し、要員及び資機材を確保するとともに、機動力を発揮して、応急復旧を迅速に実施する体制を整える。

(ライフライン関係施設等の代替性の確保) [再掲]

- ライフライン関係施設等について、浸水防止対策等災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

(浄水場、重要管路の耐震性確保と維持管理) [再掲]

- 浄水場、重要管路については、「稲沢市水道ビジョン」に基づき、耐震性能の向上を図り、適切な機能の維持・更新を行う。

(水道施設の耐震化及び老朽化対策) [再掲]

- 大規模地震による被害から守るため、水道施設の耐震化及び老朽化対策を計画的に推進する。

(上水道の計画的な維持管理) [再掲]

- インフラ資産(上水道)について、基幹管路や重要主要支線管路の耐震管への布設替え、石橋第二浄水場、祖父江配水場の耐震化及び更新を優先的に進める。

(水道事業の中長期的マネジメント) [再掲]

- 「安全」「持続」「強靱」の3つの観点から水道事業の将来像を具現化するため、平成30(2018)年度を開始年度とする新たな水道ビジョン及びアセットマネジメントを策定し、中長期的な視点に立った計画的、効率的な整備、更新に努める。

(社会インフラの耐震性強化) [再掲]

- 上下水道、道路、鉄道、河川、農業水利施設等の社会インフラの耐震性強化を図り、道路については、広域交通ネットワークのリダンダンシーを確保する観点から整備を促進する。

6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

(下水道等の耐震化・長寿命化)

- 既存の下水道(公共下水道、農業集落排水施設、コミュニティ・プラント施設)については、計画的に耐震化・長寿命化を進める。

(合併処理浄化槽の設置補助による生活環境の保全) [再掲]

- 下水道区域外では、合併処理浄化槽の設置補助を進めることにより、良好な生活環境の保全を図る。

(ごみ処理施設や汚水処理施設等の維持・更新)

- ごみ処理施設や汚水処理施設及び斎場は、衛生的で良好な市民生活を送るために不可欠な施設であり、今後とも適切な機能の維持・更新を図る。

(し尿処理施設の老朽化対策)

- し尿処理施設は稼働後40年以上が経過して老朽化が進んでいることから、施設への負荷軽減のため、隣接する流域下水道への接続を検討する。

(下水道の計画的な施設整備)

- インフラ資産(下水道)について、今後の施設整備については、「稲沢市污水適正処理構想」(平成28(2016)年2月)に基づき、経済的かつ計画的に進める。

6-4 交通インフラの長期間にわたる機能停止

(道路や橋梁等の適切な維持管理と長寿命化) [再掲]

- 道路の適切な維持管理を目的として、舗装修繕計画や橋梁長寿命化計画等の見直しを適宜行い、老朽化が進む道路及び橋梁の補修や長寿命化に取り組む。
- 地域住民の生活環境の改善と市内交通の円滑化を図るため、道路の改良・改修等に努める。
- 老朽化が進む道路や橋梁については、修繕等適切な管理に努め、長寿命化を図る。

(狭あい道路の解消と道路附属物の安全管理)

- 狭あい道路の解消について検討する。
- 道路附属物の安全性を確保するため、計画的な修繕、補修により適切な施設管理に努める。

(幹線道路及び緊急輸送道路の保全整備) [再掲]

- インフラ資産(道路、橋梁、上水道、下水道等)について、平成 25(2013)年9月施行の改正道路法を遵守し、予防保全の観点で踏まえた点検を含む維持、修繕の実施により適切な維持管理に努めるとともに、特に、幹線道路や緊急輸送道路については、優先的に整備する。

(橋梁等の計画的な維持管理) [再掲]

- インフラ資産(橋梁)について、橋梁の安全性・信頼性を確保するため、平成 26(2014)年7月施行の国土交通省令・告示を遵守し、5年ごとに近接目視での点検を行うとともに、「橋梁長寿命化修繕計画」(平成 29(2017)年3月)に基づき、計画的かつ効率的な維持管理に努める。

(社会インフラの耐震性強化) [再掲]

- 上下水道、道路、鉄道、河川、農業水利施設等の社会インフラの耐震性強化を図り、道路については、広域交通ネットワークのリダンダンシーを確保する観点から整備を促進する。

(交通・ライフライン関係施設等の予防措置) [再掲]

- 交通・ライフライン関係施設等は、住民の日常生活及び社会・経済活動上、欠くことのできないものであり、地震が発生した後の災害復旧の根幹となるべき使命を担っているため、事前の予防措置を日頃から講じる。

(密集市街地における面的整備事業)

- 都市計画マスタープラン等に基づき、適切に土地利用計画を定め、道路・公園等の防災上重要な都市施設の整備や建築物の不燃化を促進し、さらに都市基盤施設が不足する密集市街地では、土地区画整理事業や市街地再開発事業等の面的整備事業を実施する。

6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全

(都市公園における防災関連施設の導入)

- 都市公園における防災関連施設の導入を検討する。

(長期的視点による公共施設の整備方針の見直し)

- 長期的視点に立ってインフラを含む公共施設の類型別の方針(再編、更新、長寿命化等)を定める。

(公共施設の耐震化)

- 公共施設については、平成 25(2013)年 3 月に策定した「稲沢市建築物耐震改修促進計画(改訂版)」に基づき、令和 2(2020)年度を目途に耐震化を進める。

(消防施設の耐震化補強)

- 防火水槽については、震災時による亀裂・破損時でも漏水しないよう、計画的な漏水防止対策に努める。また、道路下の防火水槽のうち耐震性を有しないものは、漏水防止対策と同時に耐震補強を行う。

(社会インフラの耐震性強化) [再掲]

- 上下水道、道路、鉄道、河川、農業水利施設等の社会インフラの耐震性強化を図り、道路については、広域交通ネットワークのリダンダンシーを確保する観点から整備を促進する。

6-6 避難所の機能不足等により避難者の生活に支障が出る事態

(関連機関との連携等による災害への体制強化) [再掲]

- 大規模かつ広域的な災害への対応体制を強化するため、近隣自治体や関係機関・企業等との連携を進める。

(避難所の機能向上及び整備) [再掲]

- 災害発生時における避難所等の機能向上及び円滑な避難誘導のため、小中学校等に備蓄倉庫、避難所応急給水栓、避難誘導灯、かまどベンチを整備する。

(避難所の物品等の拡充) [再掲]

- 避難所等における簡易トイレや発電機等の資機材や食料、水の備蓄量を拡充する。

(男女共同参画等を踏まえた稲沢市地域防災計画の改善) [再掲]

- 女性や高齢者、障がい者等の参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れるとともに、科学的知見及び災害から得られた教訓を踏まえ絶えず稲沢市地域防災計画の改善を図る。

(被災者の多様なニーズに対する適切な対応) [再掲]

- 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障がい者その他の特に配慮を要する者(要配慮者)を支援する等、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する体制を整備する。

(避難行動要支援者に対する避難誘導) [再掲]

- 避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有を図る。

(適切な避難誘導のための協力体制の構築) [再掲]

- 市の関連施設等の管理者は、その施設を利用するものを適切に避難誘導するため、市、地域住民、ボランティア団体等の多様な主体との協力体制を構築する。

(多様なニーズに配慮した防災訓練・教育) [再掲]

- 防災訓練、教育等の実施にあたっては、要配慮者の多様なニーズに十分配慮して、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮する。

(被災地の実情を考慮した物資の提供) [再掲]

- 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達・供給に留意し、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含める等被災地の実情を考慮し、提供する。

(要配慮者への支援体制) [再掲]

- 高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者への支援体制を整備する。

(7) 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1	地震に伴う市街地の大規模火災及びその他二次災害の発生による多数の死傷者の発生
------------	---

(消防施設の耐震化補強) [再掲]

- 防火水槽については、震災時による亀裂・破損時でも漏水しないよう、計画的な漏水防止対策に努める。また、道路下の防火水槽のうち耐震性を有しないものは、漏水防止対策と同時に耐震補強を行う。

(防火井戸の計画的な撤去) [再掲]

- 防火井戸については、計画的に撤去する。

(耐震性貯水槽の設置) [再掲]

- 震災時の樹木や建物等の倒壊による影響を避けるため、行政区や密集地の外周に新たに耐震性貯水槽を設置する。

(ガスの迅速な応急復旧)

- ガス供給施設に甚大な被害を受けた場合、的確な情報の把握により被害規模を迅速に総合判断し、被災地域へのガスの供給を停止して、火災、爆発等二次災害の防止を図るとともに、早期復旧の措置が行える体制を整える。

(二次災害の防止)

- あらかじめ登録された応急危険度判定士を現地に派遣し、技術的な危険度判定をして、その危険性を周知することにより、二次災害を未然に防止する体制を整える。

(多重防御による地域づくりの整備)

- 津波及び堤防等の被災によるゼロメートル地帯の浸水からの迅速かつ確実な避難を実現するため、避難場所や避難路等の整備、津波浸水想定を踏まえた土地利用等ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせる「多重防御」による地域づくりを推進する。

(防災関係機関による避難の安全確保) [再掲]

- 防災関係機関は、消防機関と連携を保ちつつ、その全機能をあげて避難の安全を確保し、消防機関は重要な地域、対象物の防御と救助・救急及び地震による水災の防御等にあたり、激甚な大規模災害等から市民の生命、身体及び財産を保護する。

7-2 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺

(狭あい道路の解消と道路附属物の安全管理) [再掲]

- 狭あい道路の解消について検討する。
- 道路附属物の安全性を確保するため、計画的な修繕、補修により適切な施設管理に努める。

(防火井戸の計画的な撤去) [再掲]

- 防火井戸については、計画的に撤去する。

(密集市街地における面的整備事業) [再掲]

- 都市計画マスタープラン等に基づき、適切に土地利用計画を定め、道路・公園等の防災上重要な都市施設の整備や建築物の不燃化を促進し、さらに都市基盤施設が不足する密集市街地では、土地区画整理事業や市街地再開発事業等の面的整備事業を実施する。

7-3 土地改良施設等の損壊・機能不全による多数の死傷者の発生

(防災・減災に配慮した市街地の形成) [再掲]

- 新たな市街地を形成する地域については、土地区画整理事業等の実施により、一時避難場所となる公園の適正な配置や避難路の確保、延焼を防止するための街路樹を植樹することで、防災・減災に配慮する。また、関係機関と調整しながら治水対策を行う。

(公園緑地の整備と住民参加による維持管理)

- 新たなまちづくりを展開していく地域において、使いやすく特色のある公園や緑地の整備を行うとともに、維持管理に地域住民等の参加を促し、地域の愛着を深めていく活動を展開する。

(農業用用水施設や排水施設の改修) [再掲]

- 用水供給途絶に伴う生産活動への影響を最小限に留めるよう、農業用用水施設の改修を行う。また、土地改良施設の損壊・機能不全による影響を最小限に留めるよう、排水機場等排水施設の改修を行う。

7-4 有害物質の大規模拡散・流出による地域の荒廃

(放射線障害における応急措置) [再掲]

- 放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合は、地域住民等を放射線から守るため、第一次的責任者である事業者のほか、防災関係機関も放射性物質災害応急対策を事前に図る。

(放射性物質災害の発生を考慮した対策)

- 放射性物質災害が発生した場合は、停電等により情報収集・連絡活動、モニタリング、屋内退避・避難誘導等の防護活動等に支障が出る可能性があることから、稲沢市地域防災計画の地震災害対策計画又は風水害等災害対策計画も踏まえて対処する体制を整える。

(危険物施設の自主保安体制充実強化) [再掲]

- 消防力の強化、火災予防のための指導の徹底、危険物等の安全確保に努めるとともに、危険物施設の自主保安体制充実強化を指導し、地震対策と防災教育を推進する。

(危険物施設等の災害拡大防止)

- 地震により危険物施設等が被害を受け、又は危険物の流出その他の事故が発生した場合は、災害の拡大を防止するための適切かつ迅速な応急措置を実施し、周辺住民等に被害を及ぼさないように努めるとともに、それらの情報等を提供して、周辺住民等を早急に避難させる体制を整える。

7-5 農地等の被害による地域の荒廃

(農地及び農業用施設の災害発生防止)

- 農地及び農業用施設の災害の発生を未然に防止し、農業生産の維持及び農業経営の安定を図り、あわせて市域の保全を推進する。

(8) 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

(ごみ処理施設や汚水処理施設等の維持・更新) [再掲]

- ごみ処理施設や汚水処理施設及び斎場は、衛生的で良好な市民生活を送るために不可欠な施設であり、今後とも適切な機能の維持・更新を図る。

(応援部隊の活動拠点となる空地の確保)

- 広域かつ大規模な災害においては、応援部隊の活動拠点や仮設住宅建設、がれきの仮置場となる空地が不足することが想定されるため、予めオープンスペースの活用方法について調整する。

8-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

(迅速な市街地復興のための体制の明確化)

- 災害時の早期かつ的確な市街地復興のため、被災時における実施体制や手順の明確化に係る検討を進める。

(ボランティア活動の支援と拠点の充実)

- 地域での交流やボランティア活動への参加を促進するとともに、地域福祉の推進役としての役割を果たしている稲沢市社会福祉協議会の活動を支援することで、「自助」「共助」「公助」が互いに機能し合うまちを目指す。
- 地域におけるボランティア団体の活動支援を行うとともに、支援を必要とする人と支援する人との間をコーディネートする、ボランティアセンターの充実に努める。

(防災ボランティアの育成や自主防災組織の拡充)

- 地域防災力を強化するため、防災情報の提供や補助制度の啓発に努めて市民の防災意識を高めるとともに、防災ボランティアの育成や自主防災組織の充実に努める。

(関連機関との連携等による災害への体制強化) [再掲]

- 大規模かつ広域的な災害への対応体制を強化するため、近隣自治体や関係機関・企業等との連携を進める。

(防犯力の強化と防犯ボランティアの構築)

- 地域の防犯力を高めるため、市民による防犯ボランティア活動の活性化を図るとともに、大学や企業にも呼びかけ、新たな防犯ボランティア体制の構築を促す。

(まちづくりへの市民参画)

- 行政と市民との情報共有の仕組みを整備し、市民がまちづくりに参画する機会の充実に努める。

(多種多様な組織の連携)

- 各防災関係機関は、過去の災害から得られた教訓を踏まえ、適切な役割分担及び相互の連携協力の下、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、多様な主体が自発的に行う防災活動を促進し、市民や事業者、自主防災組織、ボランティア等と一体となる取り組みを促進する。

(男女共同参画等を踏まえた稲沢市地域防災計画の改善) [再掲]

- 女性や高齢者、障がい者等の参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れるとともに、科学的知見及び災害から得られた教訓を踏まえ絶えず稲沢市地域防災計画の改善を図る。

(地区居住者、事業者等との連携強化)

- 稲沢市地域防災計画への地区防災計画の位置付け等による市と地区居住者等との連携強化、災害応急対策に係る事業者等との連携強化を図る。

(様々な主体が連携した災害被害の軽減)

- 自然災害からの安全・安心を得るためには、行政による公助はもとより、市民一人ひとりの自覚に根ざした自助、身近なコミュニティ等による共助が大切であり、国の「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針」を踏まえ、社会の様々な主体が連携して、災害被害の軽減に向けた防災活動を行う仕組みを構築する。

(復興計画の作成と計画的な復興)

- 大規模災害により被災した地域の再建を可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、計画的に復興を推進する。

8-3	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
-----	---

(河川の改修整備促進等による減災・防災) [再掲]

- 河川管理者と連携して河川等の改修整備を促進し、流下能力の向上を図るとともに、雨水貯留施設の整備を検討する。
- 国・県管理の河川における治水機能の適切な維持管理について働きかけを行う。
- 浸水被害の軽減のため、河川及び流域における雨水対策として、排水路改修や雨水貯留施設等の整備に努める。
- 洪水による災害を防止するため、河川・排水路の維持修繕に努める。

(雨水貯留施設等浸水被害軽減等の施設の維持管理) [再掲]

- 浸水被害を軽減するための施設等のインフラ資産(雨水貯留施設)について、必要に応じて関係機関と協議しながら整備を進めるとともに、定期的な点検等によりポンプ等の適切な維持管理に努める。

(復興計画の作成と計画的な復興) [再掲]

- 大規模災害により被災した地域の再建を可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、計画的に復興を推進する。

(多重防御による地域づくりの整備) [再掲]

- 津波及び堤防等の被災によるゼロメートル地帯の浸水からの迅速かつ確実な避難を実現するため、避難場所や避難路等の整備、津波浸水想定を踏まえた土地利用等ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員する「多重防御」による地域づくりを推進する。

(液状化危険地域の防災対策)

- 液状化(クイック・サンド現象)危険地域における防災対策として、住宅等の高層化によりオープンスペースを確保するとともに、支持杭の使用を奨励して、建築物の耐震性の強化を実施する。

(土地利用の適正な規制、指導)

- 地震により発生する地割れ・液状化や地すべり等の地盤災害の予防に万全を期すものとし、特に、地震災害の予防的見地から、造成地、埋立地、軟弱地盤、活断層等を十分考慮の上、土地利用の適正な規制、指導を実施する。

(地盤沈下地域の的確な把握)

- 地盤沈下地域を的確に把握し、情報を提供するとともに、稲沢市地域防災計画に反映させる等必要な防災対策を積極的に実施する。

8-4 被災者の住居確保等の遅延による生活再建の遅れ

(空き家対策)

- 空き家の発生抑制や適正管理、利活用により、良好な住環境の維持を図る。

(介護保険施設の充足) [再掲]

- 在宅生活が困難な高齢者が入所する特養等の介護保険施設の整備に補助金を交付し、介護保険施設の充足を図る。

(避難所の整備ならびに支援及び周知徹底)

- 被災者が一定期間滞在する避難所の指定、周知徹底及び生活環境の確保、被災者に対する円滑な支援に必要な罹災証明書の発行体制の整備、積極的な被災者台帳の作成及び活用を図る。

(応急仮設住宅の設置と空き家の活用)

- 応急仮設住宅の設置については、民間賃貸住宅等の空き家・空室が存在する地域においては、民間賃貸住宅等の借上げによる方法を積極的に実施する。
- 災害により、自らの資力では住宅を確保することが困難な被災者のために、短期間の一時的な住まいとして公共賃貸住宅等の空き家を提供する。

(被災者の生活再建)

- 被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる。

8-5 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

(公共公益施設(文教施設)の機能維持・強化)

- 公共公益施設については、必要に応じて更新するとともに、市民の文化・芸術活動、生

活交流、健康な生活を支える場として施設機能の維持・強化を図る。

- 小中学校等の教育施設については、点検診断等の結果から異常が認められる施設について、早期に修繕、改修等の対策を講じるとともに、耐力度調査の結果等をもとに、緊急性やライフサイクルコスト等に鑑みながら施設長寿命化に向けた対応を検討する。

(公園緑地の整備と住民参加による維持管理) [再掲]

- 新たなまちづくりを展開していく地域において、使いやすく特色のある公園や緑地の整備を行うとともに、維持管理に地域住民等の参加を促し、地域の愛着を深めていく活動を展開する。

(文化施設等の修繕・改修(老朽化対策))

- 市民会館等の文化施設や生涯学習施設について、適切な修繕や改築を行う。
- 市民会館等の文化施設や生涯学習施設について、ニーズの変化や施設の老朽化に伴い、施設総量の適正化も図る。

(公共施設の維持管理及び適正化)

- 人口減少や市民ニーズの変化といった時代の変化に合わせ、既存施設を有効活用する等、公共施設の機能を維持しながら、統合・廃止による集約化や複合化も視野に施設総量の適正化に取り組む。

(指定文化財等の保存修理と防災設備の維持管理)

- 有形文化財等の貴重な指定文化財及び保存施設について、適切な保存修理を行う。また、建造物等の防災設備について、適切な維持管理を行う。

8-6	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
-----	---

(空き家対策としての位置情報の収集・把握)

- 適切な管理が行われず地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼす特定空き家対策の基礎として、市内の空き家等の位置情報を収集・把握する。

(被災者に対する住まいの提供)

- 自らの資力では住宅を確保することが困難な被災者のために、短期間の一時的な住まいとして公共賃貸住宅等の空き家を提供する。
- 被災者の住まいの確保については、自力での住宅再建(取得)を基本とし、再建(取得)へ

の支援をするとともに、住宅供給公社や民間等による住宅の供給を促進する。また、必要に応じて災害公営住宅を整備する。

(応急仮設住宅の設置と空き家の活用) [再掲]

- 応急仮設住宅の設置については、民間賃貸住宅等の空き家・空室が存在する地域においては、民間賃貸住宅等の借上げによる方法を積極的に実施する。
- 災害により、自らの資力では住宅を確保することが困難な被災者のために、短期間の一時的な住まいとして公共賃貸住宅等の空き家を提供する。

(応援部隊の活動拠点となる空地の確保) [再掲]

- 広域かつ大規模な災害においては、応援部隊の活動拠点や仮設住宅建設、がれきの仮置場となる空地が不足することが想定されるため、予めオープンスペースの活用方法について調整する。

(被災者の住居に対する応急対応)

- 家屋に被害を受け、自らの資力では住宅を確保することが困難な被災者のため、応急仮設住宅の設置や被災住宅の応急修理、障害物の除去を実施して、住生活の安定を促進する。

8-7	居住地の損失等により市外へ大量の人口が流出する事態
------------	----------------------------------

(住宅・建築物の耐震化の促進) [再掲]

- 「稲沢市建築物耐震改修促進計画」に基づき、住宅・建築物の耐震診断や耐震改修等を促進することで、耐震化・減災化を図る。

(空き家対策) [再掲]

- 空き家の発生抑制や適正管理、利活用により、良好な住環境の維持を図る。

(避難所の整備ならびに支援及び周知徹底) [再掲]

- 被災者が一定期間滞在する避難所の指定、周知徹底及び生活環境の確保、被災者に対する円滑な支援に必要な罹災証明書の発行体制の整備、積極的な被災者台帳の作成及び活用を図る。

(住宅復興計画の整備)

- 大規模災害が発生した場合に、円滑かつ迅速な復興に資するため、住宅復興計画・体制

の検討を進める等、住民の意向を尊重しつつ、計画的な復興が図られる体制を整備する。

(被災者に対する住まいの提供) [再掲]

- 自らの資力では住宅を確保することが困難な被災者のために、短期間の一時的な住まいとして公共賃貸住宅等の空き家を提供する。
- 被災者の住まいの確保については、自力での住宅再建(取得)を基本とし、再建(取得)への支援をするとともに、住宅供給公社や民間等による住宅の供給を促進する。また、必要に応じて災害公営住宅を整備する。

(被災者の生活再建) [再掲]

- 被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる。

《重要業績指標（KPI）一覧表》 リスクシナリオ掲載順

リスク シナリオ (掲載昇順)	取り組み	取り組み指標				
		指標名	単位	現状値 基準値	目標値 (R3)	目標値 (R9)
1-1 8-7	住宅・建築物 の耐震化の促 進	住宅の耐震化率 (令和2年1月)	%	85	95	
1-1 8-7	住宅・建築物 の耐震化の促 進	特定既存耐震不適格 建築物のうち多数の 者が利用する建築物 の耐震化率 (平成25年3月)	%	76	95	
1-1 7-3	防災・減災に 配慮した市街 地の形成	市政アンケート調査 における「市民一人当 たりの都市公園面積」 に関する数値	m ²	4.96	↑	↑
1-1	公共施設の一 層の耐震性の 強化	重要度係数の適用	%	100	100	
1-3	局地的集中豪 雨による浸水 被害の防止・ 軽減	市政アンケート調査 における「災害対策・ 防災体制の充実」に関 する満足度	%	59.9	↑	↑
1-2 7-1	耐震性貯水槽 の設置	水利の充足率	%	88	88	89
1-3 2-2 2-3 4-3	住民の円滑な 避難行動の支 援	避難行動要支援者シ ステムの導入(H31.1 ~R5.12) 避難行動要支援者同 意者名簿の作成	-	平成30年 導入 作成済み (H28)	-	-
2-2 2-4	地域の実情に 即した救急需 要への対応	市政アンケート調査 における「消防・救急 体制の充実」に関する 満足度	%	82.8	↑	↑

リスク シナリオ (掲載昇順)	取り組み	取り組み指標				
		指標名	単位	現状値 基準値	目標値 (R3)	目標値 (R9)
2-2	市民一体とな った消防力の 強化	市政アンケート調査 における「消防・救急 体制の充実」に関する 満足度	%	82.8	↑	↑
2-2 4-3	防災ヘリコプ ターの活用	愛知県防災航空隊と の連携訓練の実施	回数	2回/年	2回/年	2回/年
2-2	自主防災組織 による組織的 な活動	自主防災組織の組織 率	%	0.977		1
2-2 3-2	市民の防災意 識向上の推進	総合防災訓練の実施 防災教育実践指定校 の指定	回 校	年1回 年2校 (2年間 継続)	現状値を維持 10校	現状値を維持 16校
2-4 2-5	地域医療機関 の連携、災害 時の体制整備	市政アンケート調査 における「市民病院を 利用する」に関する市 民意識 災害時の緊急医療体 制の整備について検 討 (H27~R2)	%	33.9	↑	↑
2-4	医療体制の機 能強化	市政アンケート調査 における「医療体制の 充実」に関する満足度	%	57.1	↑	↑
2-4 2-6	在宅医療と介 護の一体的な 推進と連携強 化	研修会の開催回数	回数	3回/年	3回/年	3回/年
2-4 8-4	介護保険施設 の充足	新規の介護保険施設 数	施設数	30施設	30施設	30施設

リスク シナリオ (掲載昇順)	取り組み	取り組み指標				
		指標名	単位	現状値 基準値	目標値 (R3)	目標値 (R9)
2-6 6-3	合併処理浄化槽の設置補助による生活環境の保全	生活排水処理率 (稲沢市生活排水処理基本計画)	%	80.5	82.5	90.4
2-6 4-3 5-4 6-6	避難所の機能向上及び整備	避難所における防災備蓄倉庫増設整備率 避難場所である小中学校(校庭等)及び一時避難場所である都市公園におけるかまどベンチ及び避難誘導灯の整備率	% %	100 (H30) 53 (H30)	— —	— —
2-6 5-4 6-6	避難所の物品等の拡充	食料・飲料水備蓄目標達成率	%	食料： 100% 飲料水： 91.2%	食料： 100%維持 飲料水： 91.2%	食料： 100%維持 飲料水： 100%維持
2-6 6-6	適切な避難誘導のための協力体制の構築	防災に関する訓練実施	回数	各施設 2回/年	各施設 2回/年	各施設 2回/年
2-6 4-3 6-6	多様なニーズに配慮した防災訓練・教育	(仮称)男女共同参画プランⅢにおける、区長に占める女性の割合(*1)、まちづくり連絡協議会に占める女性委員の割合(*2)	% %	7.7(*1) 8.3(*2)	—(*1) 25(*2)	15(*1) 20(*2)
3-1	防犯灯の設置	市政アンケート調査における「治安の良さ」に関する満足度 防犯灯設置推進計画の策定(H28で策定済み)	%	65.9	↑	↑

リスク シナリオ (掲載昇順)	取り組み	取り組み指標				
		指標名	単位	現状値 基準値	目標値 (R3)	目標値 (R9)
3-1	自主的な防犯 活動の推進	補助団体数	件	12	10 件/年	10 件/年
3-2	地域生活支援 拠点の充実	市政アンケート調査 における「障がい者が 暮らしやすい環境」に 関する満足度	%	61.9	↑	↑
3-2 6-6 8-2	関連機関との 連携等による 災害への体制 強化	市民活動支援センタ ー登録団体数	団体	106	↑	↑
4-1 4-3	減災を目的と した消防施設 の強化	水利の充足率	%	88	88	89
4-1 4-3	広報・広聴機 能の強化	市 SNS フォロワー 数	人	715	↑	↑
4-1 4-3	通信情報ネッ トワーク等の 対策強化	防災行政無線の音達 エリアカバー率 避難所における防災 備蓄倉庫増設整備率 小中学校避難所への 公衆無線 LAN の整備	% % 箇所数	40 (H30) 100 (H30) 0	40%維持 100%維持 0	40%維持 100%維持 32
4-3	自主防災会へ の補助金交付	自主防災訓練を実施 した自主防災会数	会 (延べ)	869 (R1)	1,000	1,000
4-3	自主防災への 取り組み	自主防災訓練を実施 した自主防災会数	会 (延べ)	869 (R1)	1,000	1,000
4-3 6-6 8-2	男女共同参画 等を踏まえた 稲沢市地域防 災計画の改善	(仮称)男女共同参画 プランⅢにおける、防 災会議における女性 の登用率	%	7.9	—	30

リスク シナリオ (掲載昇順)	取り組み	取り組み指標				
		指標名	単位	現状値 基準値	目標値 (R3)	目標値 (R9)
4-3	発災時の情報 収集・伝達体 制の強化	防災行政無線の音達 エリアカバー率	%	40% (H30)	40%維持	40%維持
5-1	県及び市町村 と企業等にお ける連携	応援協定締結数	締結数	139		
5-3 6-4	道路や橋梁等 の適切な維持 管理と長寿命 化	市政アンケート調査 における「道路の利便 性・整備」に関する満 足度	%	42.4	↑	↑
5-3 6-4	幹線道路及び 緊急輸送道路 の保全整備	「都市計画道路整備 率」に関する数値	%	59.3	↑	↑
5-3 6-2 6-4 6-5	社会インフラ の耐震性強化	「都市計画道路整備 率」に関する数値	%	59.3	↑	↑
5-5 6-2	水道施設の耐 震化及び老朽 化対策	水道の基幹管路耐震 化率	%	68.4	↑	100
5-5	水質汚濁の防 止による生活 環境の整備	設備費補助基数	基	150	175	175
5-5 6-2 6-3	上水道の計画 的な維持管理	配水池の耐震化率	%	52	-	100
5-5 6-2	水道事業の中 長期的なマネジ メント	平成 30 年度に第二期稲沢市水道ビジョン及びアセットマネジメントを 策定した。水道ビジョンについては進捗管理を行い、アセットマネジメ ントについても毎年の更新を行うことで計画的、効率的な整備、更新に 努めている。				

リスク シナリオ (掲載昇順)	取り組み	取り組み指標				
		指標名	単位	現状値 基準値	目標値 (R3)	目標値 (R9)
5-5 7-3	農業用用水施設や排水施設の改修	事業進捗率	%	22.3	22.3	未定
6-3	下水道の計画的な施設整備	公共下水道普及率	%	44.9	44.9	49.8
6-4 7-2	狭あい道路の解消と道路附属物の安全管理	将来のまちづくりに関するアンケート：交通安全対策満足度	ポイント	-2.8	↑	↑
6-4 7-2	密集市街地における面的整備事業	市政アンケート調査における「人口の社会増」に関する数値	人	-65	↑	↑
6-5	都市公園における防災関連施設の導入	市政アンケート調査における「災害対策・防災体制の充実」に関する満足度	%	59.9	↑	↑
6-5	長期的視点による公共施設の整備方針の見直し	公共施設等総合管理計画の見直し (R3 改訂予定)				
6-5	公共施設の耐震化	特定既存耐震不適格建築物の耐震化率	%	100	100	
7-1	二次災害の防止	応急危険度判定士の台帳整理	%	100	100	
7-3 8-5	公園緑地の整備と住民参加による維持管理	市政アンケート調査における「身近な公園・緑地の親しみやすさ」に関する満足度	%	55.3	↑	↑
8-1 8-6	応援部隊の活動拠点となる空地の確保	応急仮設住宅の建設が必要な場合に備え用地の台帳整理	%	100	100	

リスク シナリオ (掲載昇順)	取り組み	取り組み指標				
		指標名	単位	現状値 基準値	目標値 (R3)	目標値 (R9)
8-2	ボランティア活動の支援と拠点の充実	ボランティアセンターへの登録者数(グループ、個人)	団体 人	73 1,245	↑	↑
8-2	防災ボランティアの育成や自主防災組織の拡充	市政アンケート調査における「災害対策・防災体制の充実」に関する満足度	%	59.9	↑	↑
8-2	まちづくりへの市民参画	市政アンケート調査における「市民協働のまちづくりに参加している」に関する市民意識	%	16.4	↑	↑
8-3	液状化危険地域の防災対策	液状化危険地域であることの周知	%	100	100	
8-3	地盤沈下地域の的確な把握	愛知県が実施している測定数	箇所	20	20	20
8-4 8-7	空き家対策	空家等情報提供書報告率(雑草等状況等把握し、是正依頼)	%	77.8	78	100
8-4 8-7	空き家対策	空き家除却費補助件数	棟	2	毎年度 2棟	
8-4 8-7	避難所の整備ならびに支援及び周知徹底	被災者生活再建支援システムの導入	-	導入済み (R1)	-	-
8-5	公共公益施設(文教施設)の機能維持・強化	公共施設等総合管理計画及び稲沢市教育施設長寿命化計画(個別施設計画)に基づいた学校施設の長寿命化改修、大規模改修の実施率	%	0	-	↑

リスク シナリオ (掲載昇順)	取り組み	取り組み指標				
		指標名	単位	現状値 基準値	目標値 (R3)	目標値 (R9)
8-5	文化施設等の 修繕・改修(老 朽化対策)	市民会館利用者数	人	211,575	↑	↑
		図書館利用者数	人	328,996	↑	↑
8-5	公共施設の維 持管理及び適 正化	公共施設総延床面積	m ²	400628.63	↓	↓
8-6	空き家対策と しての位置情 報の収集・把 握	空家等情報提供書 報告率(雑草・老朽化 空家等の情報収集)	%	77.8	78	100
8-6	被災者の住居 に対する応急 対応	被災住宅応急修理業 者、障害物除却業者の 整理	%	100	100	
8-7	住宅復興計画 の整備	応急仮設住宅の建設 が必要な場合に備え 用地の台帳整理	%	100	100	

2 施策分野ごとの強靱化施策の推進方針

11 の施策分野（7の個別施策分野／4の横断的分野）ごとの推進方針を以下に示す。これらの推進方針は、8つの事前に備えるべき目標に照らして必要な対応を施策の分野ごとに分類してとりまとめたものであるが、それぞれの分野間には相互依存関係がある。このため、各分野における施策の推進に当たっては、主管する部課等を明確にした上で関係する各主体において推進体制を構築し、データや工程管理を共有する等、施策の実効性・効率性が確保できるよう十分に配慮する。

（1）個別施策分野

7つの個別施策分野ごとにまとめた推進方針は以下のとおりである。

①行政機能／警察・消防等

（減災を目的とした消防施設の強化）【4-1】【4-3】

○災害による被害の軽減を図るため、耐震性を有する消防水利の整備、通信指令体制の強化等に努める。

（防犯灯の設置）【3-1】

○各行政区内の防犯灯の設置を進め、啓発活動等により防犯に対する市民意識の高揚を促す。

（自主的な防犯活動の推進）【3-1】

○地域の自主的な防犯活動を支援し、安心して暮らしやすいまちづくりを推進するため、公共の場所に防犯カメラを設置する行政区や商業団体に対して補助金を交付する等の対応をしていく。

（避難所の整備ならびに支援及び周知徹底）【8-4】【8-7】

○被災者が一定期間滞在する避難所の指定、周知徹底及び生活環境の確保、被災者に対する円滑な支援に必要な罹災証明書の発行体制の整備、積極的な被災者台帳の作成及び活用を図る。

（風水害等の災害における各関係機関との連携）【1-1】【1-3】

○災害対策基本法の基本理念にのっとり市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を風水害等の災害から保護するため、防災の第一次的責務者として、県関係機関、指定

地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

(災害の拡大を防止するための活動態勢の整備)【2-2】

- 各防災関係機関は、災害の発生を防御して、応急的救助を行う等災害の拡大を防止するための活動態勢を構築する。

(災害応急対策責任者の体制強化)【4-3】

- 災害応急対策責任者(災害対策基本法第50条)は、災害に関する情報の収集及び伝達が、迅速かつ正確になされるよう活動体制を整備するとともに、休日・夜間における体制及び通常伝達系統の災害が発生した場合における体制を構築する。

(防災ヘリコプターの活用)【2-2】【4-3】

- 発生直後の上空からの情報収集活動、救急救助活動、災害応急活動等を、迅速かつ円滑に行うために、防災航空隊を要請して、防災ヘリコプターを活用する体制を整える。

(被災地の実情を考慮した物資の提供)【2-1】【2-6】【6-6】

- 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化するを踏まえ、時宜を得た物資の調達・供給に留意し、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含める等被災地の実情を考慮し、提供する。

(孤立状態の解消と生活必需品等の供給)【2-1】

- 交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給がなされるよう十分配慮する。

(放射線障害における応急措置)【2-2】【7-4】

- 放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合は、地域住民等を放射線から守るため、第一次的責任者である事業者のほか、防災関係機関も放射性物質災害応急対策を事前に図る。

(放射性物質災害の発生を考慮した対策)【7-4】

- 放射性物質災害が発生した場合は、停電等により情報収集・連絡活動、モニタリング、屋内退避・避難誘導等の防護活動等に支障が出る可能性があることから、稲沢市地域防災計画の地震災害対策計画又は風水害等災害対策計画も踏まえて対処する体制を整える。

(被災者に対する住まいの提供)【8-6】【8-7】

- 自らの資力では住宅を確保することが困難な被災者のために、短期間の一時的な住まいとして公共賃貸住宅等の空き家を提供する。
- 被災者の住まいの確保については、自力での住宅再建(取得)を基本とし、再建(取得)への支援をするとともに、住宅供給公社や民間等による住宅の供給を促進する。また、必要に応じて災害公営住宅を整備する。

(応急仮設住宅の設置と空き家の活用)【8-4】【8-6】

- 応急仮設住宅の設置については、民間賃貸住宅等の空き家・空室が存在する地域においては、民間賃貸住宅等の借上げによる方法を積極的に実施する。
- 災害により、自らの資力では住宅を確保することが困難な被災者のために、短期間の一時的な住まいとして公共賃貸住宅等の空き家を提供する。

(復興計画の作成と計画的な復興)【8-2】【8-3】

- 大規模災害により被災した地域の再建を可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、計画的に復興を推進する。

(他の地方公共団体に対する協力要請)【3-2】

- 災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国や県、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣等の協力を求める。

(復旧・復興事業における暴力団排除活動)【3-1】

- 暴力団等による復旧・復興事業への参入・介入等を防止するため、県警察や関係機関と連携して暴力団排除活動を実施する。

(危険物施設の自主保安体制充実強化)【2-2】【7-4】

- 消防力の強化、火災予防のための指導の徹底、危険物等の安全確保に努めるとともに、危険物施設の自主保安体制充実強化を指導し、地震対策と防災教育を推進する。

(防災関係機関による避難の安全確保)【2-2】【7-1】

- 防災関係機関は、消防機関と連携を保ちつつ、その全機能をあげて避難の安全を確保し、消防機関は重要な地域、対象物の防御と救助・救急及び地震による水災の防御等にあたり、激甚な大規模災害等から市民の生命、身体及び財産を保護する。

(危険物施設等の災害拡大防止)【7-4】

- 地震により危険物施設等が被害を受け、又は危険物の流出その他の事故が発生した場

合は、災害の拡大を防止するための適切かつ迅速な応急措置を実施し、周辺住民等に被害を及ぼさないように努めるとともに、それらの情報等を提供して、周辺住民等を早急に避難させる体制を整える。

(要配慮者への支援体制)【4-2】【6-6】

○ 高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者への支援体制を整備する。

(被災者の住居に対する応急対応)【8-6】

○ 家屋に被害を受け、自らの資力では住宅を確保することが困難な被災者のため、応急仮設住宅の設置や被災住宅の応急修理、障害物の除去を実施して、住生活の安定を促進する。

(被災者の生活再建)【8-4】【8-7】

○ 被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる。

(市職員の参集と連絡体制確保)【3-2】

○ 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、必要な職員の参集や連絡体制を構築する。

②住宅・都市

(下水道等の耐震化・長寿命化)【6-3】

○ 既存の下水道（公共下水道、農業集落排水施設、コミュニティ・プラント施設）については、計画的に耐震化・長寿命化を進める。

(合併処理浄化槽の設置補助による生活環境の保全)【2-6】【6-3】

○ 下水道区域外では、合併処理浄化槽の設置補助を進めることにより、良好な生活環境の保全を図る。

(浄水場、重要管路の耐震性確保と維持管理)【5-5】【6-2】

○ 浄水場、重要管路については、「稲沢市水道ビジョン」に基づき、耐震性能の向上を図り、適切な機能の維持・更新を行う。

(大規模災害時における防災拠点の確保・機能拡充)【3-2】

- 巨大地震や超大型台風等の大規模災害時における復旧活動を行う防災拠点を確保し、機能の充実を図る。

(住宅・建築物の耐震化の促進)【1-1】【8-7】

- 「稲沢市建築物耐震改修促進計画」に基づき、住宅・建築物の耐震診断や耐震改修等を促進することで、耐震化・減災化を図る。

(局地的集中豪雨による浸水被害の防止・軽減)【1-3】

- 市街地での局地的集中豪雨による雨水排水対策や民間開発における雨水貯留・浸透施設の設置指導を行うことで、住宅への浸水被害の防止・軽減を図る。

(狭あい道路の解消と道路附属物の安全管理)【6-4】【7-2】

- 狭あい道路の解消について検討する。
- 道路附属物の安全性を確保するため、計画的な修繕、補修により適切な施設管理に努める。

(都市公園における防災関連施設の導入)【6-5】

- 都市公園における防災関連施設の導入を検討する。

(空き家対策)【8-4】【8-7】

- 空き家の発生抑制や適正管理、利活用により、良好な住環境の維持を図る。

(駅近辺の防災に配慮した住居系市街地整備)【1-1】【1-2】

- 居住ニーズの高い駅近辺において、防災に配慮した住居系市街地の整備を推進する。

(避難所の機能向上及び整備)【2-6】【4-3】【5-4】【6-6】

- 災害発生時における避難所等の機能向上及び円滑な避難誘導のため、小中学校等に備蓄倉庫、避難所応急給水栓、避難誘導灯、かまどベンチを整備する。

(避難所の物品等の拡充)【2-6】【5-4】【6-6】

- 避難所等における簡易トイレや発電機等の資機材や食料、水の備蓄量を拡充する。

(空き家対策としての位置情報の収集・把握)【8-6】

- 適切な管理が行われず地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼす特定空き家対策の基礎として、市内の空き家等の位置情報を収集・把握する。

(長期的視点による公共施設の整備方針の見直し)【6-5】

- 長期的視点に立ってインフラを含む公共施設の類型別の方針(再編、更新、長寿命化等)を定める。

(公共施設の耐震化)【6-5】

- 公共施設については、平成 25(2013)年 3 月に策定した「稲沢市建築物耐震改修促進計画(改訂版)」に基づき、令和 2(2020)年度を目途に耐震化を進める。

(幹線道路及び緊急輸送道路の保全整備)【5-3】【6-4】

- インフラ資産(道路、橋梁、上水道、下水道等)について、平成 25(2013)年 9 月施行の改正道路法を遵守し、予防保全の観点で踏まえた点検を含む維持、修繕の実施により適切な維持管理に努めるとともに、特に、幹線道路や緊急輸送道路については、優先的に整備する。

(橋梁等の計画的な維持管理)【5-3】【6-4】

- インフラ資産(橋梁)について、橋梁の安全性・信頼性を確保するため、平成 26(2014)年 7 月施行の国土交通省令・告示を遵守し、5 年ごとに近接目視での点検を行うとともに、「橋梁長寿命化修繕計画」(平成 29(2017)年 3 月)に基づき、計画的かつ効率的な維持管理に努める。

(上水道の計画的な維持管理)【5-5】【6-2】

- インフラ資産(上水道)について、基幹管路や重要主要支線管路の耐震管への布設替え、石橋第二浄水場、祖父江配水場の耐震化及び更新を優先的に進める。

(水道事業の中長期的マネジメント)【5-5】【6-2】

- 「安全」「持続」「強靱」の 3 つの観点から水道事業の将来像を具現化するため、平成 30(2018)年度を開始年度とする新たな水道ビジョン及びアセットマネジメントを策定し、中長期的な視点に立った計画的、効率的な整備、更新に努める。

(雨水貯留施設等浸水被害軽減等の施設の維持管理)【1-3】【8-3】

- 浸水被害を軽減するための施設等のインフラ資産(雨水貯留施設)について、必要に応じて関係機関と協議しながら整備を進めるとともに、定期的な点検等によりポンプ等の適切な維持管理に努める。

(消防施設の耐震化補強)【6-5】【7-1】

- 防火水槽については、震災時による亀裂・破損時でも漏水しないよう、計画的な漏水防

止対策に努める。また、道路下の防火水槽のうち耐震性を有しないものは、漏水防止対策と同時に耐震補強を行う。

(防火井戸の計画的な撤去)【1-3】【7-1】【7-2】

○防火井戸については、計画的に撤去する。

(耐震性貯水槽の設置)【1-2】【7-1】

○震災時の樹木や建物等の倒壊による影響を避けるため、行政区や密集地の外周に新たに耐震性貯水槽を設置する。

(電力の迅速な応急復旧)【6-1】

○被害復旧対策にとって必要不可欠な条件となっている電力を円滑に供給するため、災害が発生した後は被害状況を早期的確に把握し、要員及び資機材を確保するとともに、機動力を発揮して、応急復旧を迅速に実施する体制を整える。

(ガスの迅速な応急復旧)【7-1】

○ガス供給施設に甚大な被害を受けた場合、的確な情報の把握により被害規模を迅速に総合判断し、被災地域へのガスの供給を停止して、火災、爆発等二次災害の防止を図るとともに、早期復旧の措置が行える体制を整える。

(道路沿いの建築物や防災拠点となる建築物等の耐震化促進)【1-1】

○住宅や学校施設及び不特定多数の者が利用する大規模建築物等や地震の際の避難等に必要な道路沿いの建築物、防災拠点となる建築物の耐震化を促進する。

(社会インフラの耐震性強化)【5-3】【6-2】【6-4】【6-5】

○上下水道、道路、鉄道、河川、農業水利施設等の社会インフラの耐震性強化を図り、道路については、広域交通ネットワークのリダンダンシーを確保する観点から整備を促進する。

(多重防御による地域づくりの整備)【7-1】【8-3】

○津波及び堤防等の被災によるゼロメートル地帯の浸水からの迅速かつ確実な避難を実現するため、避難場所や避難路等の整備、津波浸水想定を踏まえた土地利用等ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員する「多重防御」による地域づくりを推進する。

(公共施設の一層の耐震性の強化)【1-1】

- 現在、建築物の構造上の安全性は、建築基準法を基盤に日本建築学会等の技術基準によってかなり高い水準が確保されているが、防災上重要な建物となる公共施設は、より強い地震を想定して、一層耐震性を強化して崩壊防止に努める。

(住宅等を含めた建築物の耐震化・不燃化の推進)【1-1】

- 大規模かつ広域的な災害時に発生する膨大な業務量(救出・救助活動等の初動対応、道路啓開、がれき処理等の復旧活動、被災者の生活再建支援業務等)を軽減するためにも、住宅等を含めた建築物の耐震化・不燃化を一層推進するとともに、非構造部材の転倒・落下防止対策を推進する。

③保健医療・福祉

(ボランティア活動の支援と拠点の充実)【8-2】

- 地域での交流やボランティア活動への参加を促進するとともに、地域福祉の推進役としての役割を果たしている稲沢市社会福祉協議会の活動を支援することで、「自助」「共助」「公助」が互いに機能し合うまちを目指す。
- 地域におけるボランティア団体の活動支援を行うとともに、支援を必要とする人と支援する人との間をコーディネートする、ボランティアセンターの充実に努める。

(社会福祉協議会の機能強化や活動支援)【3-2】

- 地域福祉の推進を図るため、稲沢市社会福祉協議会の機能強化や民生・児童委員の活動支援を行う。
- 地域福祉を推進するため、稲沢市社会福祉協議会と連携し、福祉の拠点を整備する。

(地域生活支援拠点の充実)【3-2】

- 障がい者(児)の様々な状況に応じた支援を切れ目なく提供するため、障がい者施設や医療機関等関係機関との連携を強化する等、地域生活支援拠点の充実に努める。

(地域医療機関の連携、災害時の体制整備)【2-4】【2-5】

- 稲沢市医師会等と連携し、地域における災害時の医療拠点や配置医師を定める等、災害時の救急医療体制の整備について検討する。
- 医療救護については、災害医療コーディネーター、一般社団法人稲沢市医師会、稲沢市歯科医師会、稲沢市薬剤師会、日本赤十字社愛知県支部、災害拠点病院、市等広範囲な協力体制を確立する。

○稲沢市災害医療対策会議において、関係機関との連携・調整を図り、地域における災害医療が円滑に実施できる体制を確保する。

(医療体制の機能強化)【2-4】

○医療機器等設備面を充実させるとともに、脊髄末梢神経センター等の機能強化に努める。

(在宅医療と介護の一体的な推進と連携強化)【2-4】【2-6】

○高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、稲沢市医師会をはじめとする関係団体が参加する稲沢市在宅医療・介護連携推進協議会を中心に、研修・啓発等を行い、在宅医療と介護の一体的な推進を行うとともに、関係者の連携を図っていく。

(介護保険施設の充足)【2-4】【8-4】

○在宅生活が困難な高齢者が入所する特養等の介護保険施設の整備に補助金を交付し、介護保険施設の充足を図る。

(避難行動要支援者に対する避難誘導)【3-2】【4-2】【6-6】

○避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有を図る。

(災害時における防疫措置)【2-5】

○災害の発生した場合における防疫措置は、生活環境の悪化、り災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件下に行われるものであるため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)に従い迅速に実施して、感染症流行の未然防止に万全を期する。

(社会福祉施設への適切な避難誘導)【4-3】

○市は、社会福祉施設等の管理者ならびに地域住民やボランティア団体等の多様な主体と協力体制を構築し、その施設を利用するものを適切に避難誘導する。

(要配慮者への支援体制)【4-2】【6-6】[再掲]

○高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者への支援体制を整備する。

④産業・経済・エネルギー

(下水道等の耐震化・長寿命化)【6-3】[再掲]

- 既存の下水道（公共下水道、農業集落排水施設、コミュニティ・プラント施設）については、計画的に耐震化・長寿命化を進める。

(農地及び農業用施設の災害発生防止)【7-5】

- 農地及び農業用施設の災害の発生を未然に防止し、農業生産の維持及び農業経営の安定を図り、あわせて市域の保全を推進する。

(電力の迅速な応急復旧)【6-1】[再掲]

- 被害復旧対策にとって必要不可欠な条件となっている電力を円滑に供給するため、災害が発生した後は被害状況を早期的確に把握し、要員及び資機材を確保するとともに、機動力を発揮して、応急復旧を迅速に実施する体制を整える。

(ガスの迅速な応急復旧)【7-1】[再掲]

- ガス供給施設に甚大な被害を受けた場合、的確な情報の把握により被害規模を迅速に総合判断し、被災地域へのガスの供給を停止して、火災、爆発等二次災害の防止を図るとともに、早期復旧の措置が行える体制を整える。

(中小企業、農林水産業者に対する支援)【5-2】

- 被災した中小企業、農林水産業者に対し、事業資金の融資等による支援を行うとともに、関係団体等の支援情報をとりまとめて提供することにより、早期の事業再開をするための支援を実施する。

(防災対策を実施すべき事業所等への対応)【3-2】

- 防災対策を実施すべき事業所等に対し、必要に応じそのとるべき措置について指示、要請又は勧告を行う。

(地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ)【5-1】

- 企業を地域コミュニティの一員としてとらえて、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

(事業継続計画（BCP）の策定促進)【5-1】

- 市及び商工団体等は、企業防災の重要性や事業継続計画（BCP）の必要性について積極的な啓発に努め、企業が事業継続計画（BCP）を策定するにあたっては、県及び市

はそれぞれが策定している被害想定やハザードマップ等を積極的に公表する。

(企業への支援体制の整備)【5-1】

- 市及び商工団体等は、企業が被災した場合に速やかに相談等に対応できるよう、相談窓口・相談体制等について検討するとともに、被災企業等の事業再開に関する各種支援について、あらかじめ整理する。

(ライフライン関係施設等の代替性の確保)【5-2】【6-1】

- ライフライン関係施設等について、浸水防止対策等災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

⑤情報通信

(広報・広聴機能の強化)【4-1】【4-3】

- ICTの発展が著しい社会情勢を踏まえ、SNS等媒体の多様化に対応する等、広報・広聴機能の強化を図る。

(まちづくりへの市民参画)【8-2】

- 行政と市民との情報共有の仕組みを整備し、市民がまちづくりに参画する機会の充実に努める。

(通信情報ネットワーク等の対策強化)【4-1】【4-3】

- 災害発生時の迅速な避難を可能とする防災行政無線(同報系)等の通信情報ネットワーク、避難施設や防災備蓄倉庫等のハードの整備を行い、大規模災害時の対策強化を図る。

(発災時の情報収集・伝達体制の強化)【4-3】

- 発災時における積極的な情報の収集・伝達・共有体制の強化や、県及び市町村間の相互支援体制を構築する。

(住民の円滑な避難行動の支援)【1-3】【2-2】【2-3】【4-3】

- 住民等の円滑かつ安全な避難行動を支援するため、ハザードマップの作成、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示等に加えて必要に応じた「屋内安全確保」の指示、避難行動要支援者名簿の作成及び活用を図る。
- 水災による被害の軽減を図るため、浸水想定区域の指定等、水防法等に基づく減災対策を推進する。

- ハザードマップの作成、避難勧告等の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示等に加えて必要に応じた「屋内安全確保」の指示、避難行動要支援者名簿の作成及び活用を実施する。

(避難行動要支援者に対する避難誘導)【3-2】【4-2】【6-6】[再掲]

- 避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有を図る。

(帰宅困難者に対する必要物資の確保)【2-3】

- 公共交通機関の運行状況によっては、「むやみに移動(帰宅)を開始しない」という基本原則を積極的に広報することにより、帰宅困難者の集中による混乱発生の防止に努め、一斉帰宅を抑制するため、事業者等に対して従業員等を職場等に滞在させることができるよう、必要な物資の備蓄等を促す。

(災害情報の一元管理と災害応急対策の実施)【4-1】

- 災害情報を一元的に把握するとともに、関係機関を含めて災害に関する情報を共有することができる体制のもと、相互に連携して適切な災害応急対策の実施をする。

(防災関係機関の連携による情報伝達強化)【4-1】

- 市及び防災関係機関は、重要通信の疎通を確保するとともに、効果的な通信の運用を図るため、有線・無線の通常の通信手段を利用するほか、携帯電話や衛星通信施設、電話・電報施設の優先利用、放送事業者への放送の依頼等を行う。

(被災者等への的確で速やかな情報伝達)【2-6】【4-3】

- 被災者等への確かつ分かりやすい情報を速やかに公表・伝達するとともに、相談窓口の設置等により、住民等からの問い合わせ対応を行う。

(防災ヘリコプターの活用)【2-2】【4-3】[再掲]

- 発生直後の上空からの情報収集活動、救急救助活動、災害応急活動等を、迅速かつ円滑に行うために、防災航空隊を要請して、防災ヘリコプターを活用する体制を整える。

(被災地の実情を考慮した物資の提供)【2-1】【2-6】【6-6】[再掲]

- 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達・供給に留意し、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含める等被

災地の実情を考慮し、提供する。

(孤立状態の解消と生活必需品等の供給)【2-1】[再掲]

- 交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給がなされるよう十分配慮する。

(地盤沈下地域の的確な把握)【8-3】

- 地盤沈下地域を的確に把握し、情報を提供するとともに、稲沢市地域防災計画に反映させる等必要な防災対策を積極的に実施する。

(避難勧告の積極的な実施)【4-3】

- 避難勧告等は、空振りをおそれず、住民等が適切な避難行動をとれるように、発令基準を基に発令する。

⑥防災教育・文化

(防火意識の高揚と啓発)【2-2】

- 防火意識の高揚・啓発を図るため、保育園や幼稚園への防火指導や少年消防クラブの県消防学校一日入校を実施する。

(防災ボランティアの育成や自主防災組織の拡充)【8-2】

- 地域防災力を強化するため、防災情報の提供や補助制度の啓発に努めて市民の防災意識を高めるとともに、防災ボランティアの育成や自主防災組織の充実を図る。

(防犯力の強化と防犯ボランティアの構築)【8-2】

- 地域の防犯力を高めるため、市民による防犯ボランティア活動の活性化を図るとともに、大学や企業にも呼びかけ、新たな防犯ボランティア体制の構築を促す。

(文化施設等の修繕・改修(老朽化対策))【8-5】

- 市民会館等の文化施設や生涯学習施設について、適切な修繕や改築を行う。
- 市民会館等の文化施設や生涯学習施設について、ニーズの変化や施設の老朽化に伴い、施設総量の適正化も図る。

(公共施設の維持管理及び適正化)【8-5】

- 人口減少や市民ニーズの変化といった時代の変化に合わせ、既存施設を有効活用する

等、公共施設の機能を維持しながら、統合・廃止による集約化や複合化も視野に施設総量の適正化に取り組む。

(自主防災会への補助金交付)【4-3】

- 自主防災会が行う訓練に対して、1世帯あたり100円の補助金を交付する。また、自主防災会が設置する消防施設等設置費用に対し補助金を交付する等の対応をしていく。

(多種多様な組織の連携)【8-2】

- 各防災関係機関は、過去の災害から得られた教訓を踏まえ、適切な役割分担及び相互の連携協力の下、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、多様な主体が自発的に行う防災活動を促進し、市民や事業者、自主防災組織、ボランティア等と一体となる取り組みを促進する。

(住民の円滑な避難行動の支援)【1-3】【2-2】【2-3】【4-3】[再掲]

- 住民等の円滑かつ安全な避難行動を支援するため、ハザードマップの作成、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示等に加えて必要に応じた「屋内安全確保」の指示、避難行動要支援者名簿の作成及び活用を図る。
- 水災による被害の軽減を図るため、浸水想定区域の指定等、水防法等に基づく減災対策を推進する。
- ハザードマップの作成、避難勧告等の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示等に加えて必要に応じた「屋内安全確保」の指示、避難行動要支援者名簿の作成及び活用を実施する。

(避難警戒レベルを付した情報提供)【4-1】

- 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告・避難指示(緊急)及び災害発生情報等に警戒レベルを付して提供することにより、避難のタイミングや住民等がとるべき行動を明確にする。

(様々な主体が連携した災害被害の軽減)【8-2】

- 自然災害からの安全・安心を得るためには、行政による公助はもとより、市民一人ひとりの自覚に根ざした自助、身近なコミュニティ等による共助が大切であり、国の「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針」を踏まえ、社会の様々な主体が連携して、災害被害の軽減に向けた防災活動を行う仕組みを構築する。

(水害リスクに係る情報の提供)【1-3】

- 住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取り組みを行う契機とな

るよう、分かりやすい水害リスクに係る情報を提供する。

(関係機関における事故・火災等の予防対策)【4-3】

- 関係機関と連携し、事故・火災等に対する連絡体制の整備、必要資機材の備蓄、訓練等の予防対策を実施することにより、発災時における被害拡大防止を行う。

(避難行動要支援者に対する避難誘導)【3-2】【4-2】【6-6】[再掲]

- 避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有を図る。

(帰宅困難者に対する必要物資の確保)【2-3】[再掲]

- 公共交通機関の運行状況によっては、「むやみに移動(帰宅)を開始しない」という基本原則を積極的に広報することにより、帰宅困難者の集中による混乱発生の防止に努め、一斉帰宅を抑制するため、事業者等に対して従業員等を職場等に滞在させることができるよう、必要な物資の備蓄等を促す。

(多様なニーズに配慮した防災訓練・教育)【2-6】【4-3】【6-6】

- 防災訓練、教育等の実施にあたっては、要配慮者の多様なニーズに十分配慮して、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮する。

(自主防災への取り組み)【4-3】

- 公助による対応には限界があることから、被災地内でもできる限り助けを待つ「受援者」ではなく、自らの安全を確保した上で周囲を助ける「支援者」として協力する体制を構築する。

(自主防災組織による組織的な活動)【2-2】

- 平素から住民等による自主防災組織を設けて、出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難等を組織的に行う。

(防災知識の普及啓発)【2-2】

- 様々な主体を通じた防災知識の普及啓発に努め、各主体が連携して防災活動に参加できるように配慮するとともに、家庭や事業所等における安全に対する備えを促進する。

(市民の防災意識向上の推進)【2-2】【3-2】

- 地震災害を最小限に食い止めるためには、市及び防災関係機関による災害対策の推進はもとより、市民の一人ひとりが日ごろから地震災害についての認識を深め、災害から自らを守るとともに、お互いに助け合うという意識と行動が必要である。このため、防災訓練、教育、広報等を通じて防災意識の向上を促進する。

(災害対策の推進と啓発)【2-2】【3-2】【5-2】

- 特に稀にしか発生しない大規模かつ広域的な災害に備え、市民・民間企業等が、防災・減災対策に自ら取り組むためには、動機付けやコスト等の障害があるため、自助・共助の必要性を適切に伝え、行動に結びつけるための取り組みを行う。

(地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ)【5-1】[再掲]

- 企業を地域コミュニティの一員としてとらえて、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

(指定文化財等の保存修理と防災設備の維持管理)【8-5】

- 有形文化財等の貴重な指定文化財及び保存施設について、適切な保存修理を行う。また、建造物等の防災設備について、適切な維持管理を行う。

⑦環境

(ごみ処理施設や污水处理施設等の維持・更新)【6-3】【8-1】

- ごみ処理施設や污水处理施設及び斎場は、衛生的で良好な市民生活を送るために不可欠な施設であり、今後とも適切な機能の維持・更新を図る。

(公共公益施設(文教施設)の機能維持・強化)【8-5】

- 公共公益施設については、必要に応じて更新するとともに、市民の文化・芸術活動、生活交流、健康な生活を支える場として施設機能の維持・強化を図る。
- 小中学校等の教育施設については、点検診断等の結果から異常が認められる施設について、早期に修繕、改修等の対策を講じるとともに、耐力度調査の結果等をもとに、緊急性やライフサイクルコスト等に鑑みながら施設長寿命化に向けた対応を検討する。

(河川の改修整備促進等による減災・防災)【1-3】【5-5】【8-3】

- 河川管理者と連携して河川等の改修整備を促進し、流下能力の向上を図るとともに、雨水貯留施設の整備を検討する。

- 国・県管理の河川における治水機能の適切な維持管理について働きかけを行う。
- 浸水被害の軽減のため、河川及び流域における雨水対策として、排水路改修や雨水貯留施設等の整備に努める。
- 洪水による災害を防止するため、河川・排水路の維持修繕に努める。

(防災・減災に配慮した市街地の形成)【1-1】【7-3】

- 新たな市街地を形成する地域については、土地区画整理事業等の実施により、一時避難場所となる公園の適正な配置や避難路の確保、延焼を防止するための街路樹を植樹することで、防災・減災に配慮する。また、関係機関と調整しながら治水対策を行う。

(公園緑地の整備と住民参加による維持管理)【7-3】【8-5】

- 新たなまちづくりを展開していく地域において、使いやすく特色のある公園や緑地の整備を行うとともに、維持管理に地域住民等の参加を促し、地域の愛着を深めていく活動を展開する。

(し尿処理施設の老朽化対策)【6-3】

- し尿処理施設は稼働後 40 年以上が経過して老朽化が進んでいることから、施設への負荷軽減のため、隣接する流域下水道への接続を検討する。

(自主的な防犯活動の推進)【3-1】[再掲]

- 地域の自主的な防犯活動を支援し、安心して暮らしやすいまちづくりを推進するため、公共の場所に防犯カメラを設置する行政区や商業団体に対して補助金を交付する等の対応をしていく。

(水質汚濁の防止による生活環境の整備)【5-5】

- 生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の整備を図ることを目的として、合併処理浄化槽を設置した方に対し補助金を交付する等の対応をしていく。

(下水道の計画的な施設整備)【6-3】

- インフラ資産(下水道)について、今後の施設整備については、「稲沢市污水適正処理構想」平成 28(2016)年 2 月)に基づき、経済的かつ計画的に進める。

(水路等施設の安全性の確保)【1-3】

- 水路については、市が管理するものとそれ以外とで分けし、施設の異常、損傷等を早期に発見し、安全性が確保できるよう適切に対応する。

(交通・ライフライン関係施設等の予防措置)【5-3】【5-4】【6-4】

- 交通・ライフライン関係施設等は、住民の日常生活及び社会・経済活動上、欠くことのできないものであり、地震が発生した後の災害復旧の根幹となるべき使命を担っているため、事前の予防措置を日頃から講じる。

(密集市街地における面的整備事業)【6-4】【7-2】

- 都市計画マスタープラン等に基づき、適切に土地利用計画を定め、道路・公園等の防災上重要な都市施設の整備や建築物の不燃化を促進し、さらに都市基盤施設が不足する密集市街地では、土地区画整理事業や市街地再開発事業等の面的整備事業を実施する。

(応援部隊の活動拠点となる空地の確保)【8-1】【8-6】

- 広域かつ大規模な災害においては、応援部隊の活動拠点や仮設住宅建設、がれきの仮置場となる空地が不足することが想定されるため、予めオープンスペースの活用方法について調整する。

(液状化危険地域の防災対策)【8-3】

- 液状化(クイック・サンド現象)危険地域における防災対策として、住宅等の高層化によりオープンスペースを確保するとともに、支持杭の使用を奨励して、建築物の耐震性の強化を実施する。

(水災被害の拡大防止)【1-3】

- 市及び各機関は、堤防の崩壊・き裂、水門、樋門等の決壊等による浸水のおそれがある場合又は浸水による水災に対し、水防上必要な警戒活動、広報活動、応急復旧活動を適切に実施し、氾濫水による被害の拡大防止に努める。

(浸水対策における水防対策)【1-3】

- 浸水対策については、「愛知県水防計画」及び「愛知県尾張水害予防組合水防計画」に基づき準拠し、仕組みを構築する。

(2) 横断的分野

4の横断的分野ごとにまとめた推進方針は以下のとおりである。

①リスクコミュニケーション

(迅速な市街地復興のための体制の明確化)【8-2】

- 災害時の早期かつ的確な市街地復興のため、被災時における実施体制や手順の明確化に係る検討を進める。

(災害弱者の利用する防火対象物等の強化)【1-2】

- 火災の発生を未然に防ぐため、病院や介護施設等災害弱者が利用する防火対象物等への立入検査を強化し、法令遵守の指導や意識啓発を行う。

(被災者の多様なニーズに対する適切な対応)【2-4】【2-6】【6-6】

- 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障がい者その他の特に配慮を要する者(要配慮者)を支援する等、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する体制を整備する。

(発災時の情報収集・伝達体制の強化)【4-3】[再掲]

- 発災時における積極的な情報の収集・伝達・共有体制の強化や、県及び市町村間の相互支援体制を構築する。

(県及び市町村と企業等における連携)【5-1】

- 県及び市町村と企業等との間で協定を締結する等、各主体が連携した応急体制の整備をする。

(救援物資を確実に供給する仕組みづくり)【5-4】

- 被災地のニーズを可能な限り把握するとともに、ニーズの把握や被災地側からの要請が困難な場合には、要請を待たずに必要な物資を送り込む等、被災地に救援物資を確実に供給する仕組みを構築する。

(住民の円滑な避難行動の支援)【1-3】【2-2】【2-3】【4-3】[再掲]

- 住民等の円滑かつ安全な避難行動を支援するため、ハザードマップの作成、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示等に加えて必要に応じた「屋内安全確保」の指示、避難行動要支援者名簿の作成及び活用を図る。

- 水災による被害の軽減を図るため、浸水想定区域の指定等、水防法等に基づく減災対策を推進する。
- ハザードマップの作成、避難勧告等の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示等に加えて必要に応じた「屋内安全確保」の指示、避難行動要支援者名簿の作成及び活用を実施する。

(避難警戒レベルを付した情報提供)【4-1】[再掲]

- 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告・避難指示(緊急)及び災害発生情報等に警戒レベルを付して提供することにより、避難のタイミングや住民等がとるべき行動を明確にする。

(地区居住者、事業者等との連携強化)【8-2】

- 稲沢市地域防災計画への地区防災計画の位置付け等による市と地区居住者等との連携強化、災害応急対策に係る事業者等との連携強化を図る。

(住宅復興計画の整備)【8-7】

- 大規模災害が発生した場合に、円滑かつ迅速な復興に資するため、住宅復興計画・体制の検討を進める等、住民の意向を尊重しつつ、計画的な復興が図られる体制を整備する。

(様々な主体が連携した災害被害の軽減)【8-2】[再掲]

- 自然災害からの安全・安心を得るためには、行政による公助はもとより、市民一人ひとりの自覚に根ざした自助、身近なコミュニティ等による共助が大切であり、国の「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針」を踏まえ、社会の様々な主体が連携して、災害被害の軽減に向けた防災活動を行う仕組みを構築する。

(水害リスクに係る情報の提供)【1-3】[再掲]

- 住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取り組みを行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクに係る情報を提供する。

(帰宅困難者に対する必要物資の確保)【2-3】[再掲]

- 公共交通機関の運行状況によっては、「むやみに移動(帰宅)を開始しない」という基本原則を積極的に広報することにより、帰宅困難者の集中による混乱発生の防止に努め、一斉帰宅を抑制するため、事業者等に対して従業員等を職場等に滞在させることができるよう、必要な物資の備蓄等を促す。

(多様なニーズに配慮した防災訓練・教育)【2-6】【4-3】【6-6】[再掲]

- 防災訓練、教育等の実施にあたっては、要配慮者の多様なニーズに十分配慮して、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮する。

(避難行動要支援者等に対する迅速な避難の促進)【4-3】

- 高齢者や障がい者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進する。

(災害情報の一元管理と災害応急対策の実施)【4-1】[再掲]

- 災害情報を一元的に把握するとともに、関係機関を含めて災害に関する情報を共有することができる体制のもと、相互に連携して適切な災害応急対策の実施をする。

(緊急輸送体制の確保)【2-1】

- 応急対策の実施にあたり必要な人員、物資等を迅速に輸送するため、関係各課が保有する車両等を動員するとともに、運送関係業者等の保有する車両等を調達して、緊急輸送体制を確保する体制を整える。

(二次災害の防止)【7-1】

- あらかじめ登録された応急危険度判定士を現地に派遣し、技術的な危険度判定をして、その危険性を周知することにより、二次災害を未然に防止する体制を整える。

(防災知識の普及啓発)【2-2】[再掲]

- 様々な主体を通じた防災知識の普及啓発に努め、各主体が連携して防災活動に参加できるよう配慮するとともに、家庭や事業所等における安全に対する備えを促進する。

(土地利用の適正な規制、指導)【8-3】

- 地震により発生する地割れ・液状化や地すべり等の地盤災害の予防に万全を期すものとし、特に、地震災害の予防的見地から、造成地、埋立地、軟弱地盤、活断層等を十分考慮の上、土地利用の適正な規制、指導を実施する。

(地盤沈下地域の的確な把握)【8-3】[再掲]

- 地盤沈下地域を的確に把握し、情報を提供するとともに、稲沢市地域防災計画に反映させる等必要な防災対策を積極的に実施する。

(各防災関係機関の役割)【2-2】【3-2】

- 防災関係機関は、防災対策を実施するうえで、他機関の応援等を求める必要がある場合に備えて、事前に協定その他の手続き上の措置を定めるものとする。なお、各防災関係機関が他機関の応援要請について、その具体的な内容を定める場合には、他の機関との競合に留意し、調整を行う。

②人材育成

(ボランティア活動の支援と拠点の充実)【8-2】[再掲]

- 地域での交流やボランティア活動への参加を促進するとともに、地域福祉の推進役としての役割を果たしている稲沢市社会福祉協議会の活動を支援することで、「自助」「共助」「公助」が互いに機能し合うまちを目指す。
- 地域におけるボランティア団体の活動支援を行うとともに、支援を必要とする人と支援する人との間をコーディネートする、ボランティアセンターの充実に努める。

(地域の実情に即した救急需要への対応)【2-2】【2-4】

- 各種災害や高度化する救急需要に即応できるよう、必要な資機材の整備、地域の実情に即した消防・救急車両等設備面の充実及び救急救命士等の知識・技能の向上に努める。

(防火意識の高揚と啓発)【2-2】[再掲]

- 防火意識の高揚・啓発を図るため、保育園や幼稚園への防火指導や少年消防クラブの県消防学校一日入校を実施する。

(防災ボランティアの育成や自主防災組織の拡充)【8-2】[再掲]

- 地域防災力を強化するため、防災情報の提供や補助制度の啓発に努めて市民の防災意識を高めるとともに、防災ボランティアの育成や自主防災組織の充実に努める。

(防犯力の強化と防犯ボランティアの構築)【8-2】[再掲]

- 地域の防犯力を高めるため、市民による防犯ボランティア活動の活性化を図るとともに、大学や企業にも呼びかけ、新たな防犯ボランティア体制の構築を促す。

(男女共同参画等を踏まえた稲沢市地域防災計画の改善)【4-3】【6-6】【8-2】

- 女性や高齢者、障がい者等の参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れるとともに科学的知見及び災害から得られた教訓を踏まえ絶えず稲沢市地域防災計画の改善を図る。

(様々な主体が連携した災害被害の軽減)【8-2】[再掲]

- 自然災害からの安全・安心を得るためには、行政による公助はもとより、市民一人ひとりの自覚に根ざした自助、身近なコミュニティ等による共助が大切であり、国の「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針」を踏まえ、社会の様々な主体が連携して、災害被害の軽減に向けた防災活動を行う仕組みを構築する。

(避難行動要支援者に対する避難誘導)【3-2】【4-2】【6-6】[再掲]

- 避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有を図る。

(防災に関する研究体制の確立と効率的推進)【1-1】

- 防災に関する研究は、広範多岐にわたる研究部門相互の緊密な連繋を図るとともに、各地域の特性に応じた総合的かつ一体的研究体制を確立して、その効率的推進を図る。

(災害対策の推進と啓発)【2-2】【3-2】【5-2】[再掲]

- 特に稀にしか発生しない大規模かつ広域的な災害に備え、市民・民間企業等が、防災・減災対策に自ら取り組むためには、動機付けやコスト等の障害があるため、自助・共助の必要性を適切に伝え、行動に結びつけるための取り組みを行う。

③官民連携

(ボランティア活動の支援と拠点の充実)【8-2】[再掲]

- 地域での交流やボランティア活動への参加を促進するとともに、地域福祉の推進役としての役割を果たしている稲沢市社会福祉協議会の活動を支援することで、「自助」「共助」「公助」が互いに機能し合うまちを目指す。
- 地域におけるボランティア団体の活動支援を行うとともに、支援を必要とする人と支援する人との間をコーディネートする、ボランティアセンターの充実に努める。

(地域医療機関の連携、災害時の体制整備)【2-4】【2-5】[再掲]

- 稲沢市医師会等と連携し、地域における災害時の医療拠点や配置医師を定める等、災害時の救急医療体制の整備について検討する。
- 医療救護については、災害医療コーディネーター、一般社団法人稲沢市医師会、稲沢市歯科医師会、稲沢市薬剤師会、日本赤十字社愛知県支部、災害拠点病院、市等広範囲な

協力体制を確立する。

- 稲沢市災害医療対策会議において、関係機関との連携・調整を図り、地域における災害医療が円滑に実施できる体制を確保する。

(市民一体となった消防力の強化)【2-2】

- 消防団をはじめとした地域における自助・共助による消防力を強化するため、災害時における救護所等の一般利用も想定した消防団詰所整備、本部支援団員の機能強化、消防団員加入促進事業等を実施する。

(関連機関との連携等による災害への体制強化)【3-2】【6-6】【8-2】

- 大規模かつ広域的な災害への対応体制を強化するため、近隣自治体や関係機関・企業等との連携を進める。

(防犯灯の設置)【3-1】[再掲]

- 各行政区内の防犯灯の設置を進め、啓発活動等により防犯に対する市民意識の高揚を促す。

(自主防災会への補助金交付)【4-3】[再掲]

- 自主防災会が行う訓練に対して、1世帯あたり100円の補助金を交付する。また、自主防災会が設置する消防施設等設置費用に対し補助金を交付する等の対応をしていく。

(多種多様な組織の連携)【8-2】[再掲]

- 各防災関係機関は、過去の災害から得られた教訓を踏まえ、適切な役割分担及び相互の連携協力の下、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、多様な主体が自発的に行う防災活動を促進し、市民や事業者、自主防災組織、ボランティア等と一体となる取り組みを促進する。

(県及び市町村と企業等における連携)【5-1】[再掲]

- 県及び市町村と企業等との間で協定を締結する等、各主体が連携した応急体制の整備をする。

(避難警戒レベルを付した情報提供)【4-1】[再掲]

- 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告・避難指示(緊急)及び災害発生情報等に警戒レベルを付して提供することにより、避難のタイミングや住民等がとるべき行動を明確にする。

(地区居住者、事業者等との連携強化)【8-2】[再掲]

- 稲沢市地域防災計画への地区防災計画の位置付け等による市と地区居住者等との連携強化、災害応急対策に係る事業者等との連携強化を図る。

(住宅復興計画の整備)【8-7】[再掲]

- 大規模災害が発生した場合に、円滑かつ迅速な復興に資するため、住宅復興計画・体制の検討を進める等、住民の意向を尊重しつつ、計画的な復興が図られる体制を整備する。

(様々な主体が連携した災害被害の軽減)【8-2】[再掲]

- 自然災害からの安全・安心を得るためには、行政による公助はもとより、市民一人ひとりの自覚に根ざした自助、身近なコミュニティ等による共助が大切であり、国の「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針」を踏まえ、社会の様々な主体が連携して、災害被害の軽減に向けた防災活動を行う仕組みを構築する。

(応急仮設住宅の設置と空き家の活用)【8-4】【8-6】[再掲]

- 応急仮設住宅の設置については、民間賃貸住宅等の空き家・空室が存在する地域においては、民間賃貸住宅等の借上げによる方法を積極的に実施する。
- 災害により、自らの資力では住宅を確保することが困難な被災者のために、短期間の一時的な住まいとして公共賃貸住宅等の空き家を提供する。

(自主防災への取り組み)【4-3】[再掲]

- 公助による対応には限界があることから、被災地内でもできる限り助けを待つ「受援者」ではなく、自らの安全を確保した上で周囲を助ける「支援者」として協力する体制を構築する。

(自主防災組織による組織的な活動)【2-2】[再掲]

- 平素から住民等による自主防災組織を設けて、出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難等を組織的に行う。

(社会福祉施設への適切な避難誘導)【4-3】[再掲]

- 市は、社会福祉施設等の管理者ならびに地域住民やボランティア団体等の多様な主体と協力体制を構築し、その施設を利用するものを適切に避難誘導する。

(災害対策の推進と啓発)【2-2】【3-2】【5-2】[再掲]

- 特に稀にしか発生しない大規模かつ広域的な災害に備え、市民・民間企業等が、防災・減災対策に自ら取り組むためには、動機付けやコスト等の障害があるため、自助・共助

の必要性を適切に伝え、行動に結びつけるための取り組みを行う。

(合意形成と計画的な市街地の復興整備)【1-1】【1-2】

- 地震の発生により都市基盤が脆弱な市街地が大規模に被災した場合等に、緊急かつ円滑に市街地を復興するため、建築基準法、被災市街地復興特別措置法、都市計画法に基づく建築制限を行いながら、地域住民との合意形成を図り、計画的な市街地の整備事業を推進する。

(地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ)【5-1】[再掲]

- 企業を地域コミュニティの一員としてとらえて、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

(事業継続計画(BCP)の策定促進)【5-1】[再掲]

- 市及び商工団体等は、企業防災の重要性や事業継続計画(BCP)の必要性について積極的な啓発に努め、企業が事業継続計画(BCP)を策定するにあたっては、県及び市はそれぞれが策定している被害想定やハザードマップ等を積極的に公表する。

(企業への支援体制の整備)【5-1】[再掲]

- 市及び商工団体等は、企業が被災した場合に速やかに相談等に対応できるよう、相談窓口・相談体制等について検討するとともに、被災企業等の事業再開に関する各種支援について、あらかじめ整理する。

④老朽化対策

(道路や橋梁等の適切な維持管理と長寿命化)【5-3】【6-4】

- 道路の適切な維持管理を目的として、舗装修繕計画や橋梁長寿命化計画等の見直しを適宜行い、老朽化が進む道路及び橋梁の補修や長寿命化に取り組む。
- 地域住民の生活環境の改善と市内交通の円滑化を図るため、道路の改良・改修等に努める。
- 老朽化が進む道路や橋梁については、修繕等適切な管理に努め、長寿命化を図る。

(住宅・建築物の耐震化の促進)【1-1】【8-7】[再掲]

- 「稲沢市建築物耐震改修促進計画」に基づき、住宅・建築物の耐震診断や耐震改修等を促進することで、耐震化・減災化を図る。

(狭あい道路の解消と道路附属物の安全管理)【6-4】【7-2】[再掲]

- 狭あい道路の解消について検討する。
- 道路附属物の安全性を確保するため、計画的な修繕、補修により適切な施設管理に努める。

(水道施設の耐震化及び老朽化対策)【5-5】【6-2】

- 大規模地震による被害から守るため、水道施設の耐震化及び老朽化対策を計画的に推進する。

(文化施設等の修繕・改修(老朽化対策))【8-5】[再掲]

- 市民会館等の文化施設や生涯学習施設について、適切な修繕や改築を行う。
- 市民会館等の文化施設や生涯学習施設について、ニーズの変化や施設の老朽化に伴い、施設総量の適正化も図る。

(適切な避難誘導のための協力体制の構築)【2-6】【6-6】

- 市の関連施設等の管理者は、その施設を利用するものを適切に避難誘導するため、市、地域住民、ボランティア団体等の多様な主体との協力体制を構築する。

(道路沿いの建築物や防災拠点となる建築物等の耐震化促進)【1-1】[再掲]

- 住宅や学校施設及び不特定多数の者が利用する大規模建築物等や地震の際の避難等に必要道路沿いの建築物、防災拠点となる建築物の耐震化を促進する。

(農業用用水施設や排水施設の改修)【5-5】【7-3】

- 用水供給途絶に伴う生産活動への影響を最小限に留めるよう、農業用用水施設の改修を行う。また、土地改良施設の損壊・機能不全による影響を最小限に留めるよう、排水機場等排水施設の改修を行う。

第6章 計画推進の方策

市地域強靱化計画を着実に推進するため、PDCAサイクルを通じて、不断の点検・改善を行う。

1 計画の推進体制

市地域強靱化計画の推進に当たっては、全庁的な体制の下、取り組みを行う。

さらには市だけでなく、国、県、関係団体、民間事業者、市民等との連携・協力・調整により取り組むこととする。

また、必要に応じて各分野の有識者や関係者による意見・助言を受ける場を設けるとともに、個別分野ごとの推進・検討体制等や関係者と連携を図りながら取り組みを進める。

2 施策の重点化

限られた資源で効率的・効果的に稲沢市の強靱化を進めるには、施策の重点化を図る必要がある。

国では、国土強靱化の推進に関する関係府省庁連絡会議において、国土強靱化地域計画に基づき地方公共団体等が実施する補助金・交付金事業に対して、予算の「重点化」、「要件化」、「見える化」をすることにより、地域の国土強靱化の取り組みを一層促進する方針を打ち出している。また、「経済財政運営と改革の基本方針 2020」（令和2（2020）年7月17日閣議決定）において、中長期的視点に立って具体的な数値目標を掲げ、計画的に取り組む必要性を示している。

市地域強靱化計画においては、「効果の大きさ」「緊急度・切迫度」「施策の進捗状況」「平時の活用」「国全体の強靱化に対する貢献」を総合的に勘案して重点施策を選定し、今後の予算編成や国への施策提案に反映していくものとする。

なお、選定した重点施策については、施策の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを図るものとする。

【重点化の視点】

効果の大きさ	災害リスクを回避する上で、どの程度の影響・効果があるか
緊急度・切迫度	災害リスクに照らし、どの程度の緊急性・切迫性があるか
施策の進捗状況	全国水準や指標目標に照らし、どの程度進捗しているか
平時の活用	災害時のみならず、平時においてどの程度活用できるか
国全体の強靱化に対する貢献	国全体の強靱化にどの程度貢献するか

3 計画の進捗管理

市地域強靱化計画に基づく確実な取り組みを推進していくため、年度毎に関連事業等の進捗状況を把握する。進捗状況の把握においては、稲沢市ステージアッププランや実施計画等関連計画で行う事業評価（進捗管理）と連携するとともに、近年の自然災害や国・県の計画の見直し状況を確認し、実施していく。

また、関連事業の進捗状況や各種取り組み結果、重要業績指標等を踏まえて、それぞれの所管課が中心となり、各種取り組みの見直しや改善等を行いながら事業を推進し、本市だけでは対応できない事項については、国、県、関係団体、民間事業者、市民等への働きかけ、事業の推進を図る。

なお、国土強靱化予算の「重点化」「要件化」「見える化」等による地域の国土強靱化の取り組み推進に位置づけられる個別具体的施策については、別紙「稲沢市地域強靱化計画に位置付ける個別具体的施策の事業一覧」に記載し、毎年度更新を行い、着実に取り組みを推進する。

4 計画の見直し

市地域強靱化計画については、現在取り組まれている施策の進捗状況や今後の社会経済情勢の変化等を考慮しながら、国の強靱化施策等の動向も踏まえて、随時、計画全体を見直し修正していくこととする。また、年度の進行管理を行う際には、必要に応じて、第5章「推進すべき施策」を中心として、計画を見直ししていく。

さらに、市地域強靱化計画の見直しに当たっては、関係する他の計画等の修正による進捗状況に十分配慮し、見直し後の市地域強靱化計画を指針として他の計画等に適切に反映されるよう、市地域強靱化計画と関係するその他の計画との、双方向の連携を考慮し、整合を図っていく。

【附属資料】 脆弱性評価結果

(1) 直接死を最大限防ぐ

1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
-----	--

(住宅・建築物の耐震化の促進)

- 「稲沢市建築物耐震改修促進計画」に基づき、住宅・建築物の耐震診断や耐震改修等を促進することで、耐震化・減災化を図る必要がある。

(防災・減災に配慮した市街地の形成)

- 新たな市街地を形成する地域については、土地区画整理事業等の実施により、一時避難場所となる公園の適正な配置や避難路の確保、延焼を防止するための街路樹を植樹することで、防災・減災に配慮する必要がある。また、関係機関と調整しながら治水対策を行う必要がある。

(駅近辺の防災に配慮した住居系市街地整備)

- 居住ニーズの高い駅近辺において、防災に配慮した住居系市街地の整備を推進する必要がある。

(風水害等の災害における各関係機関との連携)

- 災害対策基本法の基本理念にのっとり市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を風水害等の災害から保護するため、防災の第一次的責務者として、県関係機関、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する必要がある。

(防災に関する研究体制の確立と効率的推進)

- 防災に関する研究は、広範多岐にわたる研究部門相互の緊密な連携を図るとともに、各地域の特性に応じた総合的かつ一体的研究体制を確立して、その効率的推進を図る必要がある。

(道路沿いの建築物や防災拠点となる建築物等の耐震化促進)

- 現在、建築物の構造上の安全性は、建築基準法を基盤に日本建築学会等の技術基準によ

ってかなり高い水準が確保されているが、防災上重要な建物となる公共施設は、より強い地震を想定して、一層耐震性を強化して崩壊防止に努める必要がある。

(公共施設の一層の耐震性の強化)

- 現在、建築物の構造上の安全性は、建築基準法を基盤に日本建築学会等の技術基準によってかなり高い水準が確保されているが、防災上重要な建物となる公共施設は、より強い地震を想定して、一層耐震性を強化して崩壊防止に努める必要がある。

(住宅等を含めた建築物の耐震化・不燃化の推進)

- 大規模かつ広域的な災害時に発生する膨大な業務量(救出・救助活動等の初動対応、道路啓開、がれき処理等の復旧活動、被災者の生活再建支援業務等)を軽減するためにも、住宅等を含めた建築物の耐震化・不燃化を一層推進するとともに、非構造部材の転倒・落下防止対策の推進が必要である。

(合意形成と計画的な市街地の復興整備)

- 地震の発生により都市基盤が脆弱な市街地が大規模に被災した場合等に、緊急かつ円滑に市街地を復興するため、建築基準法、被災市街地復興特別措置法、都市計画法に基づく建築制限を行いながら、地域住民との合意形成を図り、計画的な市街地の整備事業を進める必要がある。

1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
-----	---

(駅近辺の防災に配慮した住居系市街地整備) [再掲]

- 居住ニーズの高い駅近辺において、防災に配慮した住居系市街地の整備を推進する必要がある。

(災害弱者の利用する防火対象物等の強化)

- 火災の発生を未然に防ぐため、病院や介護施設等災害弱者が利用する防火対象物等への立入検査を強化し、法令遵守の指導や意識啓発を行う必要がある。

(耐震性貯水槽の設置)

- 震災時の樹木や建物等の倒壊による影響を避けるため、行政区や密集地の外周に新たに耐震性貯水槽を設置する必要がある。

(合意形成と計画的な市街地の復興整備) [再掲]

- 地震の発生により都市基盤が脆弱な市街地が大規模に被災した場合等に、緊急かつ円滑に市街地を復興するため、建築基準法、被災市街地復興特別措置法、都市計画法に基づく建築制限を行いながら、地域住民との合意形成を図り、計画的な市街地の整備事業を進める必要がある。

1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

(河川の改修整備促進等による減災・防災)

- 河川管理者と連携して河川等の改修整備を促進し、流下能力の向上を図るとともに、雨水貯留施設の整備を検討する必要がある。
- 国・県管理の河川における治水機能の適切な維持管理について働きかけを行う必要がある。
- 浸水被害の軽減のため、河川及び流域における雨水対策として、排水路改修や雨水貯留施設等の整備に努める必要がある。
- 洪水による災害を防止するため、河川維持修繕、河川改良等の改修事業を実施して、維持管理の強化と併せ、河川改良等について、水系の一貫とした河川改修の推進が必要である。

(局地的集中豪雨による浸水被害の防止・軽減)

- 市街地での局地的集中豪雨による雨水排水対策や民間開発における雨水貯留・浸透施設の設置指導を行うことで、住宅への浸水被害の防止・軽減を図る必要がある。

(雨水貯留施設等浸水被害軽減等の施設の維持管理)

- 浸水被害を軽減するための施設等のインフラ資産(雨水貯留施設)について、必要に応じて関係機関と協議しながら整備を進めるとともに、定期的な点検等によりポンプ等の適切な維持管理に努める必要がある。

(防火井戸の計画的な撤去)

- 防火井戸については、震災により崩落し、応急対策への障害や落下事故発生の危険、増水時にふたが浮く等危険であるため、計画的な撤去が必要である。

(水路等施設の安全性の確保)

- 水路については、市が管理するものとそれ以外とで分けし、施設の異常、損傷等を早期に発見し、安全性が確保できるよう適切に対応する必要がある。

(住民の円滑な避難行動の支援)

- 住民等の円滑かつ安全な避難行動を支援するため、ハザードマップの作成、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示等に加えて必要に応じた「屋内安全確保」の指示、避難行動要支援者名簿の作成及び活用を図る必要がある。
- 水災による被害の軽減を図るため、浸水想定区域の指定等、水防法等に基づく減災対策の推進が必要である。
- ハザードマップの作成、避難勧告等の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示等に加えて必要に応じた「屋内安全確保」の指示、避難行動要支援者名簿の作成及び活用が必要である。

(風水害等の災害における各関係機関との連携) [再掲]

- 災害対策基本法の基本理念にのっとり市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を風水害等の災害から保護するため、防災の第一次的責務者として、県関係機関、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する必要がある。

(水害リスクに係る情報の提供)

- 住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取り組みを行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクに係る情報の提供が必要である。

(水災被害の拡大防止)

- 市及び各機関は、堤防の崩壊・き裂、水門、樋門等の決壊等による浸水のおそれがある場合又は浸水による水災に対し、水防上必要な警戒活動、広報活動、応急復旧活動を適切に実施し、氾濫水による被害の拡大防止に努める必要がある。

(浸水対策における水防対策)

- 浸水対策については、「愛知県水防計画」及び「愛知県尾張水害予防組合水防計画」に基づき準拠する必要がある。

(2) 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

(緊急輸送体制の確保)

- 応急対策の実施にあたり必要な人員、物資等を迅速に輸送するため、関係各課が保有する車両等を動員するとともに、運送関係業者等の保有する車両等を調達して、緊急輸送体制を確保する体制を整える必要がある。

(被災地の実情を考慮した物資の提供)

- 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達・供給に留意し、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含める等被災地の実情を考慮し、提供する必要がある。

(孤立状態の解消と生活必需品等の供給)

- 交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給がなされるよう十分配慮する必要がある。

2-2 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

(地域の実情に即した救急需要への対応)

- 各種災害や高度化する救急需要に即応できるよう、必要な資機材の整備、地域の実情に即した消防・救急車両等設備面の充実及び救急救命士等の知識・技能の向上に努める必要がある。

(市民一体となった消防力の強化)

- 消防団をはじめとした地域における自助・共助による消防力を強化するため、災害時における救護所等の一般利用も想定した消防団詰所整備、本部支援団員の機能強化、消防団員加入促進事業等を実施する必要がある。

(防火意識の高揚と啓発)

- 防火意識の高揚・啓発を図るため、保育園や幼稚園への防火指導や少年消防クラブの県

消防学校一日入校を実施する必要がある。

(住民の円滑な避難行動の支援) [再掲]

- 住民等の円滑かつ安全な避難行動を支援するため、ハザードマップの作成、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示等に加えて必要に応じた「屋内安全確保」の指示、避難行動要支援者名簿の作成及び活用を図る必要がある。
- 水災による被害の軽減を図るため、浸水想定区域の指定等、水防法等に基づく減災対策の推進が必要である。
- ハザードマップの作成、避難勧告等の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示等に加えて必要に応じた「屋内安全確保」の指示、避難行動要支援者名簿の作成及び活用が必要である。

(災害の拡大を防止するための活動態勢の整備)

- 各防災関係機関は、災害の発生を防御して、応急的救助を行う等災害の拡大を防止するための活動態勢の整備が必要である。

(防災ヘリコプターの活用)

- 発生直後の上空からの情報収集活動、救急救助活動、災害応急活動等を、迅速かつ円滑に行うために、防災航空隊を要請して、防災ヘリコプターを活用する体制を整える必要がある。

(放射線障害における応急措置)

- 放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合は、地域住民等を放射線から守るため、第一次的責任者である事業者のほか、防災関係機関も放射性物質災害応急対策を事前に図る必要がある。

(自主防災組織による組織的な活動)

- 平素から住民等による自主防災組織を設けて、出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難等を組織的に行う必要がある。

(防災知識の普及啓発)

- 様々な主体を通じた防災知識の普及啓発に努め、各主体が連携して防災活動に参加できるよう配慮するとともに、家庭や事業所等における安全に対する備えが必要である。

(危険物施設の自主保安体制充実強化)

- 消防力の強化、火災予防のための指導の徹底、危険物等の安全確保に努めるとともに、

危険物施設の自主保安体制充実強化を指導し、地震対策と防災教育を推進する必要がある。

(市民の防災意識向上の推進)

- 地震災害を最小限に食い止めるためには、市及び防災関係機関による災害対策の推進はもとより、市民の一人ひとりが日ごろから地震災害についての認識を深め、災害から自らを守るとともに、お互いに助け合うという意識と行動が必要である。このため、防災訓練、教育、広報等を通じた防災意識向上の推進が必要である。

(災害対策の推進と啓発)

- 特に稀にしか発生しない大規模かつ広域的な災害に備え、市民・民間企業等が、防災・減災対策に自ら取り組むためには、動機付けやコスト等の障害があるため、自助・共助の必要性を適切に伝え、行動に結びつけるための取り組みを行う必要がある。

(防災関係機関による避難の安全確保)

- 防災関係機関は、消防機関と連携を保ちつつ、その全機能をあげて避難の安全を確保し、消防機関は重要な地域、対象物の防御と救助・救急及び地震による水災の防御等にあたり、激甚な大規模災害等から市民の生命、身体及び財産を保護する必要がある。

(各防災関係機関の役割)

- 防災関係機関は、防災対策を実施するうえで、他機関の応援等を求める必要がある場合に備えて、事前に協定その他の手続き上の措置を定める必要がある。なお、各防災関係機関が他機関の応援要請について、その具体的な内容を定める場合には、他の機関との競合に留意するとともに、調整を行うことが必要である。

2-3 想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱

(住民の円滑な避難行動の支援) [再掲]

- 住民等の円滑かつ安全な避難行動を支援するため、ハザードマップの作成、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示等に加えて必要に応じた「屋内安全確保」の指示、避難行動要支援者名簿の作成及び活用を図る必要がある。
- 水災による被害の軽減を図るため、浸水想定区域の指定等、水防法等に基づく減災対策の推進が必要である。
- ハザードマップの作成、避難勧告等の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示等に加えて必要に応じた「屋内安全確保」の指示、避難行動要

支援者名簿の作成及び活用が必要である。

(帰宅困難者に対する必要物資の確保)

- 公共交通機関の運行状況によっては、「むやみに移動(帰宅)を開始しない」という基本原則を積極的に広報することにより、帰宅困難者の集中による混乱発生の防止に努め、一斉帰宅を抑制するため、事業者等に対して従業員等を職場等に滞在させることができるよう、必要な物資の備蓄等を促す必要がある。

2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
-----	---

(地域医療機関の連携、災害時の体制整備)

- 稲沢市医師会等と連携し、地域における災害時の医療拠点や配置医師を定める等、災害時の救急医療体制の整備について検討する必要がある。
- 医療救護については、災害医療コーディネーター、一般社団法人稲沢市医師会、稲沢市歯科医師会、稲沢市薬剤師会、日本赤十字社愛知県支部、災害拠点病院、市等広範囲な協力体制の確立が必要である。
- 稲沢市災害医療対策会議において、関係機関との連携・調整を図り、地域における災害医療が円滑に実施できる体制の確保が必要である。

(医療体制の機能強化)

- 医療機器等設備面を充実させるとともに、脊髄末梢神経センター等の機能強化に努める必要がある。

(地域の実情に即した救急需要への対応) [再掲]

- 各種災害や高度化する救急需要に即応できるよう、必要な資機材の整備、地域の実情に即した消防・救急車両等設備面の充実及び救急救命士等の知識・技能の向上に努める必要がある。

(在宅医療と介護の一体的な推進と連携強化)

- 高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、稲沢市医師会をはじめとする関係団体が参加する稲沢市在宅医療・介護連携推進協議会を中心に、研修・啓発等を行い、在宅医療と介護の一体的な推進を行うとともに、関係者の連携を図っていく必要がある。

(介護保険施設の充足)

- 在宅生活が困難な高齢者が入所する特養等の介護保険施設の整備に補助金を交付し、介護保険施設の充足を図る必要がある。

(被災者の多様なニーズに対する適切な対応)

- 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障がい者その他の特に配慮を要する者(要配慮者)を支援する等、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する必要がある。

2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

(地域医療機関の連携、災害時の体制整備) [再掲]

- 稲沢市医師会等と連携し、地域における災害時の医療拠点や配置医師を定める等、災害時の救急医療体制の整備について検討する必要がある。
- 医療救護については、災害医療コーディネーター、一般社団法人稲沢市医師会、稲沢市歯科医師会、稲沢市薬剤師会、日本赤十字社愛知県支部、災害拠点病院、市等広範囲な協力体制の確立が必要である。
- 稲沢市災害医療対策会議において、関係機関との連携・調整を図り、地域における災害医療が円滑に実施できる体制の確保が必要である。

(災害時における防疫措置)

- 災害の発生した場合における防疫措置は、生活環境の悪化、り災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件下に行われるものであるため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)に従い迅速に実施して、感染症流行の未然防止に万全を期する必要がある。

2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

(合併処理浄化槽の設置補助による生活環境の保全)

- 下水道区域外では、合併処理浄化槽の設置補助を進めることにより、良好な生活環境の保全を図る必要がある。

(避難所の機能向上及び整備)

- 災害発生時における避難所等の機能向上及び円滑な避難誘導のため、小中学校等に備蓄倉庫、避難所応急給水栓、避難誘導灯、かまどベンチを整備する必要がある。

(避難所の物品等の拡充)

- 避難所等における簡易トイレや発電機等の資機材や食料、水の備蓄量を拡充する必要がある。

(在宅医療と介護の一体的な推進と連携強化) [再掲]

- 高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、稲沢市医師会をはじめとする関係団体が参加する稲沢市在宅医療・介護連携推進協議会を中心に、研修・啓発等を行い、在宅医療と介護の一体的な推進を行うとともに、関係者の連携を図っていく必要がある。

(被災者の多様なニーズに対する適切な対応) [再掲]

- 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障がい者その他の特に配慮を要する者(要配慮者)を支援する等、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する必要がある。

(適切な避難誘導のための協力体制の構築)

- 市の関連施設等の管理者は、その施設を利用するものを適切に避難誘導するため、市、地域住民、ボランティア団体等の多様な主体と協力体制を図る必要がある。

(多様なニーズに配慮した防災訓練・教育)

- 防災訓練、教育等の実施にあたっては、要配慮者の多様なニーズに十分配慮して、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める必要がある。

(被災地の実情を考慮した物資の提供) [再掲]

- 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達・供給に留意し、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含める等被災地の実情を考慮し、提供する必要がある。

(被災者等への的確で速やかな情報伝達)

- 被災者等への的確かつ分かりやすい情報を速やかに公表・伝達するとともに、相談窓口の設置等により、住民等からの問い合わせに対応することが必要である。

(3) 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 被災による警察機能の大幅な低下等による治安の悪化、社会の混乱

(防犯灯の設置)

- 各行政区内の防犯灯のLED化を進め、啓発活動等により防犯に対する市民意識の高揚を促す必要がある。

(自主的な防犯活動の推進)

- 地域の自主的な防犯活動を支援し、安心して暮らしやすいまちづくりを推進するため、公共の場所に防犯カメラを設置する行政区や商業団体に対して補助金を交付する等の対応をしていく必要がある。

(復旧・復興事業における暴力団排除活動)

- 暴力団等による復旧・復興事業への参入・介入等を防止するため、県警察や関係機関と連携して暴力団排除活動が必要である。

3-2 職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

(大規模災害時における防災拠点の確保・機能拡充)

- 巨大地震や超大型台風等の大規模災害時における復旧活動を行う防災拠点を確保し、機能の充実を図る必要がある。

(社会福祉協議会の機能強化や活動支援)

- 地域福祉の推進を図るため、稲沢市社会福祉協議会の機能強化や民生・児童委員の活動支援を行う必要がある。
- 地域福祉を推進するため、稲沢市社会福祉協議会と連携し、福祉の拠点を整備する必要がある。

(地域生活支援拠点の充実)

- 障がい者(児)の様々な状況に応じた支援を切れ目なく提供するため、障がい者施設や医療機関等関係機関との連携を強化する等、地域生活支援拠点の充実に努める必要がある。

(関連機関との連携等による災害への体制強化)

- 大規模かつ広域的な災害への対応体制を強化するため、近隣自治体や関係機関・企業等との連携を進める必要がある。

(避難行動要支援者に対する避難誘導)

- 避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努める必要がある。

(他の地方公共団体に対する協力要請)

- 災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国や県、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣等の協力を求める必要がある。

(防災対策を実施すべき事業所等への対応)

- 防災対策を実施すべき事業所等に対し、必要に応じそのとるべき措置について指示、要請又は勧告を行う必要がある。

(市民の防災意識向上の推進) [再掲]

- 地震災害を最小限に食い止めるためには、市及び防災関係機関による災害対策の推進はもとより、市民の一人ひとりが日ごろから地震災害についての認識を深め、災害から自らを守るとともに、お互いに助け合うという意識と行動が必要である。このため、防災訓練、教育、広報等を通じた防災意識向上の推進が必要である。

(災害対策の推進と啓発) [再掲]

- 特に稀にしか発生しない大規模かつ広域的な災害に備え、市民・民間企業等が、防災・減災対策に自ら取り組むためには、動機付けやコスト等の障害があるため、自助・共助の必要性を適切に伝え、行動に結びつけるための取り組みを行う必要がある。

(市職員の参集と連絡体制確保)

- 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、必要な職員の参集や連絡体制を構築しておく必要がある。

(各防災関係機関の役割) [再掲]

- 防災関係機関は、防災対策を実施するうえで、他機関の応援等を求める必要がある場合に備えて、事前に協定その他の手続き上の措置を定める必要がある。なお、各防災関係

機関が他機関の応援要請について、その具体的な内容を定める場合には、他の機関との競合に留意するとともに、調整を行うことが必要である。

(4) 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

(減災を目的とした消防施設の強化)

- 災害による被害の軽減を図るため、耐震性を有する消防水利の整備、通信指令体制の強化等に努める必要がある。

(広報・広聴機能の強化)

- ICTの発展が著しい社会情勢を踏まえ、SNS等媒体の多様化に対応する等、広報・広聴機能の強化を図る必要がある。

(通信情報ネットワーク等の対策強化)

- 災害発生時の迅速な避難を可能とする防災行政無線（同報系）等の通信情報ネットワークのハードの整備を行い、大規模災害時の対策強化を図る必要がある。

(避難警戒レベルを付した情報提供)

- 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告・避難指示（緊急）及び災害発生情報等に警戒レベルを付して提供することにより、避難のタイミングや住民等がとるべき行動を明確にする必要がある。

(災害情報の一元管理と災害応急対策の実施)

- 災害情報を一元的に把握するとともに、関係機関を含めて災害に関する情報を共有することができる体制のもと、相互に連携して適切な災害応急対策の実施が必要である。

(防災関係機関の連携による情報伝達強化)

- 市及び防災関係機関は、重要通信の疎通を確保するとともに、効果的な通信の運用を図るため、有線・無線の通常の通信手段を利用するほか、携帯電話や衛星通信施設、電話・電報施設の優先利用、放送事業者への放送の依頼等が必要である。

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

(避難行動要支援者に対する避難誘導) [再掲]

- 避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努める必要がある。

(要配慮者への支援体制)

- 高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者への支援体制を整備する必要がある。

4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

(減災を目的とした消防施設の強化) [再掲]

- 災害による被害の軽減を図るため、耐震性を有する消防水利の整備、通信指令体制の強化等に努める必要がある。

(避難所の機能向上及び整備) [再掲]

- 災害発生時における避難所等の機能向上及び円滑な避難誘導のため、小中学校等に備蓄倉庫、避難所応急給水栓、避難誘導灯、かまどベンチを整備する必要がある。

(広報・広聴機能の強化) [再掲]

- ICTの発展が著しい社会情勢を踏まえ、SNS等媒体の多様化に対応する等、広報・広聴機能の強化を図る必要がある。

(通信情報ネットワーク等の対策強化) [再掲]

- 災害発生時の迅速な避難を可能とする防災行政無線(同報系)等の通信情報ネットワークのハードの整備を行い、大規模災害時の対策強化を図る必要がある。

(自主防災会への補助金交付)

- 自主防災会が行う訓練や自主防災会が設置する消防施設等設置費用に対し補助金を交付する必要がある。

(男女共同参画等を踏まえた稲沢市地域防災計画の改善)

- 女性や高齢者、障がい者等の参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れるとともに、科学的知見及び災害から得られた教訓を踏まえ絶えず稲沢市地域防災計画の改善を図る必要がある。

(発災時の情報収集・伝達体制の強化)

- 発災時における積極的な情報の収集・伝達・共有体制の強化を図る必要がある。

(住民の円滑な避難行動の支援) [再掲]

- 住民等の円滑かつ安全な避難行動を支援するため、ハザードマップの作成、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示等に加えて必要に応じた「屋内安全確保」の指示、避難行動要支援者名簿の作成及び活用を図る必要がある。
- 水災による被害の軽減を図るため、浸水想定区域の指定等、水防法等に基づく減災対策の推進が必要である。
- ハザードマップの作成、避難勧告等の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示等に加えて必要に応じた「屋内安全確保」の指示、避難行動要支援者名簿の作成及び活用が必要である。

(関係機関における事故・火災等の予防対策)

- 関係機関と連携し、事故・火災等に対する連絡体制の整備、必要資機材の備蓄、訓練等の予防対策を実施することにより、発災時における被害拡大防止が必要である。

(多様なニーズに配慮した防災訓練・教育) [再掲]

- 防災訓練、教育等の実施にあたっては、要配慮者の多様なニーズに十分配慮して、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める必要がある。

(避難行動要支援者等に対する迅速な避難の促進)

- 高齢者や障がい者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進する必要がある。

(災害応急対策責任者の体制強化)

- 災害応急対策責任者(災害対策基本法第50条)は、災害に関する情報の収集及び伝達が、迅速かつ正確になされるよう活動体制を整備し、特に、休日・夜間における体制及び通常伝達系統の災害が発生した場合における体制に留意する必要がある。

(被災者等への的確で速やかな情報伝達) [再掲]

- 被災者等への的確かつ分かりやすい情報を速やかに公表・伝達するとともに、相談窓口の設置等により、住民等からの問い合わせ対応が必要である。

(防災ヘリコプターの活用) [再掲]

- 発生直後の上空からの情報収集活動、救急救助活動、災害応急活動等を、迅速かつ円滑に行うために、防災航空隊を要請して、防災ヘリコプターを活用する体制を整える必要がある。

(自主防災への取り組み)

- 公助による対応には限界があることから、被災地内でもできる限り助けを待つ「受援者」ではなく、自らの安全を確保した上で周囲を助ける「支援者」として協力する体制が必要である。

(避難勧告の積極的な実施)

- 避難勧告等は、空振りをおそれず、住民等が適切な避難行動をとれるように、発令基準を基に発令する必要がある。

(社会福祉施設への適切な避難誘導)

- 市は、社会福祉施設等の管理者ならびに地域住民やボランティア団体等の多様な主体と協力体制を構築し、その施設を利用するものを適切に避難誘導する必要がある。

(5) 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1	サプライチェーンの寸断等による地元企業の生産力低下
-----	---------------------------

(県及び市町村と企業等における連携)

- 県及び市町村と企業等との間で協定を締結する等、各主体が連携した応急体制の整備に努める必要がある。

(地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ)

- 企業を地域コミュニティの一員としてとらえて、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う必要がある。

(事業継続計画（BCP）の策定促進)

- 市及び商工団体等は、企業防災の重要性や事業継続計画（BCP）の必要性について積極的な啓発に努め、企業が事業継続計画（BCP）を策定するにあたっては、県及び市はそれぞれが策定している被害想定やハザードマップ等を積極的に公表する必要がある。

(企業への支援体制の整備)

- 市及び商工団体等は、企業が被災した場合に速やかに相談等に対応できるよう、相談窓口・相談体制等について検討するとともに、被災企業等の事業再開に関する各種支援について、あらかじめ整理する必要がある。

5-2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
------------	--

(中小企業、農林水産業者に対する支援)

- 被災した中小企業、農林水産業者に対し、事業資金の融資等による支援を行うとともに、関係団体等の支援情報をとりまとめて提供することにより、早期の事業再開をするための支援が必要である。

(災害対策の推進と啓発) [再掲]

- 特に稀にしか発生しない大規模かつ広域的な災害に備え、市民・民間企業等が、防災・減災対策に自ら取り組むためには、動機付けやコスト等の障害があるため、自助・共助の必要性を適切に伝え、行動に結びつけるための取り組みを行う必要がある。

(ライフライン関係施設等の代替性の確保)

- ライフライン関係施設等について、浸水防止対策等災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める必要がある。

5-3	基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
------------	--

(道路や橋梁等の適切な維持管理と長寿命化)

- 道路の適切な維持管理を目的として、舗装修繕計画や橋梁長寿命化計画等の見直しを適宜行い、老朽化が進む道路及び橋梁の補修や長寿命化に取り組む必要がある。

- 地域住民の生活環境の改善と市内交通の円滑化を図るため、道路の改良・改修等に努める必要がある。
- 老朽化が進む道路や橋梁については、修繕等適切な管理に努め、長寿命化を図る必要がある。

(幹線道路及び緊急輸送道路の保全整備)

- インフラ資産(道路)について、平成 25(2013)年 9 月施行の改正道路法を遵守し、予防保全の観点から踏まえた点検を含む維持、修繕の実施により適切な維持管理に努める必要がある。特に、幹線道路や緊急輸送道路については、優先的に整備する必要がある。

(橋梁等の計画的な維持管理)

- インフラ資産(橋梁)について、橋梁の安全性・信頼性を確保するため、平成 26(2014)年 7 月施行の国土交通省令・告示を遵守し、5 年ごとに近接目視での点検を行うとともに、「橋梁長寿命化修繕計画」(平成 29(2017)年 3 月)に基づき、計画的かつ効率的な維持管理に努める必要がある。

(社会インフラの耐震性強化)

- 上下水道、道路、鉄道、河川、農業水利施設等の社会インフラの耐震性強化を図り、道路については、広域交通ネットワークのリダンダンシーを確保する観点から整備を促進することが必要である。

(交通・ライフライン関係施設等の予防措置)

- 交通・ライフライン関係施設等は、住民の日常生活及び社会・経済活動上、欠くことのできないものであり、地震が発生した後の災害復旧の根幹となるべき使命を担っているため、事前の予防措置を日頃から講じておくことが必要である。

5-4 食料等の安定供給の停滞

(避難所の機能向上及び整備) [再掲]

- 災害発生時における避難所等の機能向上及び円滑な避難誘導のため、小中学校等に備蓄倉庫、避難所応急給水栓、避難誘導灯、かまどベンチを整備する必要がある。

(避難所の物品等の拡充) [再掲]

- 避難所等における簡易トイレや発電機等の資機材や食料、水の備蓄量を拡充する必要がある。

(救援物資を確実に供給する仕組みづくり)

- 被災地のニーズを可能な限り把握するとともに、ニーズの把握や被災地側からの要請が困難な場合には、要請を待たずに必要な物資を送り込む等、被災地に救援物資を確実に供給する仕組みを構築する必要がある。

(交通・ライフライン関係施設等の予防措置) [再掲]

- 交通・ライフライン関係施設等は、住民の日常生活及び社会・経済活動上、欠くことのできないものであり、地震が発生した後の災害復旧の根幹となるべき使命を担っているため、事前の予防措置を日頃から講じておくことが必要である。

5-5	用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
------------	------------------------------

(浄水場、重要管路の耐震性確保と維持管理)

- 浄水場、重要管路については、「稲沢市水道ビジョン」に基づき、耐震性能の向上を図り、適切な機能の維持・更新を行う必要がある。

(河川の改修整備促進等による減災・防災) [再掲]

- 河川管理者と連携して河川等の改修整備を促進し、流下能力の向上を図るとともに、雨水貯留施設の整備を検討する必要がある。
- 国・県管理の河川における治水機能の適切な維持管理について働きかけを行う必要がある。
- 浸水被害の軽減のため、河川及び流域における雨水対策として、排水路改修や雨水貯留施設等の整備に努める必要がある。
- 洪水による災害を防止するため、河川維持修繕、河川改良等の改修事業を実施して、維持管理の強化と併せ、河川改良等について、水系の一貫とした河川改修の推進が必要である。

(水道施設の耐震化及び老朽化対策)

- 大規模地震による被害から守るため、水道施設の耐震化及び老朽化対策を計画的に推進する必要がある。

(水質汚濁の防止による生活環境の整備)

- 生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の整備を図ることを目的として、合併処理浄化槽を設置した方に対し補助金を交付する等の対応をしていく必要がある。

(上水道の計画的な維持管理)

- インフラ資産(上水道)について、基幹管路や重要主要支線管路の耐震管への布設替え、石橋第二浄水場、祖父江配水場の耐震化及び更新を優先的に進める必要がある。

(水道事業の中長期的マネジメント)

- 「安全」「持続」「強靱」の3つの観点から水道事業の将来像を具現化するため、平成30(2018)年度を開始年度とする新たな水道ビジョン及びアセットマネジメントを策定し、中長期的な視点に立った計画的、効率的な整備、更新に努める必要がある。

(農業用用水施設や排水施設の改修)

- 用水供給途絶に伴う生産活動への影響を最小限に留めるよう、農業用用水施設の改修を行う必要がある。また、土地改良施設の損壊・機能不全による影響を最小限に留めるよう、排水機場等排水施設の改修を行う必要がある。

(6) ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1	電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
-----	---

(電力の迅速な応急復旧)

- 被害復旧対策にとって必要不可欠な条件となっている電力を円滑に供給するため、災害が発生した後は被害状況を早期的確に把握し、要員及び資機材を確保するとともに、機動力を発揮して、応急復旧を迅速に行う体制を整える必要がある。

(ライフライン関係施設等の代替性の確保) [再掲]

- ライフライン関係施設等について、浸水防止対策等災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める必要がある。

6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
-----	------------------

(浄水場、重要管路の耐震性確保と維持管理) [再掲]

- 浄水場、重要管路については、「稲沢市水道ビジョン」に基づき、耐震性能の向上を図

り、適切な機能の維持・更新を行う必要がある。

(水道施設の耐震化及び老朽化対策) [再掲]

○大規模地震による被害から守るため、水道施設の耐震化及び老朽化対策を計画的に推進する必要がある。

(上水道の計画的な維持管理) [再掲]

○インフラ資産(上水道)について、基幹管路や重要主要支線管路の耐震管への布設替え、石橋第二浄水場、祖父江配水場の耐震化及び更新を優先的に進める必要がある。

(水道事業の中長期的マネジメント) [再掲]

○「安全」「持続」「強靱」の3つの観点から水道事業の将来像を具現化するため、平成30(2018)年度を開始年度とする新たな水道ビジョン及びアセットマネジメントを策定し、中長期的な視点に立った計画的、効率的な整備、更新に努める必要がある。

(社会インフラの耐震性強化) [再掲]

○上下水道、道路、鉄道、河川、農業水利施設等の社会インフラの耐震性強化を図り、道路については、広域交通ネットワークのリダンダンシーを確保する観点から整備を促進することが必要である。

6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

(下水道等の耐震化・長寿命化)

○既存の下水道(公共下水道、農業集落排水施設、コミュニティ・プラント施設)については、計画的に耐震化・長寿命化を進める必要がある。

(合併処理浄化槽の設置補助による生活環境の保全) [再掲]

○下水道区域外では、合併処理浄化槽の設置補助を進めることにより、良好な生活環境の保全を図る必要がある。

(ごみ処理施設や汚水処理施設等の維持・更新)

○ごみ処理施設や汚水処理施設及び斎場は、衛生的で良好な市民生活を送るために不可欠な施設であり、今後とも適切な機能の維持・更新を図る必要がある。

(し尿処理施設の老朽化対策)

- し尿処理施設は稼働後 40 年以上が経過して老朽化が進んでいることから、施設への負荷軽減のため、隣接する流域下水道への接続を検討する必要がある。

(下水道の計画的な施設整備)

- インフラ資産(下水道)について、今後の施設整備については、「稲沢市污水適正処理構想」平成 28(2016)年 2 月)に基づき、経済的かつ計画的に進める必要がある。

6-4 交通インフラの長期間にわたる機能停止

(道路や橋梁等の適切な維持管理と長寿命化) [再掲]

- 道路の適切な維持管理を目的として、舗装修繕計画や橋梁長寿命化計画等の見直しを適宜行い、老朽化が進む道路及び橋梁の補修や長寿命化に取り組む必要がある。
- 地域住民の生活環境の改善と市内交通の円滑化を図るため、道路の改良・改修等に努める必要がある。
- 老朽化が進む道路や橋梁については、修繕等適切な管理に努め、長寿命化を図る必要がある。

(狭あい道路の解消と道路附属物の安全管理)

- 狭あい道路の解消について検討する必要がある。
- 道路附属物の安全性を確保するため、計画的な修繕、補修により適切な施設管理に努める必要がある。

(幹線道路及び緊急輸送道路の保全整備) [再掲]

- インフラ資産(道路)について、平成 25(2013)年 9 月施行の改正道路法を遵守し、予防保全の観点を踏まえた点検を含む維持、修繕の実施により適切な維持管理に努める必要がある。特に、幹線道路や緊急輸送道路については、優先的に整備する必要がある。

(橋梁等の計画的な維持管理) [再掲]

- インフラ資産(橋梁)について、橋梁の安全性・信頼性を確保するため、平成 26(2014)年 7 月施行の国土交通省令・告示を遵守し、5 年ごとに近接目視での点検を行うとともに、「橋梁長寿命化修繕計画」(平成 29(2017)年 3 月)に基づき、計画的かつ効率的な維持管理に努める必要がある。

(社会インフラの耐震性強化) [再掲]

- 上下水道、道路、鉄道、河川、農業水利施設等の社会インフラの耐震性強化を図り、道路については、広域交通ネットワークのリダンダンシーを確保する観点から整備を促進することが必要である。

(交通・ライフライン関係施設等の予防措置) [再掲]

- 交通・ライフライン関係施設等は、住民の日常生活及び社会・経済活動上、欠くことのできないものであり、地震が発生した後の災害復旧の根幹となるべき使命を担っているため、事前の予防措置を日頃から講じておくことが必要である。

(密集市街地における面的整備事業)

- 都市計画マスタープラン等に基づき、適切に土地利用計画を定め、道路・公園等の防災上重要な都市施設の整備や建築物の不燃化を促進し、さらに都市基盤施設が不足する密集市街地では、土地区画整理事業や市街地再開発事業等の面的整備事業が必要である。

6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全

(都市公園における防災関連施設の導入)

- 都市公園における防災関連施設の導入を検討する必要がある。

(長期的視点による公共施設の整備方針の見直し)

- 長期的視点に立ってインフラを含む公共施設の類型別の方針(再編、更新、長寿命化等)を定める必要がある。

(公共施設の耐震化)

- 公共施設については、平成25(2013)年3月に策定した「稲沢市建築物耐震改修促進計画(改訂版)」に基づき、令和2(2020)年度を目途に耐震化を進める必要がある。

(消防施設の耐震化補強)

- インフラ資産(消防施設)について、防火水槽については、震災時による亀裂・破損時でも漏水しないよう、計画的な漏水防止対策に努める必要がある。また、道路下の防火水槽のうち耐震性を有しないものは、漏水防止対策と同時に耐震補強を行う必要がある。

(社会インフラの耐震性強化) [再掲]

- 上下水道、道路、鉄道、河川、農業水利施設等の社会インフラの耐震性強化を図り、道路については、広域交通ネットワークのリダンダンシーを確保する観点から整備を促進することが必要である。

6-6 避難所の機能不足等により避難者の生活に支障が出る事態

(関連機関との連携等による災害への体制強化) [再掲]

- 大規模かつ広域的な災害への対応体制を強化するため、近隣自治体や関係機関・企業等との連携を進める必要がある。

(避難所の機能向上及び整備) [再掲]

- 災害発生時における避難所等の機能向上及び円滑な避難誘導のため、小中学校等に備蓄倉庫、避難所応急給水栓、避難誘導灯、かまどベンチを整備する必要がある。

(避難所の物品等の拡充) [再掲]

- 避難所等における簡易トイレや発電機等の資機材や食料、水の備蓄量を拡充する必要がある。

(男女共同参画等を踏まえた稲沢市地域防災計画の改善) [再掲]

- 女性や高齢者、障がい者等の参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れるとともに、科学的知見及び災害から得られた教訓を踏まえ絶えず稲沢市地域防災計画の改善を図る必要がある。

(被災者の多様なニーズに対する適切な対応) [再掲]

- 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障がい者その他の特に配慮を要する者(要配慮者)を支援する等、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する必要がある。

(避難行動要支援者に対する避難誘導) [再掲]

- 避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努める必要がある。

(適切な避難誘導のための協力体制の構築) [再掲]

- 市の関連施設等の管理者は、その施設を利用するものを適切に避難誘導するため、市、地域住民、ボランティア団体等の多様な主体と協力体制を図る必要がある。

(多様なニーズに配慮した防災訓練・教育) [再掲]

- 防災訓練、教育等の実施にあたっては、要配慮者の多様なニーズに十分配慮して、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める必要がある。

(被災地の実情を考慮した物資の提供) [再掲]

- 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達・供給に留意し、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含める等被災地の実情を考慮し、提供する必要がある。

(要配慮者への支援体制) [再掲]

- 高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者への支援体制を整備する必要がある。

(7) 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1	地震に伴う市街地の大規模火災及びその他二次災害の発生による多数の死傷者の発生
-----	--

(消防施設の耐震化補強) [再掲]

- インフラ資産(消防施設)について、防火水槽については、震災時による亀裂・破損時でも漏水しないよう、計画的な漏水防止対策に努める必要がある。また、道路下の防火水槽のうち耐震性を有しないものは、漏水防止対策と同時に耐震補強を行う必要がある。

(防火井戸の計画的な撤去) [再掲]

- 防火井戸については、震災により崩落し、応急対策への障害や落下事故発生の危険、増水時にふたが浮く等危険であるため、計画的な撤去が必要である。

(耐震性貯水槽の設置) [再掲]

- 震災時の樹木や建物等の倒壊による影響を避けるため、行政区や密集地の外周に新たに耐震性貯水槽を設置する必要がある。

(ガスの迅速な応急復旧)

- ガス供給施設に甚大な被害を受けた場合、的確な情報の把握により被害規模を迅速に総合判断し、被災地域へのガスの供給を停止して、火災、爆発等二次災害の防止を図るとともに、早期復旧の措置が行える体制を整える必要がある。

(二次災害の防止)

- あらかじめ登録された応急危険度判定士を現地に派遣し、技術的な危険度判定をして、その危険性を周知することにより、二次災害を未然に防止する体制を整える必要がある。

(多重防御による地域づくりの整備)

- 津波及び堤防等の被災によるゼロメートル地帯の浸水からの迅速かつ確実な避難を実現するため、避難場所や避難路等の整備、津波浸水想定を踏まえた土地利用等ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員する「多重防御」による地域づくりが必要である。

(防災関係機関による避難の安全確保) [再掲]

- 防災関係機関は、消防機関と連携を保ちつつ、その全機能をあげて避難の安全を確保し、消防機関は重要な地域、対象物の防御と救助・救急及び地震による水災の防御等にあたり、激甚な大規模災害等から市民の生命、身体及び財産を保護する必要がある。

7-2	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺
-----	--

(狭あい道路の解消と道路附属物の安全管理) [再掲]

- 狭あい道路の解消について検討する必要がある。
- 道路附属物の安全性を確保するため、計画的な修繕、補修により適切な施設管理に努める必要がある。

(防火井戸の計画的な撤去) [再掲]

- 防火井戸については、震災により崩落し、応急対策への障害や落下事故発生の危険、増水時にふたが浮く等危険であるため、計画的な撤去が必要である。

(密集市街地における面的整備事業) [再掲]

- 都市計画マスタープラン等に基づき、適切に土地利用計画を定め、道路・公園等の防災

上重要な都市施設の整備や建築物の不燃化を促進し、さらに都市基盤施設が不足する密集市街地では、土地区画整理事業や市街地再開発事業等の面的整備事業が必要である。

7-3 土地改良施設等の損壊・機能不全による多数の死傷者の発生

(防災・減災に配慮した市街地の形成) [再掲]

- 新たな市街地を形成する地域については、土地区画整理事業等の実施により、一時避難場所となる公園の適正な配置や避難路の確保、延焼を防止するための街路樹を植樹することで、防災・減災に配慮する必要がある。また、関係機関と調整しながら治水対策を行う必要がある。

(公園緑地の整備と住民参加による維持管理)

- 新たなまちづくりを展開していく地域において、使いやすく特色のある公園や緑地の整備を行うとともに、維持管理に地域住民等の参加を促し、地域の愛着を深めていく必要がある。

(農業用用水施設や排水施設の改修) [再掲]

- 用水供給途絶に伴う生産活動への影響を最小限に留めるよう、農業用用水施設の改修を行う必要がある。また、土地改良施設の損壊・機能不全による影響を最小限に留めるよう、排水機場等排水施設の改修を行う必要がある。

7-4 有害物質の大規模拡散・流出による地域の荒廃

(放射線障害における応急措置) [再掲]

- 放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合は、地域住民等を放射線から守るため、第一次的責任者である事業者のほか、防災関係機関も放射性物質災害応急対策を事前に図る必要がある。

(放射性物質災害の発生を考慮した対策)

- 放射性物質災害が発生した場合は、停電等により情報収集・連絡活動、モニタリング、屋内退避・避難誘導等の防護活動等に支障が出る可能性があることから、稲沢市地域防災計画の地震災害対策計画又は風水害等災害対策計画も踏まえて対処する体制を整え

る必要がある。

(危険物施設の自主保安体制充実強化) [再掲]

- 消防力の強化、火災予防のための指導の徹底、危険物等の安全確保に努めるとともに、危険物施設の自主保安体制充実強化を指導し、地震対策と防災教育を推進する必要がある。

(危険物施設等の災害拡大防止)

- 地震により危険物施設等が被害を受け、又は危険物の流出その他の事故が発生した場合は、災害の拡大を防止するための適切かつ迅速な応急措置を実施し、周辺住民等に被害を及ぼさないように努めるとともに、それらの情報等を提供して、周辺住民等を早急に避難させる体制を整える必要がある。

7-5 農地等の被害による地域の荒廃

(農地及び農業用施設の災害発生防止)

- 農地及び農業用施設の災害の発生を未然に防止し、農業生産の維持及び農業経営の安定を図り、あわせて市域の保全が必要である。

(8) 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

(ごみ処理施設や污水处理施設等の維持・更新) [再掲]

- ごみ処理施設や污水处理施設及び斎場は、衛生的で良好な市民生活を送るために不可欠な施設であり、今後とも適切な機能の維持・更新を図る必要がある。

(応援部隊の活動拠点となる空地の確保)

- 広域かつ大規模な災害においては、応援部隊の活動拠点や仮設住宅建設、がれきの仮置場となる空地が不足することが想定されるため、予めオープンスペースの活用方法について調整する必要がある。

8-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

（迅速な市街地復興のための体制の明確化）

- 災害時の早期かつ的確な市街地復興のため、被災時における実施体制や手順の明確化に係る検討を進める必要がある。

（ボランティア活動の支援と拠点の充実）

- 地域での交流やボランティア活動への参加を促進するとともに、地域福祉の推進役としての役割を果たしている稲沢市社会福祉協議会の活動を支援することで、「自助」「共助」「公助」が互いに機能し合うまちを目指す必要がある。
- 地域におけるボランティア団体の活動支援を行うとともに、支援を必要とする人と支援する人との間をコーディネートする、ボランティアセンターの充実に努める必要がある。

（防災ボランティアの育成や自主防災組織の拡充）

- 地域防災力を強化するため、防災情報の提供や補助制度の啓発に努めて市民の防災意識を高めるとともに、防災ボランティアの育成や自主防災組織の充実に努める必要がある。

（関連機関との連携等による災害への体制強化）〔再掲〕

- 大規模かつ広域的な災害への対応体制を強化するため、近隣自治体や関係機関・企業等との連携を進める必要がある。

（防犯力の強化と防犯ボランティアの構築）

- 地域の防犯力を高めるため、市民による防犯ボランティア活動の活性化を図るとともに、大学や企業にも呼びかけ、新たな防犯ボランティア体制の構築を促す必要がある。

（まちづくりへの市民参画）

- 行政と市民との情報共有の仕組みを整備し、市民がまちづくりに参画する機会の充実に努める必要がある。

（多種多様な組織の連携）

- 各防災関係機関は、過去の災害から得られた教訓を踏まえ、適切な役割分担及び相互の連携協力の下、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、多様

な主体が自発的に行う防災活動を促進し、市民や事業者、自主防災組織、ボランティア等と一体となって取り組みを進めていく必要がある。

(男女共同参画等を踏まえた稲沢市地域防災計画の改善) [再掲]

- 女性や高齢者、障がい者等の参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れるとともに、科学的知見及び災害から得られた教訓を踏まえ絶えず稲沢市地域防災計画の改善を図る必要がある。

(地区居住者、事業者等との連携強化)

- 稲沢市地域防災計画への地区防災計画の位置付け等による市と地区居住者等との連携強化、災害応急対策に係る事業者等との連携強化を図る必要がある。

(様々な主体が連携した災害被害の軽減)

- 自然災害からの安全・安心を得るためには、行政による公助はもとより、市民一人ひとりの自覚に根ざした自助、身近なコミュニティ等による共助が大切であり、国の「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針」を踏まえ、社会の様々な主体が連携して、災害被害の軽減に向けた防災活動を行う仕組みを構築する必要がある。

(復興計画の作成と計画的な復興)

- 大規模災害により被災した地域の再建を可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、計画的に復興を進める必要がある。

8-3	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
------------	---

(河川の改修整備促進等による減災・防災) [再掲]

- 河川管理者と連携して河川等の改修整備を促進し、流下能力の向上を図るとともに、雨水貯留施設の整備を検討する必要がある。
- 国・県管理の河川における治水機能の適切な維持管理について働きかけを行う必要がある。
- 浸水被害の軽減のため、河川及び流域における雨水対策として、排水路改修や雨水貯留施設等の整備に努める必要がある。
- 洪水による災害を防止するため、河川維持修繕、河川改良等の改修事業を実施して、維持管理の強化と併せ、河川改良等について、水系の一貫とした河川改修の推進が必要である。

(雨水貯留施設等浸水被害軽減等の施設の維持管理) [再掲]

- 浸水被害を軽減するための施設等のインフラ資産(雨水貯留施設)について、必要に応じて関係機関と協議しながら整備を進めるとともに、定期的な点検等によりポンプ等の適切な維持管理に努める必要がある。

(復興計画の作成と計画的な復興) [再掲]

- 大規模災害により被災した地域の再建を可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、計画的に復興を進める必要がある。

(多重防御による地域づくりの整備) [再掲]

- 津波及び堤防等の被災によるゼロメートル地帯の浸水からの迅速かつ確実な避難を実現するため、避難場所や避難路等の整備、津波浸水想定を踏まえた土地利用等ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員する「多重防御」による地域づくりが必要である。

(液状化危険地域の防災対策)

- 液状化(クイック・サンド現象)危険地域における防災対策として、住宅等の高層化によりオープンスペースを確保するとともに、支持杭の使用を奨励して、建築物の耐震性の強化に努める必要がある。

(土地利用の適正な規制、指導)

- 地震により発生する地割れ・液状化や地すべり等の地盤災害の予防に万全を期すものとし、特に、地震災害の予防的見地から、造成地、埋立地、軟弱地盤、活断層等を十分考慮の上、土地利用の適正な規制、指導を行う必要がある。

(地盤沈下地域の的確な把握)

- 地盤沈下地域を的確に把握し、情報を提供するとともに、稲沢市地域防災計画に反映させる等必要な防災対策を積極的に実施していく必要がある。

8-4 被災者の住居確保等の遅延による生活再建の遅れ

(空き家対策)

- 空き家の発生抑制や適正管理、利活用により、良好な住環境の維持を図る必要がある。

(介護保険施設の充足) [再掲]

- 在宅生活が困難な高齢者が入所する特養等の介護保険施設の整備に補助金を交付し、介護保険施設の充足を図る必要がある。

(避難所の整備ならびに支援及び周知徹底)

- 被災者が一定期間滞在する避難所の指定、周知徹底及び生活環境の確保、被災者に対する円滑な支援に必要な罹災証明書の発行体制の整備、積極的な被災者台帳の作成及び活用を図る必要がある。

(応急仮設住宅の設置と空き家の活用)

- 応急仮設住宅の設置については、民間賃貸住宅等の空き家・空室が存在する地域においては、民間賃貸住宅等の借上げによる方法を積極的に活用する必要がある。
- 災害により、自らの資力では住宅を確保することが困難な被災者のために、短期間の一時的な住まいとして公共賃貸住宅等の空き家を提供する必要がある。

(被災者の生活再建)

- 被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要がある。

8-5	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
------------	--

(公共公益施設(文教施設)の機能維持・強化)

- 公共公益施設については、必要に応じて更新するとともに、市民の文化・芸術活動、生活交流、健康な生活を支える場として施設機能の維持・強化を図る必要がある。
- 小中学校等の教育施設については、点検診断等の結果から異常が認められる施設について、早期に修繕、改修等の対策を講じるとともに、耐力度調査の結果等をもとに、緊急性やライフサイクルコスト等に鑑みながら施設長寿命化に向けた対応を検討する必要がある。

(公園緑地の整備と住民参加による維持管理) [再掲]

- 新たなまちづくりを展開していく地域において、使いやすく特色のある公園や緑地の整備を行うとともに、維持管理に地域住民等の参加を促し、地域の愛着を深めていく必要がある。

(文化施設等の修繕・改修（老朽化対策）)

- 市民会館等の文化施設や生涯学習施設について、適切な修繕や改築を行う必要がある。
- 市民会館等の文化施設や生涯学習施設について、ニーズの変化や施設の老朽化に伴い、施設総量の適正化も図る必要がある。

(公共施設の維持管理及び適正化)

- 人口減少や市民ニーズの変化といった時代の変化に合わせ、既存施設を有効活用する等、公共施設の機能を維持しながら、統合・廃止による集約化や複合化も視野に施設総量の適正化に取り組む必要がある。

(指定文化財等の保存修理と防災設備の維持管理)

- 有形文化財等の貴重な指定文化財及び保存施設について、適切な保存修理を行う必要がある。また、建造物等の防災設備について、適切な維持管理を行う必要がある。

8-6	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
------------	---

(空き家対策としての位置情報の収集・把握)

- 適切な管理が行われず地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼす特定空き家対策の基礎として、市内の空き家等の位置情報を収集・把握する必要がある。

(被災者に対する住まいの提供)

- 自らの資力では住宅を確保することが困難な被災者のために、短期間の一時的な住まいとして公共賃貸住宅等の空き家を提供する必要がある。
- 被災者の住まいの確保については、自力での住宅再建(取得)を基本とし、再建(取得)への支援をするとともに、住宅供給公社や民間等による住宅の供給を促進する必要がある。また、必要に応じて災害公営住宅を整備する必要がある。

(応急仮設住宅の設置と空き家の活用) [再掲]

- 応急仮設住宅の設置については、民間賃貸住宅等の空き家・空室が存在する地域においては、民間賃貸住宅等の借上げによる方法を積極的に活用する必要がある。
- 災害により、自らの資力では住宅を確保することが困難な被災者のために、短期間の一時的な住まいとして公共賃貸住宅等の空き家を提供する必要がある。

(応援部隊の活動拠点となる空地の確保) [再掲]

- 広域かつ大規模な災害においては、応援部隊の活動拠点や仮設住宅建設、がれきの仮置場となる空地が不足することが想定されるため、予めオープンスペースの活用方法について調整する必要がある。

(被災者の住居に対する応急対応)

- 家屋に被害を受け、自らの資力では住宅を確保することが困難な被災者のため、応急仮設住宅の設置や被災住宅の応急修理、障害物の除去を実施して、住生活の安定に努める必要がある。

8-7 居住地の損失等により市外へ大量の人口が流出する事態

(住宅・建築物の耐震化の促進) [再掲]

- 「稲沢市建築物耐震改修促進計画」に基づき、住宅・建築物の耐震診断や耐震改修等を促進することで、耐震化・減災化を図る必要がある。

(空き家対策) [再掲]

- 空き家の発生抑制や適正管理、利活用により、良好な住環境の維持を図る必要がある。

(避難所の整備ならびに支援及び周知徹底) [再掲]

- 被災者が一定期間滞在する避難所の指定、周知徹底及び生活環境の確保、被災者に対する円滑な支援に必要な罹災証明書の発行体制の整備、積極的な被災者台帳の作成及び活用を図る必要がある。

(住宅復興計画の整備)

- 大規模災害が発生した場合に、円滑かつ迅速な復興に資するため、住宅復興計画・体制の検討を進める等、住民の意向を尊重しつつ、計画的な復興が図られる体制を整備する必要がある。

(被災者に対する住まいの提供) [再掲]

- 自らの資力では住宅を確保することが困難な被災者のために、短期間の一時的な住まいとして公共賃貸住宅等の空き家を提供する必要がある。
- 被災者の住まいの確保については、自力での住宅再建(取得)を基本とし、再建(取得)への支援をするとともに、住宅供給公社や民間等による住宅の供給を促進する必要がある。また、必要に応じて災害公営住宅を整備する必要がある。

(被災者の生活再建) [再掲]

- 被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要がある。

【用語集】

《あ》

・液状化（現象）

地下水位の高い砂の地盤に強い地震の揺れが加わることで、地層が液体状になる現象。

・応急仮設住宅

災害によって住まいを失った被災者に対し、応急的に貸与される仮の住宅のことをいう。

・オープンスペース

都市における公園・緑地・街路・河川敷・民有地の空地部分等の建築物に覆われていない空間の総称。防災の観点では、火災等の延焼抑止や避難・救護活動、救援物資の集積等の場として重要とされている。

《か》

・狭あい道路

幅員が4m未満で、建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定により同条第1項の道路とみなされるもの又はこれに準ずるものとして特定行政庁に指定された道路のことをいう。

・帰宅困難者

勤務先や外出先等で地震等の自然災害に遭遇し、自宅への帰還が困難になった人々。大規模災害時には、一斉帰宅を抑制することで、帰宅の困難者の発生や集中、それらによる混乱を抑えることが重要とされている。

・緊急輸送道路

災害直後から、避難・救助や物資供給等の応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線で、国・県・市町村等が事前に指定する。

愛知県内の緊急輸送道路延長の合計は2,804 km（令和2年3月現在）。

・洪水避難ビル（洪水時の指定緊急避難場所）

洪水時において、市民が一時的、もしくは緊急避難・退避する施設（学校の校舎・民間施設の屋上等）をいう。

《さ》

・災害拠点病院

災害発生時に災害医療を行う医療機関を支援する病院のことで、高度な診療機能を有し、被災地からの重症傷病者受入れ及び搬出を行なう広域搬送への対応機能、自己完結型の医療救護チームの派遣機能、地域の医療機関への応急用資器材の貸出し機能を有する病院をいう。

本市においては、厚生連稲沢厚生病院が該当する。

・災害廃棄物

地震や津波、洪水等の災害に伴って発生する廃棄物のこと。倒壊・破損した建物等のがれきや木くず、コンクリート等をいう。

・サプライチェーン

製造業において、原材料の調達から消費者に届くまでを一つの連続したシステムとして捉えたときの名称。

・事業継続計画（BCP）

災害時に人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定めた計画。業務継続計画ともいう。

・重要業績指標

組織の目標達成の度合いを見るための指標であり、それぞれの取り組みで、数値化した指標等達成度合いを分かりやすく示したもの。

「K P I (Key Performance Indicator の略)」ともいう。

・水防法

洪水、雨水出水、津波または高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、それをもって公共の安全を保持することを目的とした法律。

・脆弱性（ぜいじゃくせい）

もろくて弱い性質。

・ゼロメートル地帯

標高が、海水面（標高0m）よりも低い陸上の地帯のことをいう。

- ・ **想定最大規模**

想定し得る範囲で最も大きい規模のことをいう。

《た》

- ・ **耐震性貯水槽**

水道管の途中に設置されている災害時の飲料水を貯留するための貯水槽のことをいう。

- ・ **道路啓開**

緊急車両等の通行のため、一車線でも通行可能となるよう、早急に最低限の瓦礫処理を行い、簡易な段差修正等により救援ルートを開けること。

《な》

- ・ **南海トラフ地震臨時情報**

南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合に気象庁より発せられる情報のことをいう。

情報発表時には、「調査中」、「巨大地震警戒」、「巨大地震注意」、「調査終了」のいずれかの文言が付記される。

「調査中」： 臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」が開催される場合

「巨大地震警戒」： 想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード 8.0 以上の地震が発生したと評価した場合

「巨大地震注意」： 監視領域内において、モーメントマグニチュード 7.0 以上の地震が発生したと評価した場合、または想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合

「調査終了」： (巨大地震警戒)、(巨大地震注意) のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

- ・ **二次災害**

最初に発生した災害（一次災害）に起因して起こる、別の災害のことをいう。

- ・ **農業水利施設**

ダム等の基幹的施設から、地域に網の目のように張り巡らされている末端の用排水路施設に至るまでの、農業水利のための施設。農業生産の基盤となる。

《は》

・排水機場

大雨による農地や農業用施設等への水害を未然に防止するために、排水ポンプを運転して、雨水を川や海に強制的に排水するための施設。

・ハザードマップ

地震、風水害、土砂災害、津波等の自然災害に対して、被害が予測される区域、被害の程度、避難場所等が記載されている地図のことをいう。

・非構造部材

建築物を構成する部材のうち、天井材、窓ガラス、照明器具、空調設備等建物のデザインや居住性の向上等を目的に設置される部材。

・避難行動要支援者

高齢者、障がい者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を必要とする人（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を必要とする人。

《ま》

・密集市街地

老朽化した木造建築物が密集し、かつ公共施設（道路・公園・広場等）が十分に整備されていないため、地震や火災が発生した際に、延焼防止や避難のために必要な機能が確保されていない状況にある市街地。

《や》

・要配慮者

高齢者、障がい者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を必要とする人。

《ら》

・罹災（りさい）証明書

地震や風水害等の災害により被災した住家等の被害の程度を市町村が証明したもの。

・リスクコミュニケーション

社会を取り巻くさまざまなリスクに関する情報や意見を、行政、専門家、企業、住民等

関係者の中で相互に交換・共有し、相互理解を深めること。

・ **リスクシナリオ**

基本目標や事前に備えるべき目標を達成できない状態を引き起こす、目標を妨げる事態。

・ **リダンダンシー**

「冗長性」、「余剰」を意味する単語であり、自然災害等による障害発生時に、一部の区間の途絶や一部施設の破壊が全体の機能不全につながらないように、交通ネットワークやライフライン施設をあらかじめ多重化したり、予備の手段が用意されている状態のことをいう。

・ **レジリエンス**

復元力。強靱性。

「I」

・ **ICT**

情報通信技術と訳され、主にパソコン、携帯電話、スマートフォン等、フィールドセンサー（センサーを用いたほ場の環境測定器）、監視カメラ等の機器並びにソフトウェア及びアプリケーションの総称。

「P」

・ **PDCAサイクル**

計画(plan)、実行(do)、評価(check)、改善(act)のプロセスを順に実施する典型的なマネジメントサイクルの一つ。このプロセスを繰り返すことによって、継続的な業務改善活動等の推進が可能とされる。

稲沢市地域強靱化計画

編集・発行：稲沢市総務部危機管理課
〒492-8269 愛知県稲沢市稲府町1番地
TEL:0587-32-1275 FAX:0587-32-1158
発行年月：令和3年2月

